

資
料
編

主なる意見書

議會政治擁護に関する決議

(三〇・一一・一〇 第八回全国大会)

一

終戦十年、西欧諸国はすでに戦災を恢復して、安定から繁栄の段階にある。またアジア其他の後進諸国は、未だ安定の域にはほど遠いが、総じて、祖国建設への気力に見るべきものがある。殊に隣接中共は、もとよりその独裁的強権政治は、我々の組みし得ないところであるといえ、国を挙げての建設への、烈々たる気魄は刮目すべきものがある。

かかる国際情勢に囲まれて、我国の現状は、政治、経済、社会並に思想界等全面にわたり、西欧の安定なく、東亜の気力にも欠けているといわざるを得ない。わけても政治の不安定は、あらゆる不安、混乱の最大の原因となつている。

たまたま社会党の統一成り、保守政党もまた、ほぼ合同実現の情勢にある。二大政党の結成は歓迎すべきことに相違ないが、しかし、そのみで政治の安定は期待し難い。それは両陣営の主義、政策があまりにかけ離れ、このままでは円満に政権の授受を行う、条件を具有していないからである。現状のまま、単なる離合集散による、二大政党が出来上るならば、或は却つて議會政治の、正しい運営を困難ならしめる危険なしとしない。

かくて保守、革新二大政党の実現は、組織、政策及び運営等において前者の近代化、後者の現実化と議會政治の刷新によつて、裏打ちされなければならず、またこれを断行する絶好の機会を提供するものである。

二

第二次大戦以後、共產圏諸国は論外として、世界の五十に近い国々が憲法改正、或は新憲法制定を行つたが、いずれも議会の権威を確立し、政治の安定と国政能率の増進、国費の濫費防止等に、重点をおいているのを特長とする。言い換えれば、政治の公益性を確保するために、国会自らが国会の運営と議員の行為に拘束を加えたもので、公益性の過少なる我國憲法、国会法等は、今や各国の法制に比し著しく時代遅れとさえなつてゐることを識らねばならない。

自由諸国の国会運営の進歩に歩調を合せ、かつ国情に即して、我議會政治を刷新するためには、もとより憲法の改正を必要とするが、しかし憲法の改正を待たずして、その目的を達成できるものも多々あるので、それらは速かに国会法の改正その他の立法措置を始め、国会、政党の決議、自爾によつて実行に移すべきで、ここに或々は政治家の猛省と奮起を促すものである。

本来憲法改正を必要とする改革（括弧内は例示）

一、政治の安定と国政能率の向上に必要な措置

- (イ) 不信任権の濫用防止（表決は議員総数の過半数に改める）
- (ロ) 臨時国会招集の制限（総議員の過半数の要求に改める）
- (ハ) 予算不成立の際の予算措置の明規

二、国費濫費の防止と政治、行政浄化に必要な措置

- (イ) 内閣の予算編成権尊重（国会における予算額修正及び予算を伴う議員立法の禁止）
- (ロ) 大臣及び議員の在任中の行為の制限（大臣の営利事業重役兼務禁止及び大臣、議員の斡旋行為の禁止）

憲法改正によらずして実行可能な改革

- (イ) 選挙制度の改正
- (ロ) 国会内における暴力行為の徹底的排除（暴力を行使せる議員の除名等）
- (ハ) 汚職行為の未然防止と厳罰主義の採用
- (ニ) 国会常任委員会の改廃及び議長、委員長の権限拡大
- (ホ) 政党における政策審議機構の刷新強化
- (ヘ) 政治資金の公明化

三

翻つて思うに、政党、国会の威信失墜は、政治家の責任は言うに及ばず、究極において国民全体の責任であり、議会政治を確立するためには、国民各層が、政治の浄化を自分のこととして、真剣に採り上げ、各地域、職域、或は個人が、公明なる選挙、堅実なる政党、民主的なる国会を築き上げるために協力しなければならぬ。

而して、我々は経済人の領域において、企業は国民経済の発展のために存立し、経営者は国民の負託に応える責任を有することを経営の基本的理念とし、次の如き構想に基いて、自らを律し、かつ議会政治を暴力と墮落から護り抜きたいと考える。

一、議会政治擁護のためには、経済的条件の充実による環境整備が必要である。従つて我々は、産業平和の確立を図り、生産性向上に努力する。

二、インフレは議会政治を破壊に導く、最大の経済的要因となるが、我々はその防止のために不断の努力を続ける。

三、暴力主義、反議会主義、反民主主義と徹底的に闘う。

四、議会主義を基調とする政党を支持し、或は進んで個人として参加し、その向上と刷新に協力する。

五、社会保障政策等の拡充に協力する。

六、議會政治を誤らしめている各界、各地からの陳情を抑制するため、我々は率先して陳情を自粛する。

議會政治擁護のための經濟同友会全国組織における活動方針

(三〇・一一・一〇 第八回全国大会)

議會政治の擁護を目標とし、經濟同友会は全国組織を挙げて、その研究及び実践を行う。活動の基本方針は、形態においては対内的活動と対外的活動に、また内容においては政治的、思想的問題並にそれと不可分の関係にある經濟界の正しい在り方に大別される。その具体的方針の決定は、全国委員会に一任するが、全国委員会は、少くとも左記事項について速かに審議に着手するものとする。なお審議の必要に依じて、全国委員会は、東京及び各地に特別委員会ないし専門委員会を設置する。

第一 經營者の經營に対する方策

一、正しい經濟理念と經營倫理の確立

二、經營の近代化並に生産性向上に関する方策

第二 經營者の政治に対する方策

一、議會政治を国情及び民度に適合せしめるための方策

二、破壊勢力發生原因の究明とその対策

三、議會政治擁護のための具体策

日本經濟の現状に対するわれわれの見解

(三二・四・二三 昭和三十一年度通常総会)

戦後十年、思えばまことに多事多難であつた日本經濟も、いま表面的には一応好況を示している。しかしその内容を分析してみると、当面はともかく、将来については依然必ずしも樂觀を許さない。

現在の好況は、いわゆる緊縮政策や企業努力の効果があつたとはいえ、主として國際經濟の活況に基く輸出の増大並に豊作という他力的要因によつて齎らされたものである。しかるに、第一の要因である國際經濟の好況は、今日概して一応の頂点に達したように思われ、今後のわが國輸出は、絶対額は別として、その伸張率が低下するものと予想される。しかもわれわれは、ここで現状の輸出が多分に限界輸出的であり、國際經濟の需給不均衡の間隙に乗じて伸びるという性格を少なからずもつものであることを看過してはならない。故に近い将来、國際經濟、特に西欧における需給不均衡が解消した暁には、わが國の輸出は再び激烈な國際競争に立向わねばならず、その際現状のままではとうてい多くを期待することはできない。

加うるに、最近歐米諸國並にソ連の未開發國への資本進出はまことにめざましいものがある。この現象は二十世紀後半における新しい貿易方式として注目すべきものであり、わが國としてもこれに対処する方策をとらなければ、國際傾向に立遅れ、ひいては國際収支が多大の影響を蒙ることにならう。

かくて、輸出の前途は決して安泰ではなく、また第二の要因である豊作が全く不確定であり、期待し難いものであるとすれば、わが國經濟の将来はなお多難であることはいうまでもなからう。もとより、景気は当面さして悲觀するには及ばないであらう。しかし、部分的にはいわゆる価格景気に転ずる傾向も窺われ、さらに長期的、かつ質的にみれば、決して現状をもつて満足してはおれず、一步經濟の実体に立ち入れば、そこにはなお克服せねばならぬ多くの問題がよこたわつている。

第一に雇用問題がある。最近の好況にもかかわらず、わが国経済は、依然ほう大な潜在失業群をかかえている。第二に国家予算に弾力性が乏しく、ややもすればインフレーションの要因となる懸念がある。また地方財政も赤字の累積著しく、しかもその根本的建直しが行われていない。第三に労使の關係は現在に至るも相変らず不安定の状態にある。第四に企業の自己資本はなお過少であり、未だにその健全性を回復していない。第五に山林、河川、鉄道等の公共資産は喰潰しが行われており、国全体として真の意味の資本蓄積は必ずしも進んでいない。第六に生産性は米、欧に比し甚だしく低く、輸出競争力はいままおその遅れを取戻していない。第七に中小企業は国民経済的にも、また企業それ自体としても幾多の重要問題を包蔵している、等々の如くである。

これ以外にも問題は多からう。しかし以上の一瞥をもつても経済の基盤は未だ脆弱性を脱してはず、国際競争の最後の勝敗を決する経済力は依然低位にあるということができ、これを打開するためには今後われわれは一層の努力を払わねばならない。

しかるに、現状は五カ年計画も未だ一つの目標の域を出ず、経済政策も不備、欠陥少なからず、経済基盤を強固にせんとする態勢は依然確立されていない。のみならず、ややもすれば好況に幻惑されて、これと逆行する傾向すらみえることは、われわれの極めて遺憾とするところである。

ここでわれわれは、朝鮮動乱によるブームに際して、よく消費を抑え資本蓄積に全力を挙げた西独の教訓に学ぶべきであろう。もとよりわれわれも、この十年間、経済発展に微力を傾けてきたと自負するものであるが、この際いよいよ責任の重大性を自覚し、もつて長期に亘る安定した経済自立の達成に最善の努力を尽さねばならない。

重ねて議會政治擁護について声明

(三一・六・二)

わが国は現在日ソ交渉及び日比賠償並びに、これに続く東南亞諸国との経済協力等、独立後始めて自らの世界政策を決定すべき重大な段階に臨み、何よりも国論の統一を急務としているのである。

然るに、この重大なるときに当り、国会の現状は、院内外の暴力によつて、国政審議権はふみにじられ、議會政治は文字通り累卵の危機に直面しているといわねばならない。

この際、われわれは両党並に議員が揮身の勇氣をもつて国会から暴力を駆逐し、既に会期を終らんとする今議會を軌道に乗せて、国民の国会不信に救を与えるよう強く促すと共に、言論機関はじめ各界指導勢力は、議會政治の危機を打開する為に、相携えて建設的かつ具体的努力を傾けることを提唱する。

日ソ交渉にかんする意見

(三一・七・二四)

経済団体連合会 日本商工会議所

日本経営者団体連盟 経済同友会

関西経済連合会

近く再開される日ソ交渉は、言う迄もなくサンフランシスコ条約締結以来の最大の外交案件であつて、その処理如何は、わが国将来の運命に重大な関係をもつものである。特に領土・領海問題の処理は、将来に亘り、わが国民の生存上ならびに精神

的結束の上から、極めて重大な問題であり、また、抑留者引揚問題ならびに漁業問題の解決は、当面わが同胞の生活に関する切実深刻な問題である。

而して、わが国はさきにサンフランシスコ条約を締結し、自由国家群の一員として、友邦諸國の信頼に応えることをもつて、外交の基本方針としている。

よつて、この交渉に當つては、われわれは後世に悔を残さざるよう人道上、歴史上更にまた、条理上、理のあるところは余すところなく徹底的にこれを主張し、将来、独立國として国運の隆昌をはかる上に、支障を来たすが如きことなきを期すべきものと考ええる。

われわれは、重光首席全權ならびに全權団の努力に対し全幅の信頼をかけているものであり、今後の労苦に対し深甚なる敬意を表する。

以上

技術革新に対応する新減価償却制度の設置

(三一・九・七)

世界各国における最近の技術の進歩には著しいものがある。これに伴つて近い将来、わが国においてもオートメーション、原子力の利用が急速に進展することは必至であり、これに対処して設備、機械の近代化を急ぎ、技術革新に適応する新しい環境を整備しておかねばならないことを痛感する。

しかし、設備近代化のためには巨額な資本投下を必要とするが、これを借入金に依存することになれば、企業の資本構成を益々悪化せしめ、金利負担が過重し、ひいては国際競争力が低下するのみでなく一度不況ともなれば企業は危機に陥り、経済を弱体化せしめるおそれがある。

従つて設備近代化の資金調達は、アメリカや西独が戦後行つた如き、自己金融を主とすることが望ましく、このために現行償却制度の改正により、機械・設備は新・旧に亘り、これを早期に償却せしめることが必要である。

よつて、ここに技術革新に対応すべく、左記の如き措置の採用を望むものである。

記

一、陳腐化旧資産に対する措置

将来の技術革新に対応して陳腐化資産の取換を促進するため、次の措置を講ずること。

(1) 既に陳腐化した資産（対象を指定する、例えば昭和何年以前に取得のもの、或は戦時規格のもの、又は企業の申請によるもの）につき、残存価格の一定割合（例えば五〇％）を限度として特別償却を認めること。但し本金額は当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば二の(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度とする。

(2) 本措置は実施後一定期間（例えば二ケ年）以内に行わしめること。

二、過去の不足償却に対する措置

過去に企業が行つた減価償却と法定償却との差、いわゆる「不足償却」に対し次の措置を講ずること。

(1) 第三次再評価資産に対する経年減価につき、毎期、当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば一の(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度として当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

(2) 第三次再評価対象外の資産に対する不足償却はこれの繰越を認め、当該事業年度の法定償却に加算することを認めると。

三、新規設備に対する措置

設備の近代化を促進するため、新規取得の資産に対し、現行法定償却年限にかかりなく、企業の任意により業種、機種

制限を設けず一定の年限（例えば五ヶ年）を限度とする短期の特別償却を認めること。但し不急不用の設備はこれを除く。
四、前記諸措置によつて生ずる減価償却増額分については、之は別途に積立て、設備近代化及びこれに準ずる目的に限つて使用せしめる措置を講ずること。

現行租税特別措置に関する意見

(三一・九・七)

税制改正に際して、現行の企業に対する諸種の租税特別措置を一応撤廃するとの説が有力のようである。

しかしその際、自己資本の蓄積を増進するためには、なお若干のものについて特別措置が必要と信ずるので、少くとも左記特別措置は存続を適當と考へ、その実現を望むものである。

記

- 一、資本構成是正のための特別措置について
 - (1) 増資配当の免税、法人増資の登録税軽減措置は更に三ヶ年間延長のこと。
 - (2) 貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金の諸制度は存続し、之を恒久的なものとする。
- 二、輸出促進のための特別措置について
 - (1) 輸出所得の特別控除（租税特別措置法第七条の七）は更に三ヶ年間延期すること。

「新技術開発公団」等の設立に対する意見

(三一・一〇・五)

最近科学技術庁は、試験研究の企業化を目的とする「新技術開発公団」及び科学技術に関する資料、情報の供給を目的とする「科学技術情報センター」の設立を計画しているがその内容は本会が昭和二十九年十月に決議した「科学技術促進対策」の一部において主張している所と全く一致するものであつて、その構想の実現には全面的協力をおしまない。

もとより試験研究を積極的に興し、新規事業の開発を図ることは、企業自らが当るのを理想とするけれども、科学技術の分野は企業化までに多額の資本投下を要し、企業の資本蓄積今お不足している現状からみて、到底個々の企業の方では負い切れぬ困難があるのみならず、わが国経済の拡大と発展を促し、もつて雇用力の増大を図るには、新規事業の開発と育成によらざるを得ない。かかる実情にかんがみ、いろいろな議論や批判はあるが、前記の如き公団若しくは類似の政府機関の新設によつて国の手で新規事業開発の端緒をつくるのは、やむを得ないことであらう。

しかしこの方法においてとかく陥り易いのは経済活動から遊離する恐れのあることで、したがつてこの弊を除去するため、公団の事業が企業の創意と自主性を損わないよう運営については特に留意する必要がある。

かかる見地から「新技術開発公団」の事業目的を達成するため、更に左の業務内容を加えることを望む。

記

一、工業化試験研究の実施

わが国の科学技術水準を一般的に向上せしめるには、基礎的研究の振興を図らねばならないが、科学技術が高度に発達している今日、基礎的研究の振興は、単に一研究部門の研究成果だけに期待することはできず、関連研究部門の協力による総合研

究を必要とし、したがつて問題は科学技術庁の在り方そのものにも及んでくるので、当面「新技術開発公団」には既成研究成果の企業化のみでなく、将来企業化の必要性を予想される研究課題についても、その前段階である工業化試験研究を行わしめ、工業化試験研究―企業化を通ずる業務を一貫して行わしめること、並に化学工学の振興に関し適宜の措置を講ずること。

二、科学技術の導入調整及び輸出の促進

わが国の科学技術の後進性は反面外国技術の導入に依存する面が多い。しかし企業が外国技術の導入に急なるあまり、二社以上が重複導入を行い、わが国の利益を害している事例も多い。

これを防止するため、業界全般の技術水準の向上に資すべき外国技術については「新技術開発公団」による一括導入等の途を開くとともに、わが国技術の保護及び輸出を促進するため、特許権の外国出願の助成、委託輸出業務等を行わしめること。

三、運用方法について

「新技術開発公団」の運営は、国の産業政策と表裏一体をなすことが必要であり、この意味において国の決める基本的運用方針に従わねばならぬであろうが、業務内容の細部にわたり政府の濫りな監督権が介入するときは本来公団の如き機関に附与すべき弾力性に富んだ運用の妙味を失う惧れがある。よつて具体的運用については公団の自主性ある責任を尊重し、併せて左の措置を講ずること。

- 1 公団の一貫の運営を期するため、総裁任期の最低限（五年程度）を保証すること。
- 2 総裁の諮問機関として、民間から起用する公平な第三者により構成する運営委員会（仮称）を設け、その委員は総裁の任免とすること。

経営者の社会的責任の自覚と実践

(三一・一一・二一 第九回全国大会)

戦後十年間における日本経済の発展は、まことに顕著なものがあり、いまや復興の過程から、新しい発展の段階を迎えるに至っている。しかしそれは、必ずしも過去においてみられたような発展が、そのまま持続することを意味しない。もちろん、経済がここ当分拡大を続けるであろうことを否定するものではないが、戦後の復興に役立つ戦争によつて繰り延べられた潜在需要など、いろいろな要因が、今日ではその効力を失い、また本質的には、なお脆弱な面がつきまとつてゐることを考えるとき、新しい発展条件を整備することなしには、今後の経済の成長にそう樂觀はできないのである。

他方世界の動向をみると、各国はこぞつて原子力の産業利用、オートメーションの普及など技術革新を進め、生産性の向上に全力をあげて努力し、その国民経済に強じんな生命力を注入している。このような内外の経済情勢から察して、わが国経済は、いまや一大転機に臨んでゐるということができ、今後われわれは短期的にとどまらず、長期的観点に立つて、日本経済の進むべき方途を見出すことが必要であると痛感する。

しからば、この際われわれは何をなすべきであろうか。結論からいえば、最も重要なことは、経営者の社会的責任の自覚と実践であると思ふ。

そもそも企業は、今日においては、単純素朴な私有の域を脱して、社会諸制度の有力な一環をなし、その経営もただに資本の提供者から委ねられておるのみではなく、それを含めた全社会から信任されるものとなつてゐる。と同時に、個別企業の利益が、そのまま社会のそれと調和した時代は過ぎ、現在においては、経営者が進んでその調節に努力しなければ、国民経済の繁栄はもろろんのこと、企業の発展をはかることはできなくなるに至つてゐる。換言すれば、現代の経営者は倫理的にも、実

際的にも単に自己の企業の利益のみを追うことは許されず、経済、社会との調和において、生産諸要素を最も有効に結合し、安価かつ良質な商品を生産し、サービスを提供するという立場に立たなくてはならない。そしてこのような形の企業経営こそ、まさに近代的というに値するものであり、経営者の社会的責任とは、これを遂行することに外ならぬ。この社会的責任は、多くの国々で今日では常識となつてはいるが、今後のわが国経済の健全な拡大も、基本的には経営者がこれを果たすか否かにかかつているといえる。もし経営者がこの責任を果さないとなれば、国家権力の介入によつて企業の自主性は失われ、経済の発展も不可能となる恐れも少くない。

しかしながら、わが国の場合、経営者が社会的責任について自覚しても、完全にこれを実践し得る経済的、社会的環境が未熟であるところに大きな問題がある。これに反して欧米においては、経営者が社会的責任を怠つた場合には、経済的、社会的制裁が加えられるまでに、環境が成熟している。これは結局国民経済の体質がわが経済に比べ健全であつて、社会各層に良識があるからに外ならない。したがつて、わが国における社会的責任は、さきの本来の任務とともに、経済体質を改造し、健全化するという課題を合せてもたねばならず、それはまた同時に、新しい発展条件を整えることにもなるのである。

およそ以上のような認識から、われわれは現状において、その社会的責任を遂行することは云うまでもないが、今後において、永続的な経済繁栄を図るためには、一方において経済体質の改造を図りつつ、他方において企業業経営の近代化を促進することが、経営者の最大の任務であると認め、その達成に努力するものである。

一、経済体質の改造

日本経済の体質を一言で説明すれば、欧米諸国が概して均質的であるのに比べ、著しく不均質であるということが云える。すなわち、大企業中心とする近代的部門と、後進的な中小企業、農業との併存という形がそれであり、いまや、これが経済

合理性の貫徹、生産性の向上、雇用問題の解決等を阻む最大の原因となつてゐる。したがつて、これからは、一面では後進部門の経済水準の引上げ、なかならず中小企業を生産性向上を図り、他面では近代的部門の国際競争力を強めるため、ますます近代化を促し、もつて国民生活に希望を与えることができる経済に変えてゆかなければならない。そのためには先ず現代資本主義の姿を正しく理解することが必要であらう。

資本主義は、人格の尊敬、したがつて個人の自由を尊重し、政治において選挙の自由を保証しているのとうらはらの關係で、消費者の撰択の自由を建前としてゐる。資本主義が、人間性と合致するゆえんはここにあるが、この消費購買力をつかもうとする競争は、経営者の創造的意欲を刺戟し、商品の不断の進歩を促すこととなり、これが因となり果となつて技術革新、市場の拡大が行われ、経済を發展させてきた。しかしこの人間性に合致する資本主義にも欠陥がないわけではなかつた。そこをとらえて共産主義者は、「労働者は絶対的にも相対的にも窮乏し、また「生産の無計画性によつて景氣の大巾な変動が生ずる」と唱え、これがやがて資本主義体制そのものを破滅させるであらうと説いた。にもかかわらず彼等の予言を覆えし、資本主義が發展しているのは、結局資本主義経済が変はうし、新しい生命力を生みだしたからである。

すなわち、現代資本主義の下では、労働者は健全な組合によつて生活水準の向上と安定を確保し、これが安定的に拡大する購買力、需要の源泉となり、企業は公正競争によつて生産性を引き上げ、技術革新と新市場の開拓に不断的努力を重ね、また計画的投資を通じて、常に経済安定の方向に導くなど、経済發展の推進力となつてゐる。他方政府はその領域を守りながら、賢明かつ適切な財政金融政策をもつて、臨機応変な誘導經濟を行うようになつた。も早過去の資本主義經濟が示した自由放任主義による行過ぎは跡をたち、社会進歩の根源である個人の、自由にして意欲的な活動を保持しつつ進歩と安定を両立せしめることに成功しているのが現代資本主義の姿である。

これに対して、ソ連を中心とする共産主義國の經濟は、かなりの發展を示しているように見えるが、これは強力な國家權力

による計画経済の所産であり、国民は国家が計画的に生産したものを割当てられるという建前で、消費者の自由選択権は無視されている。たとえ経済が伸びていると称しても、政治に経済に、生活に個人の自由がない制度は、恒久的につづくものでなく、人間性の抵抗は必ず爆発するものである。現に東欧諸国に相次いで発生した騒擾事件は、すべて経済的自由の要求が盛り上つて、政治的独立に発展したという事実が、それを証明している。

かくてわれわれは今後の日本経済に対する基本理念を、右のような変貌しつつある資本主義に求めるものである。もとより国土、人口、資源、歴史など条件が違うが国で、それがそのままではまらないことはいうまでもないが、しかし資本主義経済に対する確信の大きな拠りどころは、まさにそこにあるといわなければならない。

このような観点から、われわれは何よりも先ずわが国経済の体質を、経済合理性が貫かれ、かつ創造的機能を發揮できる動態的なもの、すなわち経済の循環が円滑になるような体質に造り換える必要を認める。かくて、この十年間復興を目標とした日本経済は、今度は新しい生命力を生み出す体質改造に目標を書き改めねばならない。それには次の二点を重要な方策と考える。

(1) 社会平衡力の形成

経済の体質改造には、第一に企業、労働組合、政府等の主要な経済勢力相互の間に、支配、被支配がなく、良識をもつて自己の自分を守りながら、相互牽制しつつ経済全体の調和を図る態勢が必要である。この態勢がなければ、一面には好ましからざる独占者の出現を許し、他面では自力による發展意欲を阻害することになり、近代部門の較差をますます拡大する結果を招く。

よつて今後のわが国経済の安定發展を図るためには、良識をもつて相互牽制的調和（チェック・アンド・バランス）の原則に基き、いわゆる社会平衡力を形成しなければならず、われわれは率先この態勢整備に努力することが肝要である。

(2) 公正競争ルールの確立

日本経済に異質性をもたらした原因の一つは、公正競争の履行が不十分であつたところにある。いうまでもなく、公正競争とは消費購買力を擱もうとするための、新技術による市場開拓の競争―技術競争―であり、生産性向上から利潤を求めようとする正しい形の競争である。

そこでは生産性が勝負を決する最後の鍵であり、後進部門も量的には別として、質的には近代部門と同等のものとならねば、生存の余地がなくなるのである。公正競争とは、本来そのような性格をもつものに外ならない。したがつてこれを実行することは、経済の異質性を改善する有力な決め手ということができよう。のみならず生産性向上による利益は、価格を引下げることによつて、消費者の実質購買力を増大させ、また国際競争力を増進し、あるいはインフレを起すことなく労働者の賃金を増額することによつて、生活水準の向上と市場の拡大をもたらす。更にそれは、配当増額の源泉ともなるし、社内に留保されて資本構成の安定も実現し、より高い發展の資金源となる。また、公正競争ルールが確立されることは、機会均等によつて経済の動きの停滞を防ぐことになり、資源、資本、労働の生産諸要素が、最も有効に働くことが期待される。このようにして、企業は既存市場で争うことはもちろん、試験研究、新製品、市場開拓といった創造的機能を發揮して、經濟發展のプロモーターの役割を果す方向に進み、本来それに適した分野を担当することとなつて、それぞれ自由企業の創意による發展に努めることができるのである。

以上の如くして、公正競争はわが國經濟の體質改造、ひいては經濟發展に欠くべからざる条件であるといえるが、同時にそれは資本主義經濟の基本的特長である個人の經濟における自由とも密接な關係にあるので、これが實現に努力すべきである。このためわれわれは独占価格、過當競争あるいは中小企業に対する不当な買叩きなど行わないよう自ら戒めなくてはならない。

一、企業経営の近代化

企業は今日一つの社会制度であり、これを維持し、発展させることは、経営者の第一の社会的責任であるが、それには企業の近代化とその内容の充実を図り、もつて生産性を引上げることが必要である。このためわれわれは、企業の基本目標を確立し、利潤、分配、企業組織、人間関係などの改善に積極的な対策を講ずべきである。

(1) 技術革新と市場開拓を中心とする企業所得の増大

公正競争ルールのもとで、公正な利潤を挙げべき努力は、資本主義的経済発展の原動力であるとともに、企業経営の最高目標である。

この利潤は、他人の不当な損失、犠牲の上に求められるものであつてはならない。経営者の創造的機能による経済諸要素の新結合、すなわち技術革新と市場開拓などから利潤を求めてこそ、資本主義経済の発展と永続がもたらされるのである。

このようにして生まれてくる企業所得は、企業努力以外のいろいろな要因の変動からくる偶然的なものと異り、近代経営者に必要な長期的視野をもつ計画的な投資から産まれたものである。各企業が計画的に投資することは経済を安定的に成長させることで、他面この投資から生ずる企業所得は、偶然的なものではないだけに、計画的で安定的な分配を行うことができる。

しかしながら、このためには、企業内における近代的経営管理を実施しなければならぬ。最近漸くこれが真剣にとりあげられるようになり、米国における経営管理の摂取も盛になつたが、それはもともと米国の企業が今日に到達するまでに半世紀の長きにわたり、粘り強く積み重ねてきたものであることを看過してはならない。それ故近代的管理の方式が直訳的輸入により企業が不消化に終ることのないように、その基礎となるインダストリアル・エンジニアリングを着実に、企業の近代化を進めることに意を用いることが肝要である。同時に消費者選択の自由を理念とする経済のもとでは、マーケティングを積極

的に採り入れねばならない。

(2) 企業所得の公正な分配

企業はいうまでもなく資本家、経営者、労働者の結合体であり、これらの間の人間関係の良否は、企業の運命を左右するに足るものがある。そして良好な人間関係を保つためには、公正な分配がその基礎となる。もとより一義的には、右の三者に対する分配分の絶対額そのものを増大することはいうまでもなく、したがって分配の源泉である企業所得を増大することが先決であるが、これを分配するに当つては、あくまで公正が期せられれば企業の発展は期し難い。われわれが基本目標の第二に公正な分配を挙げる理由はここにある。

それ故に分配において、賃金はコストとしての能率と関係し、生計費として人間性から出てくる要求があり、また購買力として市場を形成し、他方社内留保は内部資金源泉として、生産力や危険に対する準備等と関連するという点を、よく熟慮しなければならぬ。

これを要するに、企業が良好な人間関係を動機的に維持しながら、国民経済を發展させてゆくためには、経済合理性の裏付けあるヒューマニズムが、経営者をはじめ企業全体にみざらなくてはならない。ここに現代資本主義の理想がある。われわれは「公正な利潤」は経済合理性の尺度であり、「公正な分配は」ヒューマニズムの発露であると信ずる。

(3) 後継経営者の養成

企業近代化の要件として、経営者は優れた後継経営者を養成するための教育と訓練を怠つてはならない。企業は永遠に存在さすべきものであるから、絶えずエネルギーを新にするために、是非ともこれは必要である。また企業内で経営者を育成することは、とりも直さず国民経済の指導者の貯水池を造ることを意味する。かくて企業内の人材の養成は、企業それ自体のためのみならず、社会のためにも重要意義を持つものとなる。

国民経済の指標としての適正外貨保有量の推定

(三二・三・一五)

一、「適正」外貨保有量の意味

ここで「適正」外貨保有量とは、緊急時における食糧及び原材料の追加的な輸入、内外両面からの景気変動、これら経済的、経済外的なすべての国際収支逆調化要因が累積的に同時に作用した場合であつても、直接統制の発動に依存することなく、財政金融政策による間接的調整だけでそのような事態を乗切り、経済の安定的成長を維持するために必要な外貨量、要約すればわが国経済の安定的成長を守るバッファとして必要な外貨量をいう。

従つて、これはこの線を割つてはならない絶対的な最低限といつたものではなく、現在の経済規模その他の諸条件を前提とした場合に必要な保有量という意味である。又適正外貨保有量は、流動性の高い外貨資産でなければならないから、オープン勘定残高などの非流動資産はこれに含まないものとする。

二、推定の前提条件

適正外貨保有量を推定する際の前提条件をつぎの諸点においた。但し国際収支の規模に著しい変化を来した場合には、この適正外貨保有量の改訂を要することは勿論である。

(1) 為替、貿易面における管理の程度は現状維持とした。

(2) わが国の国際収支(外為収支)は、戦後、貿易収支は黒字、貿易外受取の大部分は特需収入、そして、総合収支は概して黒字(一九五〇—一九五六年のうち一九五三年のみ赤字)という構成であつた。このような構成は当分変わらないものと

した。

(3) 当分わが国の輸出入商品構成および市場構成は現状維持と考えた。

(4) 後述のごとき積上げ方式を適正外貨保有量の推定方法とし、将来の見透しを考慮して推定したが、算定にあたっては、一応過去の貿易実績を参考とした。

(5) 凶作時に、米国の余剰農産物などの援助を受けいれるとすれば、食糧の緊急輸入分はそれだけ少くなるが、援助の受入は常時保証されているわけではないので、考慮しない。

(6) 国際収支逆調時におけるIMFからの短期クレジット受入れは六千二百五十万ドル乃至一億二千五百万ドル程度は期待できよう。この分を差引いたものを適正外貨保有量とする考え方も成立つが、ここではIMFのクレジットを非常用のリザーブと考えてこれを含まないものとした。

(7) 同様にして、その他国際金融機関や、民間海外金融機関からのクレジット(長期も含めて)期待額は含めず、但し平常時に受けているユーザンスについては必要程度の考慮を払った。

(8) 賠償交渉の進展に伴う賠償輸出の正常輸出への喰込み、その保有外貨への影響も無視できないとも考えられるが、その影響はさほど大きいとは思われないので、この問題は考慮しない。

三、適正外貨保有量の推定方法とその内訳

適正外貨保有量を推定するに当つては、外貨保有量を左右する各種の事態を想定して、そのような事態に対処するに必要な外貨量を積上げて行く方法をとつた。

この方法で推定してみると、わが国の適正外貨保有量は、現状において判断する限り一〇億ドル程度と考えられる。その内訳は下記の通りである。

a、ユーザンスに対する準備を含めた経常運転資金のために

四億ドル

b、食糧及び原材料の緊急輸入のため

三億ドル

小計（最低外貨保有量）

七億ドル

c、内外景気変動に対する準備のために

三億ドル

合計（適正外貨保有量）

一〇億ドル

(1) 經常運転資金のために四億ドルを計上した理由はつぎの通りである。

(a) 年度間国際収支が黒字であつても、その間季節的に赤字を生ずる場合もあるからそれに対する外貨をリザーブする必要がある。

(b) 昭和二五年以降において最大の赤字累積額を記録したのは、二八年一〇月から二九年五月に至る期間であつて、二億六千七百万ドルであり、この累積赤字額と年間外貨支払総額との比率は一一%であつた。これについて大きいのは二七年一月から二八年六月の一億八千一百万ドルであり、この比率は八%であつた。この二つの期間を除けば、いずれも赤字額並びにその比率はごく僅少にすぎない。

しかしながら、以上の累積赤字額はこれをすべて季節的要因によるものと判断することはできない。これらの累積赤字額は、季節的要因のほかに、食糧の緊急輸入、輸入原材料の在庫及び海外諸国の景況や輸入制限などによる輸出水準の変動—これら諸要因による赤字をも含んだものであるからである。したがつて季節的要因による赤字を推定するには、以上の累積赤字額から季節的と思われるものを捨象する作業が必要である。

かくして年間外貨支払総額の八%程度を季節的赤字補填用の外貨としてリザーブすれば充分と思われる。ここでは一応四億ドルを見込んだが、これは現在の年間外貨支払総額四〇億ドル程度に対応する運転資金並びにユーザンスに対する準備をも含めたものである。

なおこの金額は現在我が国が経常的な対外決済に運用している金額にも略々該当する。

(2) 食糧及び原材料の緊急輸入用に三億ドルを計上した理由はつぎの通りである。

(a) まず第一に、この項目をとり上げた理由は、仮に手持外貨量が減少し、その結果、何らかの輸入抑制策の採用が余儀なくされたとしても、よほどの豊作でもないかぎり食糧輸入分を削減することはできない。逆に凶作の場合であれば、緊急輸入用として追加的な外貨支払が必要となる。

また緊急時、たとえば朝鮮動乱とか、スエズ紛争というような事態に際し、国際的な価格動向からみて、在庫の増加が好ましいと判断しても、また、海外供給力の限界が予想され、緊急に原材料の輸入が要請されてもギリギリの外貨しかなければ、このような事態に対処できない。そのような事態は何分経済的な要因に強く作用されるので、その発生確率は一義的にはいえないが、現在の国際政局から判断するかぎり、危険性は絶無とはいえない。したがって一定額を底だまりとして、常時保有する必要があると思われる。

(b) それを三億ドルとした理由はつぎの通りである。

(i) まず食糧であるが、戦後最大の凶作は二八年であつた。これには凶作要因と考えられるほとんどすべてのものが作用していたと見られるので、今後仮に凶作という事態が発生しても、その程度は二八年以上になるとは思われない。

二八年における食糧の緊急輸入は、金額で一億四千万ドル程度であつたが、その後の人口増加を考えても、世界的食糧価格の下落を考慮すればこれを若干上廻る一億五千万ドル程度のリザーブで充分と思われる。

(ii) つぎに原材料であるが、緊急事態における在庫としては、一カ月分程度で充分であろう。わが国の輸入原材料の適正在庫は、品目ごとに異なるにしても、総合でみる限り、通常二カ月分といわれているので、一カ月分程度の追加的在庫補填で、緊急時における在庫としては少いとはいえないであろう。輸入規模を一億三五億ドル程度とすれば、原

材料は輸入総額の五四%程度を占めているから、この金額は一億五千万ドル程度となる。

以上を総合して、食糧及び原材料の緊急輸入用に三億ドルを計上した。

以上三項目の合計は七億ドルであるが、これは最低外貨保有量に相当するものと考えた。

- (3) 内外景気変動に対する準備として三億ドルを計上し、前記二項目の合計七億ドル（最低保有量）に、この三億ドルを加えた一〇億ドルを「適正外貨保有量」とした。

内外景気変動による輸出停滞ないし減少、輸入急増という輸出入両面の要因が同時に作用した場合、すなわち景気変動による赤字の幅が最大のものと思われる事態を考えて、そのためのバッファを推定すべきであるが、戦後一〇年間の短い経験から丈では不十分であるが、日本輸出の限界供給者の性格からすれば、輸出の減少は充分に警戒しなければならず、たとえ世界景気自体の変動は小巾であるにしても、わが国としては輸出入の変化に備えて充分の準備を考えて置く必要がある。

輸出入とも増加が予想されている三三年度においても、一般に二億ドル前後の赤字が予想されているのであるから、仮に輸出が減少すると想定すれば、最悪の事態に対処するには少くとも三億ドルのリザーブが必要であろう。

四、現在の外貨保有状況

当局の国会における発表によれば、本年一月末日現在の外貨保有額は十三億五千五百万ドルであるが、そのうちオープン勘定が二億六千七百万ドルであるから、適正外貨保有量の対象となる外貨額は十億八千八百万ドルである。

国家予算に対する見解

(三三・四・一二 昭和三十二年通常総会)

日本経済の現状は、経済諸活動が極めて活況を示しているその反面には、急激な伸びから、生産と通貨の両面に隘路拡大の気配が出てきている。このまま進めば、経済はインフレーションとデフレーションの双方から脅かされることになり、安定的発展は著しく妨げられることとなろう。このような事態は、結局日本経済の底が浅いという事実を物語るものであり、それ故に景気調節に万全の策を必要とすることを痛感する。

そもそも経済組織が高度となり、かつ複雑となるに伴い、適切な景気調節措置を持たざる限り、はげしい景気変動に対応してゆけなくなると云われている。況んや海外依存度が高く、したがって常に世界経済の変動に影響され易いわが国経済が、長期にわたり安定した発展を図ろうとすれば、いずれの国にも増して景気調節を可能ならしめる制度、機構の充実を要するにも拘らず、それがまことに不徹底である。今日経済拡大に伴う隘路増大という現象を招来した一半の原因もここにある。

しかし景気調節にはいろいろな部面の施策を必要とするが、とりわけ重要な役割を演ずるのは国家財政に外ならない。もとより国家予算は公会計であり、それ自体の秩序と方式を有し、そこから逸脱することは許されないが、同時に国家予算の収支は単なる損益を基準として見るべきでなく、経済全体の完全かつ能率的な機能發揮にどのように貢献できるかという点を中心に判断する必要がある。換言すれば予算は、政府の会計という機能と併せて経済調整の要因としての機能を果すものでなければならぬ。しかるにわが国現行予算は、過去の実績の積上げ方式により組まれ、ために行政技術の色彩が強く、かつ政治的考慮に左右され易い欠陥を有し、経済構造上の不均衡を是正する目的及び景気調節手段としての役割を果し得ない状態にある。

かくて今後国家予算が経済発展とどう調和してゆくかが重要政策とならねばならぬし、そのため予算制度の科学的、合理的な改革について政党、経済専門家、労働組合及び企業経営者等各界が真剣に討議し、世論喚起を図るべきである。もとより予算制度の改革は大きな、かつ困難な事業であるが、われわれは少なくとも左記各点に問題を絞つて具体策の発見に努むべきであると考える。

記

一、長期財政計画の樹立

政府はまず長期財政計画を樹てるべきであり、長期財政計画は、総合的経済計画の一環として策定されねばならない。現在の長期計画が資金から遊離している欠陥はこれにより補われる。予算編成に一貫的な目標を与えるためにも、これの策定を考慮すべきである。

二、予算に対する弾力性の附与

現在の予算は編成上にも、実施上にも極めて弾力性に乏しく、経済情勢の変化に即応することが困難となつている。特に事業的予算が行政的予算と同一の原理の上に組まれ、支出されていることは弾力性を欠く大きな原因である。よつてこの際両者を別別して編成する方式を検討するとともに、一般公共事業費及びこれに準ずる経費については、長期予算を編成し、景気循環に応じて予算を弾力的に運営する政策の採用を考慮すべきときが来ていると考える。収入についても好、不況、季節的変化に応じて調節する措置を講ずべきことはいうまでもない。

三、公債政策の検討

理論上近代財政において公債の意義はまことに重要であり、われわれは素朴な公債発行否定論に同意するものではない。しかるにわれわれが今日まで公債不発行を支持してきたのは、専ら実際上の見地から公債発行が好ましくない現象を招来す

るのを警戒したからに外ならぬが、最近の金融情勢下において本来的な公債政策が行われておれば相当有効に作用したと見
る。いずれにしても公債問題は再検討されねばならぬが、それだけに予算編成に改善が必要となつてくる。

四、予算編成の諮問機関確立

予算は適確な経済情勢の判断の上に編成されなければならない。にもかかわらず、わが国においては、それが必ずしも客
觀的とはいひ難く、政治情勢に影響される傾きがある。このため経済変動を適確に判断できる組織の確立と併せて予算編成
着手に先立ち、編成方針及び策定規模について各界専門家の意見を聴取する方式を權威ある制度たらしめる必要がある。

五、予算の合理化

収支を予算に組むことの主な目的は、当該団体の財務運用状態に關して明瞭な概念を得るといふ点にある。しかるに現在
のわが国予算は技術的操作が多く、繁雜な嫌いがある。もちろん、経済が高度化した今日において、或る程度それが複雑に
なるのはやむをえないが、そのため著しく実態把握が困難となることは正しくない。国家の予算には国民が理解できる内容
と形式を持たせねばならぬ。

六、予算の実施監査の強化

現行予算制度は一度成立した後における予算の執行がいわは各省の権限に属する形になる結果、事務的に処理され勝ちと
なり、その資金効率を高め、経済情勢の変化に應じて支出を調整する制度を欠いている。会計検査院の監査はおおむね事後
監査であり、公共事業費等の一部について事前監査を行っているに過ぎず、コントローラーの機能は果していない。また大
蔵省に予算支出についての認証権はあるが、単に技術的照合の範囲に止まつている。このため、例えば各省に、その権限よ
り独立する監理官を配置する制度を採用するなど、資金の無駄を排除する方法について考慮を払ふ必要がある。

経済変動に対処する財政金融調整措置について

(三三・四・一二 昭和三十二年通常総会)

わが国経済が自由主義のもとに恒久的発展を維持するには景気変動に対する抵抗力を与え、常に経済循環を良好な状態にしておくことが必要である。このためには財政の経済に占める比重の増大傾向に鑑み、財政、金融政策の一体的運営を実現すべきであると思う。しかしてこの方針に即応すべく金融機関は従来の在り方について厳に反省し、金融の自主的規制措置の採用等により自ら積極的に協力するとともに、公定歩合政策、公開市場操作及び支払準備制度等、金融政策の弾力的運営が行われ得るような制度の確立に努力しなければならない。他面、財政政策においてもとりあえず左の如き調整措置を検討する必要がある。同時に経済情勢に即応する財政金融政策の弾力的運用と併行して、わが国経済基盤の拡大及び高度化を達成するため、不況に資本蓄積対策が講ぜられねばならぬ。

記

一、主として景気変動に対処する財政措置

- 1、長期にわたり財政を調整し得るよう左の措置を考慮すること。
 - (イ) 一般公共事業費について、事業規模の大なるものは、継続予算制度を採用し、景気の好、不況に依りて、予定年度間における予算を流用することにより、景気調整を行うとともに、継続予算制度採用に伴う資金の効率化を図る。
 - (ロ) 外国為替特別会計の運転資金は、輸出伸張期に買為替を中央銀行の信用造出によつて賄うときは国内通貨量を増大し、投資の行過ぎを招来する懸念が多い。したがつてその運転資金は、外為証券の市中消化による調達を原則とし、輸

入伸張期においてはその買戻しによつて調整すること。

(イ) 好況時において財政に自然増収が生じたときは、その一部を減債基金に繰入れ、又は産業投資特別会計に不況時に取崩し得ることを目的とする基金を設定し、不況時にこれを活用して有効需要の喚起を行う。

2、経済情勢に対処すべき財政調整措置としては、勿論、予算規模及び予算内容そのものが密接に関連する。したがつて可及的に長期的見透しの上に立つて、科学的、合理的な予算を編成することが必要であるが、又予期せざる経済変動に即応して財政を調整し得るよう例えば左の如き方法の採用を考慮すること。

(イ) 各省及び政府関係機関等の四半期別支払計画の合理的策定により調整を行う。

(ロ) 公共事業費中、一般公共事業費について、経済情勢に即応して支出を調整し、年度間の実行予算を実施せしめる。

(ハ) 財政投融资に際して一定額の予備費を保留し、必要に応じて解除する。

(ニ) 政府関係事業債の起債時期及び金額について調整を行う。

(ホ) 好況時において多額の自然増収を生じた場合、その揚超分を日本銀行において調整することは自ら限度があり、またこれを通常予算により基本的に調整することは時期的なずれを生ずる。したがつてかかる場合は国庫余裕金の民間への合理的還元を行うこと。

(イ) 以上の各措置の弾力的運用による効果を確保するため、必要に応じて関係機関及び日本銀行との間に連絡調整機関を設ける。

二、主として季節的変動に対処する財政措置

わが国においては、年度間における財政の民間に対する揚超、撤超の差がはげしく、経済の円滑なる運営を阻害している。したがつてこの対策として左の措置を考慮すべきである。

1、徴税面においてその凹凸を調整するための技術的方法を研究するとともに、一般及び特別会計を通じての財政支出の繰上げ又は繰延べにより可及的に調整すること。

2、現在の食糧管理制度の下においては、政府の主要食糧の購入代金は極めて多額に上る。したがつてこれを調整するため、例えば、利付食糧債券の交付による後払い制度を採用すること。

三、財政、金融政策の一体的運用について

財政と金融政策については相互依存、相互補完の關係に立つもので、相互にその自主性と、独立性を尊重すべきものであり、そのために財政、金融政策の一体的運営の必要性は唱えられながら、その具体的運営は難しい。

しかし長期的経済政策の確立、特にこれに見合う日本経済の实情に即応した投資規模等の策定が行われるならば、財政金融政策の運営について一つの共通する尺度を持ち得ることになる。よつて、かかる共通尺度の設定に極力努力を行うとともに、経済情勢の推移に適應して、相互に自己調整措置を保持しつつ、財政、金融兩政策の運営について一体制を確立するため、関係機関（経済企画、大蔵、通産及び日銀、市中銀行代表等）最高首脳者による調整機関の設置を實現すべき段階にあると信ずる。

日本経済の現状を如何に観るか

(三二・六・二)

国際収支の悪化を速かに喰ひ止めその均衡を恢復することは我国にとつて差し迫つた大きな課題である。政府はこれがため綜合施策を決定し実行に移しつつある。しかしこの施策がどれ程効果を挙げ得るか、民間がどの程度協力して行くかは、専ら人々の我国経済の現状に対する認識の如何にかかつているといつても過言ではない。この意味においてわれわれは自らの現状

認識をここに公にし問題解決への足場としたい。

最近における国際収支悪化の原因は、いうまでもなく輸入の急増にある。輸入を急増させたものには、スエズ事件を契機とする原料の手当急ぎ、多少の思惑なども数えられるであろうが、輸入の急増した品目から見て、我国経済の急激な發展、産業構造の変化などに伴う鉄鋼、エネルギー源の需要増大が最も大きい理由である。昭和三十一年度中の鉄鋼金屬関係の輸入が前年度の一躍三倍半に増加していることなどは、この間の事情を物語るものであろう。一方消費の増加、殊にその質的な変化がこれに拍車をかけていることも見逃し得ない。原綿、原毛の輸入も鉄鋼関係に次いで二億弗を超える巨額の増加を示しているのである。戦後我国経済は急速な立直りを遂げて来たが、国際収支の面では概ね外部からの援助に支えられてその厳しさを充分認識せず、国内市場の拡大に安易に走り過ぎた嫌いがある。

最近における我国輸入の急増が、たまたま我国のみに起つた在庫手当のような一時的原因に基くものとは考えられない。即ちフランスを始め歐洲諸国において設備投資の急速に進んだ状況下では、何れも輸入が急増し、国際収支の均衡恢復に悩んでいるのが実情である。問題の根源は、矢張り今や世界的規模をもって行われつつある産業設備の近代化、技術の革新の動きにあると見ることが妥当であろう。この世界の趨勢に取り残されないように、我国経済においても出来得る限りの設備更新を実現しなければならぬ。このために必要な資材の輸入を徒らに抑えることは、悔を他日にのこすこと必定である。これを輸出の増大によって実行し得れば最も望ましいところであるが、輸出の増加には根強い努力とある程度の時日を要する。かくて国際収支均衡の根本的解決は決して安易な道ではない。国内における設備の拡張、消費の動向につき、長期の見透しの上に立つた調整がどうしても必要である。しかもこの調整が国内の各企業、各個人にとって相当の苦痛を与えるものであることは否み得ない。ここにおいてわれわれは強い決意をもつて問題に直面しなければならぬことを痛感するものである。

顧ればわれわれは昭和二十八年に引つづき短期間に再度国際収支悪化の苦い経験をなめさせられた。今こそかかる苦しみを

重ねて繰り返さぬために、国際収支の変化と国内産業活動の動きとの関連を充分把握し、これを調整する合理的且効果的な方を至急確立しなければならないと信ずる。

われわれはかかる事態に対して、自由主義経済の試練として正面より取り組み、個々の利害と苦難を超えて、積極的、建設的に対処する覚悟である。

輸出振興対策

(三二・九・六 経済同友会、関西経済同友会)

貿易依存度の高いことは、わが国経済の特性である。したがって経済の循環を良好ならしめるためには、常に貿易の振興特に輸出の振興を怠つてはならぬのにも拘らず、過去の経験からすると、経済が好転すれば何時とはなしにその掛声すらも消えてしまい、ひとたび不況に見舞れると、輸出振興の声を大にするが、これは非常な間違いであつて、輸出振興は景気の好、不況に拘らず、国を挙げて不断に且つ着実に進めるものでなければ、その効果は期し難いのである。

偶々この度の外貨危機から各方面で再び輸出振興策が採り上げられている。勿論税制、保険、金融等の各分野において輸出振興の助長策を講ずるとともに輸出産業の合理化を推進するため、これが施設に対する特別償却制度の採用等も必要であるが、これらの諸対策は輸出振興の潤滑剂的機能を果すものである。この潤滑剂的政策の充実、長期化は勿論重要であるが、寧ろ輸出振興が着実に実行されて行く体制言い換えれば国内が輸出中心で動くような体制を整備し、基礎産業の合理化により生産コストの引下げを促進すべきことを主張しやまない。またこの際海上運賃収入、海上保険収入及び特許権、商標権等の無形財輸出による貿易外収入についても、商品輸出の場合と同じ観点からその対策が採り上げられなければならないことを併せて強調するものである。

一、輸出振興の基本体制の確立

今日主要商社の収益を見ると、輸出よりも輸入の占める比重が高く、また商品によつてはメーカーの輸出意欲も低調であるが、これは行き過ぎた内需の旺盛が主因をなしている。これを是正し、かつ、なんらかの形で輸出を有利とする体制を作り出さない限り輸出振興の実効は挙がらない。いつも産業全体に輸出ドライブのかかるような経済状態を維持することが基本的政策となるべきである。

(1) 物価安定政策の堅持

国内物価の上昇がメーカー及び商社の輸出意欲を根本的に阻害し、一方輸入を増大せしめている。昨年中は卸売物価は総合指数で8%上がったが、この間政府がこの点について特に注意を喚起しなかつたことが何時の間にか輸出伸張力を鈍化させるとともに輸入を激増させた。欧米諸国では二〜三%の物価上昇をインフレ兆候として、早目に金融財政政策により防止対策をとつており、特に西独が金融政策を中心とする物価安定政策をもつて輸出振興の基本的政策としている点に学ぶべきである。即ち、国内市場は物価が安定しておれば競争が激しくなり、輸出に努力した方が利益が多くなるので輸出ドライブがかかり、自然に輸出が伸びるのである。

(2) 国際比価の優位確保

昭和二十八、二十九年のデフレ政策で国際比価は大幅改善されたが、昨年来のわが国の物価は再び騰貴と不安定を生じてきた。したがつて国際収支改善のため、この際、国際競争に耐え得る水準までわが国の生産コストを引下げて国際比価をよくするとともに、既に国際比価が優位にある商品についてはその価格を安定せしむることが必要である。

(3) 輸出精神の普及徹底

前述の如く、わが国の経済が円滑な循環を行うためには、貿易が順調に推移しなければならない。したがつてメーカー、商

社はもとより、広く国民各層が貿易振興特に輸出振興なくしてはわが国の経済発展、ひいては国民生活の安定、向上もあり得ないという自覚に徹する必要がある。このため、輸出振興に関して、幅が広い国民運動を喚起しなければならない。

(4) 輸出市場の開拓及び維持確保

中国市場をはじめわが国の海外市場の縮少は著しい。国際収支均衡さらには経済の拡大均衡のためには新市場を開拓するとともに旧来の市場を確保し、さらにこれを発展せしめる積極的方策が樹立されなければならない。

一、輸出振興に関する機構の充実

(1) 経済外交の強化と在外貿易情報機関の整備

外務省の経済外交陣は格段の強化を図る必要がある。なかんずく将来性のある地域、列強との間に激しい競争が予想される地域の出先公館の拡充強化を要する。また現在海外にある貿易情報機関の活動は不活潑であり、その情報は殆んど利用されていない実情にある。もとより個々の商品について専門家を派遣することが効果のあることは論を俟たないが、その地域全般に亘つて輸出市場としての傾向を適確に把握し、輸出を推進するためには、商務官として専門家を一地域に長期に亘つて常駐せしめ、もつて貿易情報活動を積極的に行うとともに、進んで民間の貿易活動に協力せしめる必要がある。

(2) 通商航海条約の締結と貿易協定の弾力的運用

通商航海条約の未締結国が未だに相当あるので、これらの諸国との間に一刻も速かに通商航海条約の締結を行うことを要望する。

同時に今後貿易協定を締結する際、わが国の輸出が伸びる適確なる見透しがあれば、相手国からの物資輸入について相当程度譲歩することにより、貿易協定の弾力的運用を図るべきである。

(3) 輸出会議制の活用

逕産省管下の輸出会議は、前回の国際収支改善の際、顕著な足跡を残したが、経済が好転すると休眠状態に入つたままになつてゐる。わが国経済の特性からすると輸出振興の手を緩めることは許されないのであるから、輸出会議の効果を再検討し、これを恒久的の制度として活用すべきである。

特に輸出振興については、常時輸出市場の維持確保を図ることが先決であるから、貿易政策として地域別に亘つて詳細かつ具体的な輸出計画を策定するとともに併せて責任輸出制等の問題を検討することが必要であらう。

(4) 貿易行政の再検討

貿易行政に関する諸官庁の権限及び組織等に再検討を加え円滑に輸出振興に関する統一的運営の実現を図るとともに、関係官庁が一体となつて正確な長期の経済見透しを行い、強力な総合政策を樹立することが必要である。

一、輸出体制の強化

(1) 過当競争の排除及び業者間協調の推進

輸出に関してメーカー及び商社の両面において過当競争が輸出を阻害している事例が多く、既に諸種の対策がとられているが、今後とも輸出組合、輸出会社等が円滑に活用されるように関係法令に検討を加え、ケース・バイ・ケースにより多角的に過当競争の排除に努力するとともに、関係業者は輸出を阻害するような輸出マナー、自主調整等に関する問題の解決について業者の在外機関を含めてより協調を密にすべき方を講ずべきである。

(2) 市場別対策について

東南亜貿易については、賠償、開発計画との関連で考えなくてはならないが、当面この地域の外貨不足問題を慎重に考慮する必要がある。斯る対策として後進国開発に協力する意味でクレディットを設定し輸出を促進する途を講ずべきである。中共貿易については支払協定締結を可能ならしめるような条件を積極的に整備することが必要である。

先進国市場については、元来安定的な市場であり、殊に繊維製品において然りである。価格の安定、品質の向上、P・R活動、輸出秩序の確立等は先進国市場の進出先決要件である。

(3) 輸出産業に対する原材料の安定的確保

現行の原毛、原綿についての原材料リンク制を維持するとともに、他の主要輸出産業についても原材料リンク制の適用を拡大し、輸出用原材料の確保に努めることが必要である。なおこの際、必要があれば斯る輸出原材料の国内流用の防止措置も講ずべきであろう。

政府と企業との関係（中間報告）

（三三・二二・六）

第二回全国委員総会

昭和三十二年全国会員大会

日本経済はいまや政府が専ら経済発展に指導的役割を果した時代を終え、私企業がその主役を演ずべき時期に際会している。もとより経済がますます複雑しつつある今日、政府はアダム・スミス時代の如く、単に夜警国家的機能を営むだけに止まるわけにはゆかぬが、今後は企業が政府と合理的、近代的な補完関係を保ちながら、その創意と独自性を一段と発揮しなければ、健全な経済発展は期し難いと考える。

しかしながらわが国においては、明治以降急速な近代化を図る必要から、政府が積極的に工業化を推進せざるを得なかつたため、両者の補完関係がややもすれば政府の干渉、企業の政府依存になりがちなる傾向がある。

したがって今後の日本経済発展のためには、私企業の自主性を確立するとともに、政府との間に合理的関係を樹立すること

が大きな課題であると信ずる。もとより本問題は広くかつ深い研究を必要とするものであり、われわれは引続き具体的事実について一層検討を加えるが、取敢えずここに一応左記を中間報告としたいと考える。

記

一、政府と企業との関係についての基本的原則

諸外国の経験に照してわが国の実体を顧み、われわれは政府と企業との関係はおおよそ次の如き原則にのつとるべきだと考える。

- (1) 経済発展の主体はあくまでも企業である。
- (2) 政府の任務は、この主体が、全体として最も活動し易いように、その結果、日本経済が発展し延いては国民の生活が向上してゆくような環境を整備する、換言すれば企業活動の外枠をつくることである。
- (3) 企業が活動する共通の場は、例外はあるが、原則として経済法則が貫かれることが必要である。そしてこの場合経済法則とは、主として価格法則だということができるであろう。
- (4) この共通の場では、企業の自己責任が貫かれることが大切である。

一、企業と経営者のあり方

企業はいまや国民経済の公器である。国の富、国民の使用する物資とサービスは大部分企業によつて提供され、国民経済を支えるものとなつてゐる。したがつて経済を強化、発展させてゆくためには企業の健全な成長を圖らねばならぬが、同時にそれを預る経営者はその社会的責任を自覚し、実践することが必要である。このため企業経営に當つて、経営者は当面次の如き態度をもつて臨むべきである。

(1) 自己責任原則の厳守

私企業が能率をあげ、その高能率を通じて社会に貢献するのは、あらゆる面に創意を発揮するからである。そしてこの創意は、他から掣肘されぬと同時に、功罪ともに自らを負うという、自己責任の原則が貫かれるという条件の下でなければ生れてこない。しかしながらわが国においては、ややもすれば自己責任を回避する傾向が強い。われわれは、自己責任の原則が貫かれるきびしい環境の下に、みずから進んで身をおくように努めなければならない。

(2) 資本蓄積の増大

現在におけるわが国企業の大きな弱点の一つは資本の蓄積が少く、したがって自己資本の比率もきわめて低いことである。もとより政府としては、企業が資本を蓄積し易いような、また蓄積せざるを得ないような条件をつくる必要がある。しかしその責任は企業にあり、企業はみずからの努力によつて、自己資本の蓄積に全力をつくさなければならない。もちろん企業としては、消費者や従業員、株主に報いることも必要ではあろう。しかしそれも、自己資本の蓄積を通じて報いる方法を講ずべきである。

(3) 業界協力態勢の樹立

企業はあくまでも競争を通じて生き抜かねばならない。これは自己責任の原則上当然である。しかしながらいわゆる過当競争は排除される必要がある。経営者は互に相戒め協力して自己の企業、延いては、国民経済を弱めるような競争は自らこれを避けるよう努力すべきと考える。

一、政府の在り方

(1) 政府の役割とその限界

近年政府のなすべき経済的機能がますます多くなつてゐることは当然の成行きであり、われわれもこれを決して否定するものではない。しかしながら経済発展の原動力はあくまでも企業にあり、またこれにもたせなければならず、政府は、企業の創

造的機能を十分に發揮せしむるよう配慮すべきである。かくて、今日政府の行う役割は原則として次の諸点に限るべきと考える。

(イ) 経済の安全を保障するための外的条件の設定

これは昔からあつた夜警國家の役割であり、今日ではその機能が分化され、組織も複雑になるといふだけである。すべての部門に亘る秩序の維持や、取引の安全を保障する等の機能は、みなこの仕事に属する。

(ロ) 國が望ましいと思う方向へ経済を誘導する外的条件の設定

景気の行過ぎや後退に対して金融、財政、その他間接的な方法で適当な処置を講じて景気を調節し、経済成長を高めるとや輸出振興のための各種措置等はその代表的機能である。

(ハ) 国民経済の採算には乗るが、個別企業としてはやり難い仕事を政府みずから行うこと

道路、港湾、治水、あるいは原子力を使うある種の産業等がそれである。ただしこれは国民経済全体として計算すれば必ずプラスとなるものに限ることが必要である。

(ニ) 経済界に対するサービスの提供

たとえば技術研究所（とくに基礎的な部面を政府が担当する）や技術教育、各方面の調査や統計、経済分析と経済観測、等である。

なお以上四つに対しては経済効果に重点をおき、その他の効果は別に考慮して後から計算に加えるという態度をとるべきと考える。

(ホ) 社会政策の実施

経済の安定的成長を図ることが経済政策の目的であるが、国全体としてみるとこれだけではすまされない。平均がいくら

伸びても、一部に弱い社会層があつてそこが犠牲になつてゐることは、社会公正の立場から許されないからである。政府はこれに対して十分なる措置を講じ、社会的公平を圖らねばならない。

(2) 政府の経済誘導の実施方法

わが国においては、経済発展の歴史的関係から、由来政府の干渉が強いところに、加えて戦中、戦後の経済統制による惰性が今日なお続いており、この弊風を打破するには、政府の経済機能の原則の確立と並んでその実施方法についての明確化が必要である。われわれはこの際政府は次の如き方針と態度とをもつて経済の誘導に當るべきと考える。

(1) 経済調整の仕方

1 財政について

昭和三十二年度経済同友会通常総会決議（国家予算に対する見解、経済変動に対処する財政金融調整措置について）を考慮すべきである。

2 租税について

租税はもちろんそれ自体の秩序と方式をもつものであるが、同時にそれは経済誘導の用具でもある。しかるに現行税制は企業の自己資本の蓄積、経済調整等に対し十分な役割を果し得ない状態にある。よつてこの際政府は税制について根本的に再検討を加えるべきである。

3 金融政策について

金融政策については、自動調節作用を活用することが必要である。

(2) 政府の企業に対する介入の仕方

政府は経済誘導の必要上設けた外的条件を個々の企業に適用するに当つては、その役割と限界を明確に規定し、それ以外

の行為は行わぬようにしなければならない。このため各種法的規制を再検討、再整理するとともに法的根拠のない行政指導は厳にこれを排除すべきと考える。

(イ) 政府の行うべき事業

第一に政府の行う事業といつても長期的にみて国民経済の採算にのることが必要である。もちろん採算にのらぬことで大切な仕事もあろう。しかしそれは経済以外の目的を持つているのでなければならぬ。第二にこれ等の仕事は、そのままでは企業の採算にのらぬが少し補助をするか、あるいは部分的にかは、企業ベースに乗るものも少くない。これに乗るものがあれば（もしくはは低金利その他の補助を加味することも考える）、なるべくそれに行わせることが必要である。第三に一部の人のために国民の税金を使うことは妥当ではないから、政府の仕事は可能な限り、受益者負担の思想を貫くべきである。

(ロ) 社会政策費の調達

今日社会政策は、国家のなすべき重要な任務の一つである。しかしそれは経済を無視して無制限に行うことは許されない。このため、たとえば社会政策の財源捻出に当つて経済発展の基本になる蓄積を害さないように、累進的奢侈税を筆頭とする間接税を考慮すべきと考える。

地方総合開発について

(三二・一一・六 第三回全国常任委員会)

北海道開発、東北開発等地方総合開発が最近盛に唱導されているが、開発は飽くまで国民経済的視野の下に行わねばならぬのであつて、本年度より政府で着手した東北開発をモデルとして、これが開発についての意見を述べれば次のようである。

東北開発についての意見

東北開発は、東北地区の民度を高め、その包蔵資源を活用し、東北地区人口の東京流入を抑制すると共に、国内市場の拡大に寄与するものとして、洵に望ましいところであるが、その開発資金の国庫依存には自ら限度があるをもつて、財政資金は主として産業立地上の隘路打開のために重点的に使用し、産業立地の改善により民間企業意欲を高め、民間の旺盛な企業力によつて産業開発を行うことを考えるべきであつて、地元経済人も又大いに奮起せねばならないと存する。更に、これを事項別に述べれば次のようである。

一、東北開発のために実施すべき事業は非常に多いが、一挙にこれを行うことは資金的に不可能であり、また総花的にこれを行えば中途半端な実施となつてその効果を挙げ得ないので、寧ろ全開発期間を一貫とする長期計画により実施の時期及び規模を調整し、重点的に一つ一つを完成させて行く方法を採るべきである。

二、計画を樹てるに当つては十分な裏付調査が必要である。東北地区には地下資源が豊富であるといつても、その賦存状況は必ずしも明確でない。殊に開発計画が総花的・並列的に陥り易い従来の弊を避けるためには、総合調査によつてどの地帯にどのような事業を行うのが最も効果的であるかを明かにすることが必要であり、また東北に適應する産業の選定についても、東北経済の構造的分析によつてその将来の産業構造図を策定し、どの事業が東北において有利に發展するものであるかの見透しを樹てる必要がある。

このように開発実施計画を決定する前提として必要と認められる諸調査が現在充分に行われているとは考えられないので、先ずこの調査をみっちり行うべきであつて、東北開発株式会社が主としてこの調査を担当するのを適當と考える。

三、東北地区の産業立地上の隘路で最も急速に解決を要するものは輸送上の困難である。東北主要都市を結ぶ国道の整備及び東北主要港湾の拡充を急ぐと共に、国鉄五箇年計画に挙げられている東北本線・奥羽本線・羽越本線の複線化及び電化の計画を繰り上げて実施すべきである。

四、東北地区既存主要産業の成り立ちを見るに、豊富低廉を何よりの基盤としているものが大部分であり、また東北地区の産業立地上の不利を差当り補うものは電力であるので、北海道及び常盤の石炭地区を擁している利点を活かした火力発電の増強、低利な財政資金の特別供給等により電力の豊富低廉な供給を図るべきである。

五、北海道開発の場合でも企画官庁と実施官庁とが異なるため中途半端な実施が見られたが、東北は七県が分立しているので北海道以上に調整が難しいと考えるので、能率的な東北開発機構の確立について速かに検討すべきである。

経済力過度東京集中抑制について

(三三・一一・六 第三回全国常任委員会)

経済力の過度東京集中の傾向は、戦後時にその進度を早め、このままに放置するときは東京の過大都市化による諸弊害は逐次累積し、地域経済間の均衡は破れて、国民経済の将来にとって大きな損失となることが深く憂慮される。東京自体としてもその過大都市化の対策として、工場と住宅とを東京都周辺地域に分散することを目途とする首都圏整備計画を樹てて既に実施の段階にあるが、この計画の推進は刻下の急務である。

しかしながら、経済力の過度東京集中の原因は政治的なもの、経済的なもの、文化的なものが互に因となり果となつて相結び、愈々集中の原因となつて行くのであつて、その原因除去は容易でなく、出来るだけ早い期間内にその対策を講じなければ、永久に解決できない問題となる惧れが多分に考えられる。

依つて日本経済の健全な成長のために経済力過度東京集中を抑制しなければならない必要性を国民全体が理解し、あらゆる角度よりその対策を講ずべきであつて、固より経済人は経済力過度東京集中抑制について協力するとともに更には進んで各地域経済において、当該地域の経済発展に努力しなければならないが、政府においても地方出先経済官庁及び地方自治団体への

大巾な権限委譲並びに教育機関の地方分散により積極的に経済力過度東京集中の原因除去に努めるとともに地域経済開発の基礎の整備に適切なる方途を講ずべきである。

経営者啓発についての所見

(三三・四・一一 昭和三十三年通常総会)

科学技術の革命は、人類にかつてない大きな変化を体験させている。これは主界を通じ、そして政治、経済、社会のすべての面に及び、その内容を新にする傾向にある。

かような際、わが国、各層各階の指導者が、既成の感覚や経験至上のみにたよつて、その指導力を維持することは、少からず困難となり、自ら進んで新しい教養を積む必要を、自他ともに認めざるを得ない。このことは技術革新下の経済界において特に急務というべきである。それ故ここに主唱する経営者の啓者は、決して技術的な問題としてではなく、経済発展に伴う本質的問題として、広く経営者の理解を求めようと試みるものである。

すなわち技術革新に伴う企業規模の拡大と経営の高度化は、企業の内部及びその対社会関係に大きな変化をもたらした。内部変化とは新しい人間関係の発生と、技術革新に対応する程度の高い経営技術の展開であり、また外部的とは企業の社会性に立脚した経営の確立である。この結果従来の経験と勘にもとづく古い型の経営政策では、も早近代的企业として成長が望めなくなり、ここに経営者はその責任とリーダーシップのもとに、科学的経営政策の樹立によつて、経営の近代化を図り、新しい段階に備える必要に迫られている。

以上の如き背景において、われわれはまず、経営者の自己啓発と後継者の養成が、経済界で普遍化されなければならぬと確信する。それは次の理由にもとづく。

第一に資本主義經濟發展の源泉は個人の創意、したがつて経営者の創造性にあり、第二に企業が今日社会の中核的存在として國民經濟の消長につながっている事実にかんがみ、企業の恒久的發展は経営者の大きな責務であり、これを可能ならしめるのは次代経営層の如何にかかつており、第三に上記の如き企業の変化は、新しい教養と経営技術を身につけた有能な経営者を求めているからである。換言すれば、今日の経営者は企業拡大により、厚味を加える経営層の組織化に対しての熱意、個人に自己發展の途を拓くこと、転じて、そこから潑刺たる創造精神の誘発と、併せて高い智能、優れた技能、そして広い識見を備えた後統の経営者を、豊富に持つことに意を注がねばならぬのである。いわば企業の長期發展は、経営者の量的拡充と質的向上なしにはこれを望みえない。しかしながら、これは自然發生に任せては到底達成できないばかりでなく、終局においては単に企業の盛衰のみならず、個人の伸張を基調とする資本主義經濟、自由社会そのものの發展に、重大な影響をもたらすことを忘れてはならない。ここに経営者啓発の社会的意義があり、それを意識的、計画的に起さねばならぬ拠り所がある。

そもそも近代經營の要諦は、各個人の尊嚴を認め、説得することによつて、相手の自発的行動を促すことにある。したがつて最高經營者は絶えず自ら反省し、自己を啓発し、すぐれたふん囲氣をつくりあげなければならない。このようにしてこそ、次代の経営者たる者が自ら啓発し、さらに広義經營者層の教育、一般従業員の訓練が、企業内に根をおろすことを期待しうるのである。もとより、わが国企業發達の歴史や、そのおかれている環境を顧みるならば、新しい経営者啓発には多大の障害が予想される。しかし技術革新と經濟の変ほうは早い速度をもつて前進をつづけている。よつて上記の困難な特殊事情を克服し、事態の進行に遅れをとらぬためには、経営者教育の必然性を正しく認識し、速かに自己啓発と経営者教育の態勢を整えることが今日の経営者に課せられた時代的責務と確信する。

ここにわれわれは、経営者教育の具体的実践方策究明の前提として本問題を強調するゆえんである。

記

- 一、経営者は経営教育を制度化するため、企業内で教育要綱の作成及び長期の教育計画を樹立する必要がある。
- 一、最高経営者は、企業内における共同研究を実行すると同時に、外部において経験交流の慣行確立に努める必要がある。
- 一、経営者教育の狙いは、経営者の共同意識とリーダーシップの鼓舞及びその自主性の自覚促進、新しい人間関係の確立、企業組織の官僚化防止、及び権限委譲の実現とそれに伴う責任感の昂揚を図る。
- 一、経営者教育の方法は、実務を通しての企業内における常時教育と、外部における特別機関の設置、並に学校教育の改善による企業と学校の接近及び協力を促す。

新しい政局に対する吾等の見解

(三三・五・三三)

総選挙の結果多数を制した与党が引きつづき政権を担当することになるが、政局の帰趨が、このように決まった機会に与党は過去における党の在り方を冷静に反省し、かつ内外の情勢を深く洞察の上国民大多数の支持に応える態勢を整えるべきであろう。

とくに選挙を通じて共産圏の動向、それが国内に及ぼした影響、さらに世界各地における政治的動揺など国際情勢は極めて重大化し、また国内的には政治、経済、社会の各面に困難な事態が生じていることを思えば、強力な政治によつて国民の団結を図り、難局を克服せねばならぬのである。

しかして強力な政治とは、云うまでもなく政策の樹立及び遂行に当り、過去に示された如き一切の障碍を除去し、党と政府が渾然一体となり、党内閣の本領を発揮して一貫した政策を強力に推進することにある。

これが為めには組閣に際しても右の線を貫くことを基調とし有能かつ実行力を有する人材の起用と併せて党組織と党内運営

の在り方に充分の配慮を行うべきであらう。

政策においては、内外情勢にかんがみ確固たる外交政策の樹立により不退転の方針を国民に明示しなくてはならぬ。

結局二大政による議会政治を健全に発達させるためには、与党が率先して強い政治の在り方を実践する責任を負わされて
いるものと信ずる。

岸新内閣に望む

(三三・六・一三)

岸第二次内閣は、政局の長期安定を旨指して発足した。

思えば、昨年七月岸第一次内閣改造の直後、われわれが国際収支改善を達成するまで、安易に手直しをやらぬよう申入れてから、およそ一年になる。この間、金融引締めを中心とした諸施策によつて、国際収支の改善はほぼ達成したが、他面、内外の景気後退で、国内経済は萎縮沈滞の様相すら呈している。云うなれば、金融引締めを中心とした政策が、限界に達したことを意味するもので、この際新内閣が政局の長期安定を志すからには、これと表裏関係にある経済の長期安定のため、新たな政策に転換することを考慮すべきである。

しかし、今回の経済変動の経験及び日本経済の体質、あるいは世界経済の現状等から推してわが国経済の長期安定と拡大均衡を図るとしても、常に国際収支の均衡保持を念頭におかねばならぬのは云うまでもない。これがためには輸出振興を基本として、生産はもとより財政、金融、流通、及び消費にわたる一切の経済政策が、総合的かつ長期的観点から策定され、これを強力に実施するものでなければならぬ。この場合基礎条件として、わが国産業に対する輸出力培養のため合理化、近代化を徹底的に促すとともに、経済基盤強化資金等の活用により道路港湾等の事業を積極的に起し、経済の萎縮から成長へと足固め

を行い、併せて失業防止に万全の策を講じなければならぬ。

もとより輸出振興については、経済界として大いに反省の余地があるのみならず、輸出マインドの喚起、過当競争の排除等、自ら努力せねばならぬところ少なしとしないが、同時に国の内外にわたり、輸出振興を可能とする条件を整えることが急務となっている。よつて政府は、対内的には輸出振興について、全国民の協力を得るため国民運動の誘導、輸出を促進するための制度的措置、また対外的には貿易の障碍排除のため自主積極的な外交通商政策を速かに用意する必要がある。

新内閣は文教、労働、社会保障等重要問題を沢山抱えているであろうか、まず経済の基調をどうするか、これを明確にすることから始めるべきであると思う。

海運対策（中間案骨子）（三三・八）

一、海運企業再建のため、当面緊急に採り上げるべき対策は左の通りとする。

- (イ) 先ず第一に海運企業並びに業界は、営業収支改善のため、徹底的に経営の合理化、経費の節減を図り、また過当競争排除のための業界再編成及び高度の協調態勢を確立すべきである。
- (ロ) 資本構成の是正措置として、現在の計画造船に関する開銀よりの借入金（約一、三〇〇億円）及び市中金融機関よりの借入金（約四九〇億円）の相当部分（できれば過半）を資本化する。
- (ハ) 金利負担の軽減措置として、前記ロの方法により資本化された借入金の残額に対する開銀金利並びに市中金融機関金利を可及的に利下げをする。
- (ニ) 航路補助金、三國間輸送奨励金等の交付を行うこと。

(四) 税制上の優遇措置を講ずること。

二、以上のうち(イ)及び(イ)の措置の実行は左の方法による。

(イ) 純粹の民間会社として日本船舶株式会社(仮称)を作る。資本金は仮に二〇億円とし、海運会社、市中金融機関及び海運関連産業よりなるべく広く出資を募る。

(ロ) 開銀は現在の海運融資を日本船舶会社に対する融資に振替える。

当社は開銀より受けた融資額のうち、その半額に見合う金額につき、当該海運会社の株式を保有する。残る半額は当社の海運会社に対する融資とする。

この場合、前者に対する開銀への利子の支払は当該株式の配当によることを建前とし、配当金が利払金に不足する場合は財政資金により補給する。後者の融資に対する利子は可及的に利下げする。

(ハ) 市中金融機関の海運会社に対する融資はでき得ればその半額程度を開銀に肩替りする。

その肩替り分の扱は前項の開銀の融資分と同様にし、市中金融機関はそれに対して支払保障の責を負う。右の肩替り金は市中金融機関より日銀借入金返済に充当する。

右の開銀肩替りが不可能の場合は利子補給の措置により金利負担の軽減を図る。残額の市中金融機関より海運会社に対する融資については、市中金融機関において可及的に利下げする。残額の市中金融機関より海運会社に対する融資については、市中金融機関において可及的に利下げする。

(ニ) 以上各項の措置に加入するか否かは関係機関の自由意思による。

(ホ) 船舶会社固有の重役の他、社会重役をおく。社外重役は当面の海運界の経営合理化方策を具体的に決定する上に適当と認められる民間人を以て当てる。この重役会を所謂ポリシイ・ボードとし、民間の総力を茲に結集し、前記合理化方策の審議決定並びにその実行監視に当らしめる。尚、運輸省、大蔵省等の官庁は、オブザーバーとしてその代表を出席せしめ

ることが適當であろう。

(ハ) 船舶会社の任務は飽く迄も基本方策の決定であり、個々の企業に直接深く介入することは避けるべきである。例えば前述の業界再編成方策の実行に当る場合、当社はその方向付けを行い方針を指示するに止めるべきであろう。

三、以上の如き措置により我国海運企業の経営基盤を強化し、将来の船舶建造については原則としてコマール・ペーシスに立つて行われることが適當である。然し経営基盤確立迄の間は今後の船腹増強のため相当の建造助成策を採ることが必要であろう。

自主調整についての見解

(三三・九・一九)

今次の不況から、われわれは二つの教訓を学びとつた。

その一つは近年経済変動の速度が著しく早まつてきており、この原因は色々あるが、何といつても設備投資の過剰と過当競争が主因をなしていることである。いふなれば生産、金融及び消費などにわたる経済構造上の変化が不況の周期を縮めるに至つたと見るのである。

他の一つは上述の如き性格の打開について、経営者の態度を新にせねばならぬことである。不況が深まるに伴い、経済界の一部には苦痛の余り政府にすがり、結果的に政府の直接統制もやむをえないとする考え方があつた。事実経済界に不況克服の力が欠けていると見なされた場合、政府が介入して来る可能性もある。

政府による直接統制は経済発展を妨げるのみならず、政治統制とつながり、多くの弊害と腐敗を招く惧れがある。元来、自由主義経済のもとでは、戦時という特別事情を除き、政府による経済発展の方向の指示は別として、個別企業に対する直接統

制は絶対拒否すべきものなのである。にも拘らず創造と自主性を尊ぶべき経営者が、自らの力により不況打開ができず、若し政府の力に頼らねばならぬとしたら、それこそ自由企業の自殺行為に等しい。

とはいえ、今日野放しの自由を肯定するものでなく、新しい経済秩序と規制の必要を認めるものである。われわれが自主調整を問題にする所以はここにある。

自主調整は短期的には、刻下の不況突破策であり、長期的には日本経済の体質を改善し、将来に向つての均衡的發展を主眼とし、決して一時的な景気回復策をのみ論ずるものではない。

しかして自主調整は、政府による統制と異なり、強制力をもたぬ代り、説得と互譲の精神ひいては広い視野と社会的な感覚を基礎とする。それだけ周囲の条件を整える必要があるとともにむずかしさもあるが、原子力の核融合反応を科学がついに制御することに成功したことを思えば資本制生産の制御もわれわれの英智で解決し得ない筈はない。もとより、われわれは昨夏の金融引締以來、機会ある毎に自主調整の機運を起すため、微力を傾けてきたところであるが、最近ますますその急務を痛感し、あらためて自主調整の促進を提唱するとともに率先して左記を目標に自主調整の具体化に努力する。

一 産業界は陳腐化老朽設備の整理、設備投資の規制及び不況カルテル等一連の合理的な自主調整対策と併せて各企業はそれぞれの力に應じた生産分野の策定を自らの手で作成し、実現を図る。この場合側面より金融機関の積極的な協力を要する。もとより業種業態により事情が違うので、一律の形はとれぬにしても、産業と金融が情報を交換し、実現を促進するため、適当な機関を設置し、相互の協力によつて目的を達成する。もちろん、こうした方向に即して、われわれはすでに一部の業種について実践しつつあるが、さらに広く経済界全般に及ぼすことに努める。

一 自主調整は経済界だけで実現できるものでなく、政府の協力にまつ面も多々ある。まず政府は自主調整が円滑に実施できる環境の整備に務め、同時にそれを阻む要因の一つである独禁法の合理的改正並に弾力的運営に配慮を加えることを要請す

る。断わるまでもなく、自由主義経済の高度化に伴つてわれわれは独禁法の存在は必要であると考える。要は国民経済の円滑な発展と国民生活向上のため、それが不当に妨害せぬことを強く希望するからである。他面政府が自主調整に方向を与えるため誘導の役割を持つていることを認めるものである。

一 自主調整が進むに伴い、一方に犠牲となるものもある。これを優勝劣敗の法則だけで片すけることは許されない。相互依存の精神と社会的責任の見地から、併行して積極的協力を進めてゆく必要がある。

日本経済に対する見解

(三四・一・二六)

年明けとともに、一般に景氣の前途を楽観しているようである。経済が後退から上昇に転じているのは事実であるが、内外の経済を冷静に省みるならば、果して手放しの楽観が許されようか。

すなわち、国内経済が立直るには相当時間を要することであり、海外経済にしても同様のことが云える。現にアメリカ経済の恢復についてアメリカ人の間にさえない甘い予測を禁物としているものがある。

したがつて、景氣の見通しが明るいからとて、調子に乗ることは、まことに危険である。過去の苦い経験からおして、今度こそ経営者は堅実な考えと慎重な態度で臨んで然るべきと思う。

かような見地から、この際本会は日本経済に対する所信を明かにするものである。

一、質的成長を考えよ

経済界に与えられた本年の課題は「安定成長」ということである。それは均衡を得た拡大という意味であり、当然ながら本年は量的拡大だけではなく、質的成長を重視せねばならないのである。

質的成長とは経済の正常化と経済及び企業体質の改善を図ることであり、それには経営者の主導性が強く要求されるのである。

しかるに昨年未発表された政府の経済見通しは量的成長をことさら強調し、質の面、すなわち日本経済の構造的欠陥に関する問題はやや後方に押しやつていよう感じがする。そして量的成長の根拠として挙げている世界経済の動向、輸出の伸び、在庫調整の成行き等の見方については交換性回復の材料を入れただけでも考え直さねばなるまい。

一、政府の金融政策は不明確

さらに明年度予算に見られる財政方針は、ある程度高い姿勢であり、刺激的であると言える。また本年も例の如く財政と金融の一体的運用ということをあげているが、結局財政は成長、金融は安定という分業が本当の狙いのようである。

しかるに肝腎な金融政策について政府は、方針を明かにしていない。今までに言われていることは、金融の基調は大幅に緩むであろうから、この機会に一連の金融正常化を図るべきであるということだけに止まる。

右の如き政府の考え方や方針は、過去二年近くの間抑えられていた企業経営者の成長意欲にかなり強く刺戟していることは争えない。のみならず政府の見通しが、海外の物価高と、国内物価の先行強調見込みであつたため、これがまた業者をして、在庫投資への思惑に走らせたことも否定できない。これを放置するならば、やがてインフレ気配を募らせることとなつう。

一、行過ぎ再燃を怖れる

かくてここ一、二年われわれが反省した過当競争は再びその勢いを強めようとしている。

一部に下期経済過熱説が唱えられているが、それは案外上期中に起るかも知れない形勢にさえある。こういう、言わば思惑による投資景気が巻き起したいろいろの困難な事態はすでに三年前にわれわれが経験したところであり、このような過ちを再び繰り返してはならない。よつてこの際経済界はそれを深く銘記し、静かな拡大と経済変動を最少限にとどめうる体質に改善

する策と本格的に取組むべきであろう。

一、自主調整の促進

そのためには産業界は、過度の量的拡大意欲を自制しなければならない。われわれが昨年来微力を傾けてきた自主調整は、従来以上に意義を高めてきたものと確信する。

他方金融界はかつてないほど重要な役割を課せられていると考えられる。つまり、わが国経済の現状からするならば金融界は、過当競争を自制に導びく推進力たならぬからである。したがって産業界が腰を落つけて体質改善と取組んでゆけるように側面から協力すべきであり、間違つても拡大意欲を過度に刺戟するようなことがあつてはならない。

以上のことを実現するためには、行過ぎた金融緩慢状態を放任したり、若しくはそれを促進するような政策は一切避けるべきである。烈し詰めれば、日本の場合金融の基調は常に小締りで安定していることが健全と言えよう。

一、金融政策を速に確立せよ

この点に関する日本銀行の考え方は、最近の総裁談話からうかがうように一応当をえたものと思う。しかし具体策が示されていないので、一抹の不安を拭い難い。

よつて日銀は早目に金融政策を明確にすべきであろう。行過ぎが起り、インフレが進んでからでは遅いので、速かに具体的な対策を樹て、例えば各種オペレーションを果敢に実行するなどにより、三十一年の轍を踏まないよう深甚の配慮を求めてやまないのである。

新しい経済秩序への見解

(三四・四・八 昭和三十四年度通常総会)

新たな経済発展を前にして、われわれ経営者は過去二ケ年に及ぶ景気後退を通じて得た貴重な教訓を無駄にしないことが肝要である。

その教訓は、最善をつくして、経済変動の振幅を縮めねばならぬことである。事実、経済発展の主体が企業であるかぎり、それを経営する経営者は、進んで経済的環境を制御してゆく努力を怠つてはならない。つまり、経営者は意識的の行為によつて経済変動を調節する責任を負うものである。

しかるに最近景気回復の兆しに、企業間の拡大競争は再燃しそうである。過当競争は経済変動を速める最悪の要素であることにかんがみ、経営者は自己責任の原則にもとずいて、それを排除することに努めねばならない。経済的環境を制御することは、このことを指すのである。

他方、ヨーロッパ諸国の交換性回復は、貿易自由化の方向を明らかにした。これは外貨割当制度を支柱とする、わが国経済秩序にとつて、大きな転換期が迫つてきたことを意味する。長い間為替管理のもとに、保護されてきたわが国産業は、国際競争の自由な風にさらされながら、裸で競争できるような体質に改造してゆく必要が生じたのである。これには経済政策を根本から変えてゆかねばならぬのは言うまでもないが、同時に設備過剰と過当競争に対する技術的対策を経済界が自主的に用意しなければならぬ。いわゆる自主調整は、まさしく、これからが本番である。

しかして自主調整を可能ならしめ、またそれを一歩でも前進させるため、われわれは経済界が権威ある統計調査機関を持つこと、主要業界が自主調整を目的とする委員会を設けること、企業及び業界が長期計画を樹てること等を急務と考ふる。すな

わち、

一、最近の経済変動から経営者は信ぴょう性の高い統計を整備し、それにもとずき正しい経済動向の見通しをたてる必要を痛感している。もちろん従来政府が統計の整備及び長期計画並に経済動向の予測を行っているが、経営者の立場からすると、そのみによつては実態把握がなお不充分であるのみならず、その計画及び予測に対し無批判に従うことに反省も起きている。

したがつて、経済界は企業経営に直結した権威ある統計調査機関を設立し、確信ある数字にもとずき、政府の計画を検討し、経済動向を予測し、企業を経営し、あるいは業界の秩序を保つ方法を講じなくてはならぬ。政府経済統計のデータの多くは企業が出所であることを考えるならば、統計調査機関の実現は必ずしも不可能ではない。

一、経済各界に自主調整の動きがある。しかし、これは技術革新、アウトサイダー等いろいろな困難な問題があるので、容易なことではない。よつて、問題の多い業界は、専ら自主調整に絞つて、適当な委員会または協議機関を設け、それに客観的立場にある第三者を加え、最も実現性のある過当競争防止方法の発見に努め、かつそれを円滑に進めることを期すべきである。

一、企業及び業界は、それぞれ投資、市場開拓にわたつて、長期の計画を樹て、あるいはマーケティングを積極的に採り入れるべきである。とくに業界が当該業界全体の長期計画を持つことができるならば、自主調整に著しく寄与することになる。

自主調整促進のため独禁法の弾力的運用についての見解

(三四・五・一五)

経済同友会が昨年九月以来、経済界における自主調整の必要を説き、その実現に努めてきた大きな理由は過当競争の防止にある。すなわち、企業経営者は過去二年の景気後退を通じて、過当競争なるものが如何に経済変動の振幅を拡大しているかを知るとともに、正常な経済発展を図るには経営者の自主的努力によつて、これを防止する責任があることを痛感したからである。

もちろん資本主義の下において企業間の競争の必要性をいささかも否定するものではない。われわれの意図するところは不経済かつ無秩序な過当競争を極力排除し、生産諸条件に自ら制約のあるわが国経済の現状において、資本、原料、設備等生産諸要素の合理的配分、活用を図り、秩序ある競争を通じて日本経済の体質を改善し、将来にわたつて均衡的發展を実現することにある。あくまでも長期的、国民経済的視野に立つものである。

しかし自主調整の実現には当然独禁法との関係が問題となつてくる。外觀的には確に独禁法に好ましくない動きと見られるかも知れないが、真の意図が理解されるならば、われわれの主張する自主調整は究局において公共の利益に合致し、独禁法本来の目的とも一致するはずである。よつてその善意を育てるため、独禁法の弾力的運用について左記の如く考慮されることを望む。

記

最近景気回復に伴ない企業間に再び設備拡大競争の傾向が出ているので、これを調整するため次の諸措置を容認すること。

一、国民経済上に占める比重の大きな業種にして、明らかに過剰を招来する惧れある新規設備投資計画を調整するため、業界が委員会等の協議機関を話し合いの場として設置すること。

なおかかる場合、予めそのような業種を明らかにしておくことも便宜的措置として考えられる。

二 前項の業種においては、実体的罰則等の強制力を課することなく、自主的話し合いにより設備調整を実施すること。

なお、この場合の設備調整は、当該業種の合理的な製品分野の調整を含むものとする。

三 以上の設備調整を側面より促進するための金融機関の融資の調整及び協調融資。

減価償却制度改正の提案

(三四・九・一八)

日本経済は、いまや安定的発展を政策の基調とすべき段階にきている。しかしそのためには、先ず第一に安定の基礎条件として企業の体質改善、第二に発展要因としての設備、機械の近代化投資、陳腐化資産の取換の促進、技術革新に適應する新しい環境の整備が必要であるが、これらを同時に解決するには、償却制度の改善を含めた合理的な企業税制を確立することが急務である。

本会においても、政府の税制調査会に対応して、独自の立場からこの問題と取組み、目下研究中であるが、企業課税自体の改善については、税体系全般の観点からの検討が必要であるので、早急に結論を求めることは困難である。よつてここでは、その一環として減価償却制度の改正を採り上げ、速かな実施を強く要望したい。

一体今日のわが国経済が国際競争に打勝ち、健全な成長をとげるためには、企業経営を能率化し、欧米なみの強固な経営基盤をつくり、合理的な設備の近代化を行つて生産コストを引下げることが基本的な要件である。そしてそれには、企業は極力

自己資金を充実しながら発展に必要な設備投資、近代化のための設備更新、さらには技術革新に対応する新技術の導入を図ることが急務である。もしこれを借入金に依存するならば、企業の資本構成をますます悪化せしめ、金利負担が増大し、ひいては国際競争力が低下するのみならず一度不況ともなれば企業活動は沈滞し、経済を弱体化せしめるおそれが少ないであろう。

かくて企業の最も有力な自己資金源として、減価償却はいまや、単に税制の技術的問題とか企業会計の問題だけにとどまらず、企業の基盤の強化、そして雇用の増大を通じて日本経済全体の長期安定的発展に重要な役割を果すべきものといわなければならない。

この要請に応えるため、下記の如き措置の採用を強く要望する。

一 現行減価償却制度の改正

設備の近代化を促進するため、次の如き内容を骨子とする減価償却制度の改正を行うこと。

- (イ) 現行の法定償却年限を「経済的耐用命数」に重点を置いて大幅に短縮し、これを新に標準償却年限として設定する。
- (ロ) 更に前記の標準償却年限を基準として、上下に一定の幅(例えば三〇%)を設け、企業経営の実態に応じて、申告により企業が自主的に償却年限を決定することを認める。

二 陳腐化旧資産に対する措置

将来の技術革新に対応して陳腐化資産の取換を促進するため次の措置を講ずること。

- (1) (イ) 既に陳腐化した資産(対象を指定する、例えば昭和何年以前に取得のもの、或は戦時規格のもの、又は企業の申請によるもの)につき、残存価格までを限度として特別償却を認めること。但し本金額は当該事業年度の課税利益の一定割合(例えば三における加算限度と合して課税利益の二分の一とする)を限度とする。

(ロ) 本措置は実施後一定期間（例えば二ケ年）以内に行わしめること。

(2) 設備更新のため、帳簿価格を超えて旧設備を処分した場合、その処分利益は、取得した新設備について圧縮記帳を認めて特別償却を行わしめ、スクラップ・アンド・ビルドを促進すること。（註一参照）

三 第三次再評価資産に対する不足償却費の措置

過去に企業が行った減価償却との差、いわゆる「不足償却」に対し次の措置を講ずること。

第三次再評価資産に対する経年減価につき、毎期、当該事業年度の課税利益の一定割合（例えば二の(1)における加算限度と合して課税利益の二分の一とする）を限度として当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。（註二参照）

註一 ここにいう圧縮記帳とは、新設備の購入金額から旧設備の処分利益を控除した金額をもつて、新設備金額とすることをいう。

註二 三次にわたつて行われた再評価は限度一杯まで実施した場合においても適正な再評価限度額より著しく低いため、いわゆる「不足償却」を生じ資本の継続的な喰潰しが行われている。よつてこの「不足償却」に対し例えば次の如き措置を講ずること。

(イ) 昭和二八年一月一日現在に存在する資産の取得価格に取得時から第三次再評価の基準日迄の物価倍数を乗じた金額より、各年度の償却額にそれに対応するそれぞれの物価倍数を乗じて得た金額の合計額を控除した金額を算出する。これを修正再評価額と称する。

(ロ) 修正再評価額と第三次再評価実施額との差額（修正再評価差額）に対し、第三次再評価実施の時より修正再評価直前までの減価償却費を算出する。これを再評価不足償却費と称する。

(ハ) 再評価不足償却費につき、毎期、当該事業年度の課税利益の一定を限度として当該事業年度の償却費に加算すること

を認める。

(二) 第三次再評価資産に対する将来の不足償却費に対しては本文案一、二の措置によつて調整するものとする。

当面の海運再建策

(三四・一〇・一六)

一、昨秋われわれは、わが国海運の経営基盤を強化し、先進諸国との体質の開きを是正し、以つて国際競争力を賦与することを目的として日本船舶株式会社(仮称)を中心とする再建案を検討した。

その案の狙いは、計画造船に関する開銀より借入金及び市中金融機関よりの借入金の内、相当部分を資本に振替え、更に残存借入金の金利引下げることによつて、海運企業の利子負担を大幅に軽減せしめようとするものであつた。

而してその場合、われわれはこういう大幅の国家助成に対応して業界に対し、徹底的な再編成による合理化を要望することとし、そのために有力な社外重役を加えた日本船舶会社のボードを所謂ポリシー・ボード的なものにし、その強力な指導によつて再編成の実現を推進しようとしたのである。

元来このような金利負担の軽減は、殊更にこの種の新機構を設けなくても、開銀の機能を活用することによりある程度は実現可能であると考えられたのであるが、当時はそのような気運の成熟を見ていなかったため、一応金融機関の立場を離れ、国民経済的観点に立つて、海運企業の全面的再建を考え、かつ実行する機関を新設しようとしたのであつた。

二、以上の構想は当時各方面より有力な反対意見が出たために最終案を作成するまでには至らなかつたが、その後この考え方は船主協会を始め、官庁方面においても取上げられ最近にいたつて「管理会社案」或いは「海運復興公社案」等を生むに至つた。然し乍ら、それ等はわれわれが当時意図したものと実質的に甚だしく異なるものであり、官僚統制的色彩の激いもの

となつてゐる点は注目されねばならない。

一方最近の官庁及び業界方面のこの問題をめぐる動きは、漸次開銀をして海運再建方策の中心機関たらしめんとする機運を醸成しつつあり、開銀も之に応ずる気配を見せ始めているようである。

三、ここにおいて、われわれはともすれば官僚統制に傾く危険のある新機関を作る構想を避け、この際は開銀を中心として海運業界の一層の経営合理化、努力を条件として次の如き再建助成を実施することが適當であると考えらる。

(1) 一般的助成策

(イ) 開銀金利を一分五厘引下げ年五分とする。(当面は棚上げにとどめることも己むを得ないが、できる限り速かに国際水準といわれる五分に引下げるべきである。)

(ロ) 市中金融機関の計画造船融資分の金利は、年五分になるよう差額に対する利子補給を行う。

(ハ) 市中金融機関は、海運企業に対する融資の金利を上記の国家助成に対応してできる限り引下げる。

(2) 個別的助成策

以上のような一般的な助成を行つても、尙元利払に支障ある企業は、個別に再建整理案を作成して開銀に提出する。

この際オペレーター及びオーナーが、夫夫独立して個別の整理案を作ることでは、問題の根本的解決にはならな
いと考えられるので、この場合はいわば系列別に、総合的に再建整理案が作られることが必要であると思われる。

提出された再建整理案を検討するために、開銀内に市中金融機関代表者等を以つて構成する審査委員会を設ける。この
委員会は、開銀総裁の諮問機関となり整理案の審査に当るが、その結果、長期に亘つて元利払に支障を来す惧れのある企
業に対しては、開銀は必要に応じ、将来の元利払の方法等の条件変更を考慮し、又一般管理債権と同様、減資、合併、資
産処分等の根本的対策を前提として、元利金の棚上げ、その他の処置を採ることとする。

(3) その他の国家助成

わが海運の経営基盤が先進諸国のそれに比し、甚だしく劣弱であることは周知のところであり、この海運企業に国際競争力をつけて行くためには、少くも先進諸国が実施している程度の国家助成を行う必要があると思われる。更に現在の遅れを少しでも取り戻そうとすれば、先進国以上の助成が必要であることは明かであろう。従つてわれわれは、以上(1)及び(2)に挙げた助成措置の外に、先進国が大体実行していると思われる助成策、例えば税制上の優遇措置、定期航路及び三國航路に対する航路補助、更に低性能船買入補助等は当然に採り上げらるべきであると思う。

尚この機会に新造船のために保有会社、或いは公団の如きものを新設することは、海運業の自主的再建から離れるものであり、好ましくない。

今後の新造船は原則として以上の再建築実施の結果生ずる利益により建造することが適當であり、従來の如き総花的建造方式は打切らるべきであると思う。

貿易為替自由化に対する提言

(三四・一〇・一六)

戦後の世界経済の宿願の一つであつた貿易為替の自由化は、昨年末断行された西欧通貨の交換性回復を機に遂に最後の仕上げ段階に入った。然も仕上げのテンポは我々の予期以上に速い。即ち、西独はIMF協定第八条国に移行する意思を明らかにし、また英国及び伊太利もその後を追わんとしており、最早各国は貿易為替上の制限を行うことは許されなくなつてきている。そしてこの大勢が近い将来崩れるようなことは先ず予想されない。

ひるがえつてわが国の現状は、同じく工業国として自他ともに認めるところでありながら、自由化は西欧にくらべて比較に

ならない程立遅れている。例えば輸入の自由化率は、西欧の域内九〇%以上対ドル地域約八〇%に対し、僅かに総体で三一%に過ぎないのである。

勿論わが国でも自由化の必要性は、早くから官民一致してこれを認めており、この趣旨にそつた自由化の呼びかけは、西欧通貨の交換性回復を待つまでもなく、数年來絶えず行われてきたのであつて、この問題に対するわが国の関心の程は、西欧諸国にくらべて必ずしも劣るものではない。

にも拘らず、現実を実施された自由化は余りにも漸進的であり、この傾向は西欧通貨の交換性回復以後も些して変りはない。年初來八ヶ月を経過した現在までに具体化した政策には、僅かに指定通貨の拡大、標準決済規則の改訂及び最近のドル相場の自由化等主として為替面で若干の進歩がみられたのみで、円為替の導入、A A 制の拡大等自由化の中心問題には未だ語るに足る成果がみられない現状である。

然らば、わが国の貿易為替の自由化は何故に行われ難いか。われわれは、ここに、その最大の理由が官民の決断力の不足にあることを指摘し、大方の猛省をうながしたい。

われわれは自由化が口というは易く、行ふに難いことは充分認めている。然して自由化要請の積極的な意義は、一時の摩擦を相殺して余りある長期的な効用をもつているのであり、このことは、工業国としては経済発展の比較的劣るわが国の現状にも、かなりの程度まで妥当すると考えられる。

自由化を制約する要因は大きく分けて国際収支の不安と国内産業保護の必要との二つにならう。

先ず国際収支の点をみよう。わが国の金外貨準備の年輸入額に対する割合は現在約四〇%に達し、この割合は西独、スイスのように外貨手持の特に豊富な国々には遙かに及ばないが、オランダにほぼ匹敵し、イギリス、フランス、北欧のいづれよりもかなり高い。勿論一國の適正外貨準備は単純なこの比率から判断すべきではないかも知れない。わが国には西欧ほど必要の

場合動員できる第二線準備（IMFの他、西欧独特の国際機関からの借款及び対外短期債権など）の便が乏しいこと、またわが国の輸入額の変動が世界中にその類例をみない程大きなものである実情をみれば、現在の準備が充分であるとはいえないであらう。然し、中進国の性格を持つわが国には、西欧には許されなくなっている国際機構の資金援助（世銀や開発借款基金）の便があり、また輸入額の激変も政策よろしきを得れば、かなり緩和されるはずである。従つて、現状の準備でも自由化の余力は相当できよう。国際収支に先ず不安を抱く必要がないとすれば、少くとも商社の現行為持高制限の緩和、為替相場変動幅の拡大、円為替の導入等の自由措置の実現を阻む理由は薄れてくる。そしてまた貿易面における輸入地域制限の撤廃も急務であらう。即ち、双務協定による国別均衡やドル節約のための差別措置はIMFやガットの精神に著しく反するものである。双務協定は輸出のため輸入を必要とするが、それが今後益々発展を要するプラント類の輸出に大きな貢献をなすかは疑問である。資本財の輸出は西欧の例にみるように、寧ろ長期資本援助、支払条件、技術、アフターサービスの良否により決定される。ドル地域の差別扱いは、既に西欧通貨の交換性回復によつて積極的な意義を大部分失つている。

国際収支について懸念の必要が少ないとすれば、残る第二の制約要因、産業保護の問題はどうか。この要因の内容は複雑でなかなか処理困難であることは否定できない。わが国の輸入管理は、この面で第一に輸入品の競合産業を保護するのみならず、第二に商社、生産者の過当競争或いは過剰生産を防止するとともに、第三に中小企業の存立を保護する役割まで果し、然もこれ等の保護の目的が相重つている商品が多いからである。

然し、一般的にいって戦後の復興期を過ぎた現在、国際収支以外の理由で直接輸入制限を行うことはガットに違反する。上述の第一の目的は関税政策の活用により、また第二、第三の目的は国内政策即ち、弾力的な金融対策、中小企業対策及び業者の自主調整によつて達せらるべきものであらう。従つて今後輸入制限の継続を必要とする商品は、せいぜい第一の目的に該当する商品のうち、自給度が高く、然も関税を利用することが困難な商品に限定されねばならない。そしてわれわれは戦後驚異

的な発展を遂げた日本経済が、このような政策転換による一時的な摩擦に充分耐え得る実力をもつていると信ずる。

最後に結論として再言する。自由化の問題は今やその必要性や具体化すべき項目を羅列してその実施の可否を検討する段階を過ぎている。時恰も世界経済が新たな好況局面に向い、わが国際収支も予想外の好調を続けていることはこれに絶好の機会を与えている。若し現在の時機を捉えなければ次の景気循環までの数年間却つて自由化は困難となり、その間わが国は工業国唯一の不自由国として取残されることになる。われわれはそれが国内不均衡の根本的解決を遷延させ、対外競争力を減殺し、経済の長期発展の上に大きな禍根となることを強く懸念するものである。

特に東京において、第一五回ガット総会が開催されるのを契機に貿易為替自由化に対する本会の考え方を明らかにするとともに、政府がこの問題に対して速かに具体性のある計画的な対策を確立することを強く望んでやまない。

明年度予算編成についての所見

(三四・一二・一八)

明年度予算は、災害対策、社会保障その他諸経費の増加によつて相当の膨脹が予想されるとともに、財源の調達について一部に公債発行の主張もあるようである。

思うにわが国経済の現状は、さきの日銀公定歩合引上の措置にもみられるように、真に微妙な段階にある。この際、景気の見行き過ぎを予防し、経済の均衡的發展を持続する上において、産業界、金融界は大きな責務を課されているが、他方、財政の国民経済に占める地位とその指導的品格にかんがみ、明年度予算の編成に当つては、その規模についてもまたその内容についても、政府において特に慎重な配慮を加えることが望ましい。

すなわち明年度予算は、一般会計・政府投融資を通じて対象の厳選、重点化に徹底するとともに、その絶対的規模について

も、国民経済成長が許す限度内にとどめ、この際経済に刺戟的要素を与えるようなことは回避し、さらに財源の調達に当つては、従来にもまして健全財政を堅持すべきであると信ずる。公債の発行は理論的にはもとよりこれを否定するものではないが、現実的にはこれを可能ならしめる政治および経済の体制が整備されることが不可欠の前提である。すなわち、一方には公債が容易な財源調達的手段に墮しないことの政治的保証が必要であり、他方においては公債の発行が直接的にも日銀引受によることなく、国民に消化され得る経済基盤が育成されていなくてはならぬ。遺憾ながらその何れをも欠く現状においては、公債の発行はいたずらに財政を膨脹させて景気の過熱をもたらし、経済の均衡的發展を阻害する惧れなしとはいえない。われわれは政府が予算案編成に当つて、経済の実情に即して賢明に取扱うよう望むものである。

日本経済の現状分析

(三五・一・二二)

—— 昨年の回顧と今年の展望 ——

(一) 昨年の経済回顧

昨年の年頭、我々は一九五九年の経済に関する見解を発表し、同時に当面の経済政策についての提言を行つた。

その内容は大凡左のようなものであつた。

第一はいわゆる景気過熱(インフレ)に対する警戒である。一昨年末政府が発表した新年の景気見通しと新年度の予算編成方針は、一年半に及ぶナベ底不況に悩まされていた経済界に新風を吹きこんだ。殊に政府が新年度における海外の物価を七%高と見込んだことは、経済界の迷惑心理を強く刺戟したようである。そのため、輸入原材料の買付から始まつた思惑的在庫投資は、新年に入るとともに急速調で進むかのような形勢を見せるに至つたのである。

従来の経験から推して、我々はその勢は日を追つて拡大し、やがて在庫投資を中心とする有効需要の増大は、生産の増加が追いつけないほどの速さになる惧れがあると判断した。勿論、当時供給余力（余剰設備）は多くの業種において充分過ぎるほど存在した。然し、操短緩和による生産増には若干の時間的経過を必要とする。また業種によつては余力の少ないものもないではなかつた。従つて、我々は一般的にいつて供給余力が充分存在するとしても、有効需要の伸び方が著しく速い場合には、いわゆる景気過熱現象が発生する公算が充分あり得ると考えたのである。

以上のような判断から、我々は思惑在庫投資が急拡大しないような金融措置——緩慢から小締りへ——をとる必要があるとの提言を行つたのである。

第二は設備投資の行きすぎに対する警戒である。年末から年初にかけての需要の上昇速度は、日とともに強まるという見通しが次第に一般化し、その結果として、産業界の一部にナベ底不況下で抑制されていた設備投資熱が再び抬頭する気配を見せ始めたのである。ここで我々は神武景気の際の経験から、そのような投資熱が連鎖反応を起して拡大して行くことは極めて危険であると考えた。

前述のように当時の供給余力（過剰設備）は、神武景気の頃と比べれば格段に大きかつた。従つて、その上に再び高水準の設備を積上げて行くことになれば、遠からずその事のために、ナベ底不況のような深刻な景気後退に見舞われることを最も警戒したのである。在庫投資を主役とする有効需要に強い材料がないとすれば、やがて需要の伸びは鈍化するであろう。然るに、設備投資の進行による供給力の増加は急激に押えることはできない。かくて我々はこのような設備投資の増加の勢を早目に抑制する必要を痛感し、そのために産業界に対しては自主調整の推進を強く求めるとともに、金融当局に対しては金融政策の早期転換を提唱したものである。

以上が我々の見解と提言の内容であるが、それは果して当を得たものであつたであらうか。

昨年日本の日本経済はナベ底からぬけ出し、極めて順調に発展した。三四年度の鉱工業生産は対前年度比二六・七%増になるであろうし、経済成長率も一二・三%に達するといわれている。それにもかかわらず、物価は年初以来六%（企画庁指数、除食料）と僅少の上昇に止つているし、国際収支も実質三億ドル程度の黒字基調を続けている。過剰設備の問題も二、三の業種を除き、今の処殆んど問題になっていない。これは正に数量景気と呼ぶにふさわしい状態といつて可いと思われる。

以上の事実からすれば、我々の見解は当時各方面から批判されたように心配のし過ぎであつたということになるであらう。然し、そのような経過を辿つたということには、それ相当の理由があつたと思ふのである。

第一に景気過熱現象が起らなかつた最大の理由は、欧州の通貨交換性の回復であつたと思ふ。前述のように海外物価七%高という政府の見通しによつて、在庫投資は一時爆発的ともいえる程の強さで進行を始めたが、それは欧州の通貨措置によつて水をかけられた形となりやがて沈滞した。何故ならば、新しい事態の発生により、欧州諸国は自国通貨価値の維持を政策の中心にせざるを得ないこととなる関係上、欧州の物価が上昇する見込みはなくなると同時に、その事は米国の物価の動きにも影響を与えることになり、その結果として海外物価高を見越しての思惑は無意味となるからである。かくて専門家筋の思惑は殆んど全く静止したと考えられる。然しながら、経済界一般の空気としては、物価上昇に対する予想が支配的であり、主としてその為^に在庫投資は逐次拡大し、それが起動力となつて経済活動水準を急速に高からしめたことは、多くの人が指摘している通りである。

従つて、在庫投資を主役とする有効需要増加の速度は次第にその勢を強め、第一四半期においてピークに達したと考えられるが、前述のように供給余力が充分に存在し、漸次それが生産に動員されて行くという経過をとつたということ、更にその頃から金融は逐次小締りに転じ、物価先高見越し人氣も次第に落着きを見せてきたといつた事情により、在庫投資はそれまでの勢を次第に減じ第一四半期の終り頃からは極く緩やかな上昇に転じたものと思われる。しかして、その後は在庫投資以外の最

終需要即ち国内消費、財政の購買、輸出、設備投資の伸びに従つて生産はゆるやかに伸長し、その為に景気過熱の現象は起かなかつたと解されるのである。

次に過剰設備が問題にならなかつた原因は、何よりも鉱工業生産水準の上昇である。それは、ナベ底不況の底から見ると大凡四〇%方上昇した。従つて、当時の供給余力の大半は生産面に動員され、不況業種の操短の幅は顕著に縮小した。だが原因はそれだけではない。一昨年以來我々が主張しつづけている自主調整が逐次財界に浸透してきたこと、前記の我々が行過ぎ警戒説を経済界が素直に受け入れたこと、金融政策も若干の遅れはあつたがかなり早目に転換し、結局一年を通じてみれば、小縮り基調で推移したといつたいろいろな事実が有効に働いて、投資意欲が過熱するということにはならないとみられるのである。

(二) 今年の経済展望

今年の経済動向を考える場合、問題点は昨年と同じく過熱（インフレ）と過剰（デフレ）であろう。以下その点について検討を試みることにする。

(1) 過熱の惧れはあるか

伊勢湾台風以後の物価の上昇が若干早かつた為に、一般に物価動向については警戒論が多く、公定歩合の再引上を望む声も一部にあるようであるが、果して今後、物価が引続き上昇する危険が存在するであろうか。我々は必ずしもそのようには思わない。その理由は、

(1) 現在我々が主として用いている企画庁の物価指数は、昭和二五年に決めた基準によつて作られているものであり、現在の経済には必ずしも合致していない面があると考えられる。この指数では下落の幅の大きいいわゆる成長産業の製品のウェイトは非常に低い、従つて昨年中に六%上昇したという見方は若干訂正を要するのではないか。

(四) 昨年後半の上昇の主たる原因は金属（特に非鉄）建築材料、ゴムの騰貴であるが、これらはスト（銅）伊勢湾台風の如き異常な出来事の影響とみられるものが多い。こういう異常な要素は、物価が全面的に上昇するかどうかを判断する場合、割引いて考える必要があるであろう。

(五) 昨年十二月の物価は若干下落した。その主要なものは鉄鋼製品と繊維であるが、こういう商品の価格の変動こそ物価全般に強い影響を持つものであり、その動向は注目に値する。

(六) 全般的にいつて、産業の供給余力はなお相当に存在すると思われる。一部に操業率が八〇%に達したことから、それを過熱の先行指標とみる向きがあるが、この操業率の計算が必ずしも実状と合っていないことは、多くの人の指摘する通りである。ここ数年間の技術の急速なる進歩の結果として、主要産業の実際の製造能力は顕著に高まつている。業種によつてはそれは公称能力をはるかに上廻る水準に達しているものもある（例えば高炉銑）。従つて実際の生産能力指数は通産省の計算によるものよりは相当高いと見るべきではないか。若しそうだとすれば、現在の供給余力は二〇%以上あるとみなければならぬであろう。

(七) 一部に電力と輸送が再び隘路になる恐れありという意見がある。然し、電力には老朽火力設備という予備軍があり、万一の場合はこれの動員が考えられる。神武景氣の時には石炭が不足であつたが、現在は石炭には問題がないから、電力が隘路になることはないのではないか。輸送については、電力よりも心配が多いと思われるが、ここ一兩年鉄道車両の増設が行われ、更に自動車による輸送力は非常に大きくなつてゐるから、神武景氣の時のような深刻な事態が起るとは思えない。

(八) 一方有効需要の伸び率は、昨年比し相当鈍化するの見込まれる。即ち国内消費、財政、輸出及び設備投資は、大體昨年と大差ないと考えられるが、在庫投資の伸び率は、相当落ちるとみなければならぬ。現在の在庫水準及び在庫率

は、決して高いとはいえないようであるが、今年は内外物価につき先高の見通しは少いし、金融は一年を通じて緩む可能性は少いからである。以上の見通しから、企画庁は今年の成長率（国民総需要の伸び率）を七%余と想定している。成長率がこの程度に止るとすれば、景気過熱の現象が発生する惧れは先ずないのであるまいか。

ただし、最近設備投資の水準が相当上つてきており、その為銀行貸出水準も高まつてきたといわれているが、その点については若干の注意を要すると思われる。

なお国際収支については、輸出の好調は当分続くと考えられるから、輸入水準の一段の上昇により今後黒字の幅が縮小することはあるとしても、赤字に転ずる惧れは今の処ないのではあるまいか。

(2) 供給過剰（過剰設備）の惧れはないか

昨年の設備投資は経済界の景気に対する強気見通しと年初における金融緩慢の影響により相当高い伸びを見たようであり（最近の通産省関係のみの設備投資調査によれば対前年度比三五%増）三四年度民間設備投資は大凡一兆八千億円に達する模様である。

マクロの見方によれば、民間設備投資一兆七〇八千億円は国民総生産を一兆一〇二千億増加せしめる能力を産み出すと考えられる（設備更新の為のスクラップ化を三千億円、GNP産出係数を〇・八とする）。然るに、今年の有効需要の増加は八千億円程度（在庫投資の伸び率鈍化を予想）と考えられるから、そこに差引三〇四億円の供給超過が起るようになる。以上の見方は種々議論のあるところであり、確定的なことはいえないが、今の経済にそういった傾向が存在することとは首肯できるのである。

マクロ計算は暫くおくとしても、今年の需要の伸びが昨年に比し相当減少する可能性が強いとすれば、業種によつては下半期頃から次第に需給のバランスが崩れる惧れが相当にあるのではないであらうか。

さきの産業合理化審議会において問題となつた業種、鉄鋼、紙、石油精製、石油化学、合成繊維、自動車、軽電機等にはその懸念がかなり強いと思われる、更に若し今後の設備投資が現在以上に活潑化するようになれば、アンバランスの幅は著しく大きなものになり、そこから再びナベ底不況の時のような景気後退が起る危険があるのではないかと思われる。

(4) 今年の課題

(1) 数量景気を持統させる為の当面の対策

(イ) 金融政策 景気調節機能を適時適切に、しかも、大胆に發揮することが肝要である。

当面の政策としては、景気過熱の惧れは比較的少いと考えられるから、これ以上の引締政策（例えば公定歩合の引上げ）をとつて、有効需要の伸びの鈍化に拍車をかけることのないような考慮が払われるべきであると考える。更にそれから先は過熱要因と過剰要因の動向を早目に察知して、柔軟性のある政策をとることも必要であらう。

(ロ) 産業政策 設備過剰の懸念が濃化しつつある折柄、設備投資面における過当競争の抑制と、投資の重点化が今迄以上に強く要請されるべきであらう。我々が一兩年來主張し続けて来た自主調整と新しい秩序造りは、今年こそ急速に具体化への途を進まなければならないと思う。年初來金融機関の協調態勢整備が各方面から強く要談されているが、これこそこの問題のキイポイントになるものと考えられるので、我々もその実現を強く期待するものである。

(2) 貿易、為替自由化に備える為の対策

貿易、為替自由化の必要性及びその意義については昨年十月十九日、本会で発表した「貿易為替自由化に対する提言」で述べた通りである。唯問題は、今日経済界に新しい事態に処する態勢が果してできているかどうかということである。一部の論者（例えば総合政策研究会）はこの自由化をテコとして、経済各般の正常化を急速に進めようという意図を持つ

ているが、その狙いは正しいと思う。しかし、現実の問題として備えが極めて不十分である場合、その狙いが外れる事態も発生しかねないと思われる。よつて先ず政府は、日本経済の特殊性に鑑み、経済界の実状を充分織込んで貿易、為替自由化のための具体性あるスケジュールを準備するとともに、経済界が自らその体質改善を進めることができるよう、速かに基本的政策を確立すべきである。他方経済界としても自ら、自主的にその準備態勢を作らねばならぬことはいうまでもない。今までのところ、経済界には貿易、為替の管理により曲りなりにも一つの秩序が存在した。しかし、自由化が進めばこの秩序の大部分は崩壊する。もし経済界が今のままの態勢でその事態に進むとすれば、古典的な自由経済―無秩序な過当競争による混乱が起ることは避け難いであろう。そのような混乱を防止する為にも、我々は自主調整と新しい秩序造りを進めることが急務であると信ずる。

日本農業に対する見解

(三五・四・八 昭和三十五年通常総会)

最近における、わが国鉱工業生産の伸びは極めて大幅であつて世界を驚かせているが、農業部門における発展は必ずしも、均衡を得ているとはいえない。今後の我が国経済の安定した発展のためには農業の近代化による生産性の向上が欠くべからざる要件である。従つて農業問題の検討は今や各方面において真剣に取組まなければならぬ段階に達したものと考える。

我々としては農業に関連を持つ各種産業の立場から、でき得る限り経済性を通じた農業の発展により、国の内外を通ずる農業関係商品取引の増大を図り、農業所得の上昇が我が国経済発展の大きな支えになることを期待するものである。

先進諸国の経済発展の経過をみても、第二次第三次産業の高度化は、第一次産業とくに農業の近代化と不可分には成り立たないことが経済史的に明白である。

勿論我が国の場合も例外とは考えられない。そのためには先ず農家所得の増大を図ることが必要である。最近検討されている所得増進計画によれば、農業の生産性の大きい上昇と同時に毎年数十万人に上る他産業への就業人口の転移が条件とされているようである。従つて第二次・第三次産業としては、これらの点を考慮して各種産業相携えて我が国経済の発展を推進しなければならぬ。このような方向に変革を進めていくためには、農業には新しい視野に立つた計画、政策の立案が必要となる。

かかる立場から、我々が我が国農業の当面する問題の所在とその解決の方向を検討した結果、左記のような粗案を得た。敢えて各方面の批判を期待する所以である。

一、農産物価格政策

(1) 現状と問題点

現在の農産物価格政策は殆んど農産物につきサポート・システムをとつてゐる。即ち、自由な価格形成のみられるものは、果実、蔬菜及び緑茶等極く僅かに過ぎない。然しその価格水準は、別表の主要農産物の国際比較表にみられるように海外に比して高いものが多い。この価格支持は農業の特殊性からやむを得ないものと見られるが、そのためにコスト・ダウンを考えた生産体制、生産様式に関する研究が等閑に附されている傾きがある。

現在のサポート・システムの形態には①米、麦、大豆等の如く食糧が買い上げる直接のサポート・システムと、②畜産物、砂糖等のように輸入の調整等による間接的なサポート・システムがある。

(2) 政策の方向

(1) 農産物に対する価格支持政策は諸外国にも例がありその必要性は認められるが、その場合でもできるだけ国民経済的観点からみて経済の合理性に反しないようにしなければならない。今後の我が国経済の様相からみて、サポート・シ

テムの必要なものはどんなものであろうか。そのために考えるべきことは今後の農業の生産種目の変化を見込んで畜産関係農産物（飼料も含む）、地方的特産物等々、将来国内増産の是非必要なものの検討、そして選定されたものに対しては生産増大をもたらすような体制をつくるよう、補助政策が必要となろう。しかし価格サポートがよいのか、より広い補助政策がよいのかは経済の見地からみて決定するべきである。

(ロ) 現在国際的にみて高い農産物に対しては、経営方式、経営単位の変化生産数量の変化等生産体制の変化によつてコスト・ダウンの方策を検討し、経済効率の悪いものは品目の転換を考えるべきであらう。

(ハ) 農産物価格政策に対して貿易自由化は極めて大きな関係をもつ。価格の機能を生かすためには、貿易自由化は一つの挺子となろう。勿論直ちに全面的に農産物の貿易の自由化を許すわけにはゆかない。然し、農産物は絶対に自由化しないという考えに固定してはならないと考える。むしろ自由化は、農業の進展にプラスする面もあろうし、国民経済的なプラスもあろう。例えば麦類等には輸入方式の再検討が考えられてもよいのではあるまいか。

(ニ) 一方、果実、蔬菜等自由価格のものはとかく価格が不安定であり、買叩かれることも少なくないのであるから、販売機構、市場機構、市場制度の整備を図り、生産者に安定した所得を確保させることが必要と考えられる。

二、農業の進むべき方向と生産様式体制

上記のような価格政策が発動するためにも、今後の農業の方向、生産様式体制が検討されなければならない。

(1) 米作農業の検討

現在の米は寒冷地等明らかに不適当な地域にもつくられている。しかし①今後国民所得の増大は摂取食糧構成を高級化させ、植物質（澱粉）から動物質（蛋白、脂肪）食へ移行する。しかも工業の高度化は高級な労働を必要とし、高級労働のために蛋白脂肪の多い食糧が必要とされること、従つて、米食率は漸次低下に向うとみられること。②また、南方地域

に對する工業品輸出のためにも、南方米は或る程度輸入が必要であること。等々よりみて、米作自身も經濟的見地から再検討され、その生産性の向上が図られねばならない。

農業技術も米と繭以外の農産物に對しても研究を拡げ、穀物も食用穀物と飼料用穀物の組合せの検討とか、麦類の処置、さらに畜産等の新しい部門の検討も必要である。

現在米作中心農業を推進するために、政府は食管に大きい財政負担をしているが、これを米以外の方へ向けた場合どういう効率が上るか等、その國民經濟的意義が検討されなければならない。

(2) 牧畜業の發展の可能性

今後の國民經濟の様相を考えると、最も需要増大をきたすのは畜産品であらう。

現在の米作中心農業の下でも、まだ全く部分的ではあるが、極めて採算の高い牧畜業がみられている。

従つて、如何なる体制、如何なる規模の經營がよいのか、共同化がよいのか、企業形態がよいのか、真剣に検討されねばならない。そして畜産業を大きく發展せしめるには、國際的レベルにまで成長させる必要がある、このために價格政策のみでなく当分保護が必要か否か、國民經濟の見地から検討の要があらう。又とうもうこし、大麦等濃厚飼料は国内自給か、輸入に依存すべきか。經濟性の有利な点より決定すべきである。

(3) 果実園芸作物の必要性

所得増大により畜産品の摂取量が増大すれば、これと比例的に果実蔬菜の需要は増大する。

しかも果実は輸出も可能であるので、いづれにしても發展させなければならない。それは食品加工業の發展の問題にもそのままつながる問題である。

蔬菜等園芸作物も需要増大ばかりでなく、漸次高級園芸蔬菜の要求が強まってくるであらう。

以上のように果実園芸蔬菜は共に地域的な適作主義の徹底が推進されなければならないであろう。とくに外貨獲得の可能な果実や地方的特産物は、従来より一層ウエイトをかけて増産する必要がある。

(4) 林業の開発

林業は雇用増大、所得増大、外貨獲得の見地から資源開発を目標として根本的に考え直す必要がある。

先ずわが国森林利用率の低位性を改善する方策がとられなければならない。例えば、ダム造成により河川の中を増大し、流れをゆるやかにし木材運行を可能にする案も考えられる。これによつて広がった河川流域から各所に林道を開拓すれば、肥培管理が可能になる。

森林に肥培が可能となれば、その増産は飛躍的になるであろうし、これが伐採量増大運搬増大にもつながる長期的な発展への道であると考えられる。

統計表でみると、既開発林は民有の方が多いが、「開発困難な森林」と表わされているものの大部分が官有林である。これは開発の一大ネックになるであろう。従つて必要ならば民間に払下げを行つて民間企業で開発するか（外資導入も考えられる）或いは公団方式によつて開発するか考究の必要がある。

(5) 農林生産様式、体制の問題

新しい日本農業はその生産種目からみて、協同化、共同化、資本主義農業をもちこむ必要が起つてくるであろう。そのためには、農地法のようなものもその線にそつて改正を要することが起り得よう。又更に法人化、共同化、企業化農業のための立法措置が必要となつてくる可能性もある。それは生産種目別に経営規模、経営状態が検討されるべきで、現在の法的制約から一応離れて計画の作成が必要であるということである。

またそれと関連して、新たな生産資材、機械利用等関連産業の需要増大が考えられる。生産様式、体制の変化は脱農

化促進の問題とも関連する。従つてそれは第二次産業及び第三次産業の将来の構図に関連してくる。

三 食管制度の検討

食管制度は現在の姿のままでの維持は逐次困難となるであろう。しかし同制度が我が国農業に対して持つていている大きい影響力を考えるとき、その改善の方法は慎重ならざるを得ない。従つて、先ず改正の方向を定めて、その目標に向つて計画的、且つ秩序ある整理を漸次進めていくことが肝要であろう。問題は現在の食管という大きなサポート・システムの中に如何にすれば経済性を持ち込むことができるかの検討になるであろうが、これは新しい農業の方向に応じて考えるべきであつて、外国の事例等も研究すべきである。例えばC・C・Cとか色々考えられるであろう。

四、新しい農業の中核体

価格政策を始めとし、農業の方向、生産様式、体制等各方面に亘つて近代化を進めなければならないが、その新しい農業の中核体は誰であろうか。

戦前は「商人」「食糧加工業者」「地主」が農業の中核体であつた。戦後、これらに代わるものとして、また新しい民主的農業の推進者として農協が設立された。しかし農協が米の集荷業務を中心にして発展した歴史に鑑みれば、今後農産品の種類が多様化して行けばこれに対応して体制を新たにしなければならぬ。

農業の中に経済の合理性を持ち込むためには、農協の近代化と相俟つて、農民の中から企業家的精神をもつた人々、生産協同体、食糧加工業者、関連産業企業者等が相互に連絡を保ちつつ発展して行くことが必要であろう。

五、関連産業との問題

農業生産が多様化し、農業生産様式形態の変貌がみられれば、広い意味の生産資材設備を供給する関連産業に新たな需要も加わり需要増大が起るであろう。他方果実、畜産品等を原料とする関連産業も生産拡大に向う。従つて、農業への供給者の

立場のもの” “農産品を原料とする立場のもの”ともに農業生産者、農業経営体と今迄よりはるかに接近した状態ができる
と考えられる。そこで問題はどのような農業生産様式がつけられるか、場合によつては関連産業と経営が一体化するよう
な姿も起り得よう。

六、農業金融の問題

(1) 現 状

最近農林中金は常時相当額の余裕金を保有するようになり、又地銀にも農村地帯の資金の蓄積が増加しているが、これ
は農業以外の方面に運用されているものが多い。一方において、相変らず公庫融資、補助金等の政府資金が流入している
実情である。

(2) 問題点と今後の在り方

(イ) 先ず重要なことは、必要資金の性質に応じた融資形式を作る必要がある。すなわち、純粋に農業の転換、村づくりの
ような政策金融的な長期資金、経営改善のための設備資金、運転資金等々農業のプランニングに合致した必要資金の型
を決めることがなされねばならない。

(ロ) 資金の型が決まった上で、農村地帯で蓄積される資金（自己資金）でまかなえるものと、農林公庫の如き政策金融に
よるもの、或いは又純粋に商業金融ベースでまかなえるもの、更に又、共済基金の活用等、その資金の性格によつて、
その機関も有効に使いわけをすべきである。

補助金はでき得る限り縮減し、低利長期の貸付に置きかえる。又今後の農業の様相如何によつて、関連産業との資金
的結びつきも考えられよう。

(ハ) 現在の組合金融系統機関は資金コストの低下を図ることが必要であらう。

機能的には自己金融の建前に立つて短期の運転資金を主とすべきである。

勿論、金融機関としての採算を無視してはならない。場合によつては、現在の補助金等を整理し、その資金をもつて利子補給をすることも考えられてよいのではあるまいか。

(四) 地方銀行との結びつきも、農業の様相の変化により、直接的にもまた関連産業との関連において間接的にもいずれも従来より更に密接になつてくるであらう。

七、むすび

以上見てきたように我が国の農業の發展の条件は、今後において検討さるべき幾多の問題があり、しかも長い伝統を持つ特殊な性格から、その解決には雇用問題を始め、各方面の強い協力とたゆまない努力とが必要と考えられる。しかし既に村の各所にいくつかの新しい農業の芽生えが見られているのであつて、これが漸次順調に成長できるよう、農業政策は推進さるべきと考える。それには、国民経済国際経済双方との関連において農業の在り方を考えることが最も肝要とならう。

我々は、新しい農業の誕生、成長を待望すると同時に、その成長發展こそが国民経済全体に必ず明るい将来を約束するものであることを信じて疑わない。

「証券の諸問題について」

(三五・四・一九)

——財政金融政策委員会の意見纏まる——

証券の在るべき姿としては、広く一般の人々が証券を保有し、その証券保有を通じて、これらの人々の利益と、併せて公共の福祉とが企業の経営に反映されることが理想であり、これが実現のためには経営者の側における社会的責任の自覚と、健全

なる証券市場の整備とが不可欠の条件である。

かような観点からみると、戦後の日本経済の、混乱に引続く急速な発展、証券保有分布の変革、資本形成の未成熟等から、企業の所有と経営との関係についても、又証券市場の整備についても多くの問題が山積している。即ち一面においては、戦後貨幣価値の低落、財閥の解体、証券民主化の推進等から証券保有の形態が変り、企業の所有と経営の分離の傾向が顕著となり、戦前とは全く異つた関係を招来した。そして株主・経営者・従業員との地位と利害とに新しい考え方が要求されるようになり、企業経営においても、単なる利潤追求を越えて公共の福祉が求められることとなつた。企業経営におけるかかる変貌によつて、経営者の地位は強化された反面、その社会的責任は一層重大なものとなるに至つた。よつてこの際経営者は証券の新しい意義を認識し、その責任に応えるために、広く株主や公正なる第三者の意見を経営に採り入れる様な措置を講じ、又自らの保有株数を多くして経営者としての自覚を高める等、新事態に即した経営の実を挙げるに努むべきである。

一方証券市場については、広く一般国民の貯蓄を企業の資本調達に結びつける場として、健全なる市場の整備が要請されるのであるが、現実の問題として戦後経済の急速な発展と資本蓄積の相対的不足から、発行・流通両市場共に今後の施策に俟つ処が少くない。ただこれには税制・金融等に関する複雑な事情が絡み合つているので、これが早急な解決は容易ではないが、貿易・為替の自由化を控えて、企業の体質改善は一層緊急な問題となつていゝる現状にかんがみ、当面解決可能のものから順次実行に移す必要がある。そこで証券市場の現状を顧ると

(1) 先ず株式市場については、株式投資の意欲は強いにも拘らず、株式の供給が相対的に少い——従つて増資をいかにして促進するかの検討

(2) 社債市場については、発行の希望は多いにも拘らず社債投資意欲、即ち消化面に問題がある——従つて社債消化をいかにして促進するか、更に進んでは流通市場をいかにして形成、確立するかの検討

が当面の課題であり、関係者の自由と自主的努力とを前提として、以下の諸問題を順次施策に採り入れてゆくことが妥当であると考へる。

I 株式市場の問題

企業の体質改善の方途としては、技術革新に即応する経営上の要請等から、内部留保の充実も一層切実となつており、株式資本の充実は、内部留保をも含めた自己資本充実の一環として考へねばならない。併し現在の企業の急速な成長、広汎な株主層を育成する必要、一般投資家の株式投資への関心等にかんがみ、当面増資の促進と之による株式市場の安定的發展を考へることが必要である。

株式市場については、投資者保護の見地から、公正な株価の形成、投機の防止、株式投資に関する知識の普及、証券業者の資産内容の充実、証券業の業務分野の調整等、市場内部における諸条件の整備が必要なこととは言ふ迄もないが、差当り増資の促進が中心課題であつて、之に関しては次の諸問題の解決を図るべきである。

(A) 企業課税の是正

増資促進については税制が最も重要である。現在増資を阻んでいる最大の理由は、企業の借入金利子と支払配当とに對する税務上の取扱ひの著しい相違である。それ故その是正、差当り増資分の配当に對し課税に特別の考へを払う等、増資を行い易くする措置を講ずることが望ましい。その他増資促進に關して、法人課税の方法、税率等を根本的に検討する必要があるが、何れの場合にも、株主の税負担が却つて重課されることのない様配慮すべきである。

(B) 配当率の適正化

配当率の水準が借入利率に比して尚高位にあるのかんがみ、増資を機に之を引下げる等更に適正化に努むべきである。

(C) 公募と時価発行について

増資資金のコスト低下と、株式市場への影響を勘案し、割当に付て現存する株主の期待をも尊重しつつ、漸進的に適正な慣行を樹立するように努むべきである。

(D) 優先株・転換社債の発行

之についても市場の実勢を考慮しつつ、適時に実行の慣行を形成してゆくことが望ましい。特に外資導入の問題に關連して、諸外国の事例をも参酌し、新しい観点から之を促進する必要がある。

II 社債市場の問題

企業にとつては、社債によつて安定した長期資金を確保し、経営を安泰にすることが望ましく、国民経済の上からも社債の地位を高めることが必要であるが、問題はこれに対する投資の意欲が少いという点に在る。従つて社債消化の促進、特に当面銀行以外の投資家の投資意欲の喚起、更に進んで流通市場の形成、差当つては個人の保有社債を換金出来る仕組を作り出すこと等が課題である。

只社債の順調な消化には、根本に於て貨幣価値の安定、インフレの抑制が前提条件であり、且つ自由な市場に於て一般投資者の消化を促進するには、金融が適正に調節され資金の需給が概ね調和することが必要である。この様な環境を整備することなく、性急に消化の量的拡大のみを図ることは慎しまねばならない。

社債市場育成のための当面の諸施策については、さきに証券取引審議会から中間答申として国民貯蓄組合を対象への事業債の追加、社債保有を制限している諸法令の廃止乃至緩和、社債担保金融の実施等々の施策が提案され逐次実行に移されると思われるが尚次の諸問題の解決を図るべきである。

(A) 発行条件の是正

社債消化の促進については利廻りが最も重要である。この見地から利率、期限、担保、発行価格等発行条件を再検討し、金融情勢に応じて弾力性を持たしめると共にその自由化を図ることが望ましい。差当り政府保証債の条件が低きに過ぎるので多少ともその改訂が望ましく、その他の事業債についても、発行条件が余りに画一的にすぎるので若干の變化をつけるべきである。

(B) 諸税、諸手数料の引下げ

さきに登録手数料の引下げが行われたが、更に其の他の諸手数料及び登記登録税を再検討し、その軽減分は之を応募者利廻りの引上げに資すべきである。

(C) 投資信託の社債組入の増加

この問題も既に実施段階に入っているが、投資信託は当面有力な機関投資層の一つであり、その社債組入を自主的に一層増加することを望みたい。

(D) 流通市場の形成

流通市場の形成は社債消化拡大のために不可欠の前提条件であるが、金融・金利の現状においては、早急にはその実現は困難である。しかしながら関係者の努力によつて、次第に之に至る道程を準備してゆくことが望ましい。

(E) 日銀、資金運用部その他の政府機関、銀行等金融機関相互間における社債流通の慣行の形成

社債の流通性を高める手段のひとつとして、日銀、資金運用部その他の政府機関と銀行等金融機関相互の間における社債流通の慣行を形成することが望ましい。日本銀行はオープン・マーケット・オペレーションの対象として国債の他に政府保証債をも之に加え、金融の繁栄に応じて適時市中金融機関との間に売買を行つて金融調節の手段とし、銀行間相互においては、社債をコールの担保とする慣行を形成したい。この場合においても、代用証書の取扱に関連して日本

銀行の配慮が必要である。

当面の事態取捨に関する声明について

(三五・六・一七)

経済団体連合会 日本経営者団体連盟

日本商工議所 経済同友会

「米大統領の訪日を延期せざるをえなくなつたのはまことに遺憾なことであつた。この際われわれは暴力排除と議会主義擁護のため、国民とともにこの事態に対処したい。他面今回の事件によりわが国が国際的信用を傷つけたことを深く憂慮するものである。よつてわれわれは国際経済社会に対し一層誠実な態度で処し信用回復に努めたい」

貿易・為替自由化対策

(三五・七・一五)

一、自由化に対する見解

(1) 自由化の国際経済的背景(国際経済的必要性)

(戦後における自由世界経済運営の基本理念)

貿易為替の自由化は、戦後の自由世界経済運営の基本理念である。第二次大戦を契機として、世界経済の上には為替貿易の両面から新たな秩序が確立された。為替面の秩序を確立したものがIMF(国際通貨基金)協定であり、貿易面の秩序を確立したものがガット(関税及び貿易一般協定)であるが、これら二つの国際協定は、世界の総意が過去の苦い

歴史的経験から学び採った貴重な成果である。すなわち、金本位制が全面的に崩壊しきつた一九三〇年代以降、各国が自国通貨を自由に管理できる体制がつけられた結果、各国は自国本位の考えから、あるいは過度の輸出競争を行い、あるいは自国市場から輸入を締め出す意図をもつて、互いに関税障壁を高めあい、更に特定国間で排他的な双務貿易支払協定をとり結ぶことによつて経済ブロックをつくり上げるなど、世界経済は全くの無秩序、不統一に陥つてしまった。

その結果は、いたずらに世界貿易の縮小と歪曲化とを招き、かえつて世界全体の繁栄を阻害する原因となつたのみならず、各国利害の対立関係の激化から勢のおもむくところ、遂には武力による戦争にまで追い込まれてしまつたのである。こうして戦後の世界経済を律するこれら二つの国際協定は、このような過去の苦しい経験に対する深い反省と、断じてそれを繰り返すまいとする固い決意とを基礎として生まれたものであつて、それらが国際協力によつて世界経済の自由を確保し、それを通じて世界貿易の拡大と世界全体の繁栄を図ることをもつて基本理念としてゐる点を、われわれはまず銘記しなければならない。

(IMF、ガットの意義と精神)

とはいえ、戦後IMFやガットの下につくられた世界経済体制は、古典的金本位制度に基礎をおくかつての自由経済体制を、そのままの形で再現せんと意図したものではない。それどころか、両者はその理念において根本的に相違するものをもつている。すなわち金本位制度がそのメカニズムにおいて、国内経済均衡の犠牲の上に立つて、その国の対外経済均衡を維持させようとする制度であつたのに対し、これはその理念において、あくまでも国内経済の均衡、つまり加盟各国それぞれの完全雇用の達成を至高の目標としてゐるのである。こうした理念の下に一方において、かつての金本位制度が世界経済面において持つた長所を採り入れつつも、他方それが国内経済面に及ぼす欠陥に対し重大な修正を施してゐる。

往年の國際金本位制度の仕組みをひらたくいうならば、それは各国が自國通貨の価値を一定量の金と結びつけ、各國当局が國內でいつでも自國通貨と金との交換に應じる一方、金を自由に輸出入することを許すという制度である。こうした制度が採られるときは、当然為替管理も不必要であり、為替相場の変動もまたおのずから制約されざるをえないわけであつて、自由かつ安定した制度が國際決済制度の理想であるとすれば、かつての金本位制はその目的には適應した制度であつたといふことができよう。しかしながらその半面、ひとたび國際收支の逆調に見舞われると、直ちに金の流出を通じて通貨の収縮が生じ、國內經濟面においてはデフレ現象が惹き起こされざるをえなかつた。また一般的に通貨の安定は金との緊密な結びつきによつてえられたものであり、貨幣量は貨幣用金の存在量に束縛され、必ずしも經濟の發展に十分な量を確保することはできなかつた。いいかえれば、經濟の安定のために、その發展はややもすれば犠牲に供される傾きがあつたのである。しかもこうした矛盾は、多くの場合、經濟的弱小國の肩にしわよせられてきた。そこでIMF協定では、第八条において、加盟國に対して為替制限の撤廢を義務づけ、またその第四条において為替相場を平価の上下1%の範圍内に安定させることを義務づけることによつて、為替相場の安定という金本位制の持つ長所を確保する一方、國內經濟面において、いわゆる基礎的不均衡が生じた場合には、為替相場の変更を許し、更には國際的な為替基金の設置を通じて、加盟國の短期的な國際收支難の救済に乗り出す体制をとつている。そして、こうした國內經濟の均衡を重視する考え方は、ガットにおいてもまた具体化されており、結局通商の自由を大原則として加盟各國に義務づけながらも、ひとたび國內經濟の均衡に重大な脅威が生じる場合には、あえてその防衛の手段を講ずることを認めているのである。

要するに、戦後のIMFやガットによつてつくられた國際經濟体制は、加盟各國の完全雇用の達成を至高の目標としながら、各國資源の開発も達成しようとして、國際協力を通じて貿易、為替面の自由化を実現し、貿易量の増大を意図

している。わが国が現にこれらの機構に参加しているのは、こうした両協定の精神に賛成し、その理想の実現に協力することを約していることに他ならない。

(戦後における西歐諸国自由化の動向)

ところで戦後の世界経済においては、IMFやガットの理念が即時に具体化されたのではない。つい最近まで、多数の国々が貿易為替管理や二国間協定の締結を通じて、自由な世界経済の流れに制約を加えてきたことは周知の通りである。しかしこれは、加盟各国が協定の精神を無視して勝手な行動を行ってきたというのではなく、協定にうたわれた過渡的措施を事情やむなく適用していたにすぎない点を認識する必要がある。すなわち終戦とともに、鋭く表面化したドル不足に対処するため、IMF協定は第四条において、一時的措置として過渡期の規定を設け、戦後の荒廃によつて国際収支の困難を抱えている国に対しては、それが克服されるまで、第八条に規定された為替管理撤廃の義務を免除する措置を講じ、一方ガットも第一二条において、国際収支上の困難をもつ国々に対し一時的に輸入制限の採用を認めたのである。この過渡期規定の適用は、当初一九五二年までと想定されていたのであるが、採用国の経済回復のテンポが全体として予想より遅れたため、やむなくこれが現在まで延長されてきている。しかしながら戦後一五年にわたるこの過渡期の期間中、世界各国はそれぞれの立場から、自由化の実現に真剣な努力を払ってきたことを見落としてはならない。まずアメリカは、戦後その指導的な立場から、マーシャル援助を頂点とする巨大な対外援助を世界各国に注ぎ込んだ。近年先進諸国において自由化のガンとなつていたドル不足がようやく解消に向かつたのは、根本的には、六〇〇億ドルに上るアメリカ援助の賜であつたといつて差支えない。アメリカが昨年以來、国際収支の好転したわが国を含む先進諸国に対し、対米差別待遇の撤廃を要請したことも、こうした点から充分な正当性が認められるのである。しかしこれよりさき、ヨーロッパの先進諸国は、一九五〇年にEPU（ヨーロッパ支払同盟）を発足させて以來、これを土台

として着々自由化の推進に努力を続けていたのであつて、一九五八年来の通貨の対外交換性回復も、決して一朝にして達成されたものではなく、たえざる自由化への努力の結果であつた。しかもこれらの国々は、その後一段と自由化のテンポを速め、いまや多くの諸国において、残された制限は極めてわずかなものとなつてゐることに注意せねばならぬ。

一方IMF当局は、一九五二年以来、第一四条の採用国との間で為替制限撤廃に関するコンサルテーションを継続してきたし、またガットにおいても、国際収支上の困難のために輸入制限を行つてゐる諸国との間で、その撤廃に関し毎年協議が続けられてゐる。このガットにおいて国際収支上の理由から許されてゐる輸入制限は、IMFの理事会が、その国に国際収支上の不安がないと判定するに至れば、採りえなくなるのであるが、その判定はすでに西ドイツ、イタリアに對してなされており、最近フランスに對しても下された。またオランダ、ベルギー、イギリスは、自発的にこの種の輸入制限の撤廃を宣言するに至つてゐる。こうした情勢から、近年引続き国際収支の好調を示しつつあるわが国に對しても、遠からずこの判定が下されることを覚悟しなければならない。なおIMFの資金源は、当初の九〇億ドルから一四〇億ドルの水準に引き上げられ、加盟各国の為替制限撤廃後における万一の一時的収支難に對する援助資金の源泉は、現在豊富に準備されてゐる。

(わが国における貿易自由化の必要性)

以上のような背景の下に、西欧先進諸国はいわゆるIMFの八条国として、經常取引に對する為替管理のない協定本来の姿に立ち帰ろうという気構えを示してゐるのであつて、こうした情勢のなかにあつて、ひとりわが国のみ協定の精神に反した制限措置をいつまでも継続することは許されない。

もしわが国がこの大勢に逆行して管理体制に固執するならば、IMFやガットから更に厳しい勧告を受け、短期日のうちに管理体制を解かねばならぬ羽目に陥るおそれが大である。そればかりでなく、厳しい輸入制限を楯にとられる

と、今後の輸出市場を開拓していく場合の障害となることも明きらかである。ことに欧州には、かねてわが国に対し警戒的な国が多いが、わが国としてそれは更に貿易量の増大を期待したい地域である。ゆえにこの地域向けの輸出の増加を図るためには、自らの輸入管理の撤廃を実施していくのでなければ、所期の目的を達成することは困難であろう。しかも欧州諸国との貿易に際しては、工業品の輸入自由化が問題にされることは明きらかであり、今後わが国の自由化率が原料の分野で拡大したとしても、工業品が含まれなければ、問題の解決にはならぬことが懸念される。現在世界貿易の大きな傾向として、工業国間の貿易が工業国と後進国との貿易より増勢著しいのが顕著な現象である。欧州は、この点わが国にとつて大きな期待が持たれる市場であるにもかかわらずそれとの貿易額は今日わが国貿易総額の一〇%程度にとどまつている。そのよつてきたるところはいろいろあるが、まず相互間に充分な理解の欠けていることが問題であろう。

したがつて今後経済界としても、欧州経済界との交渉を密にして相互の理解を深め、それによつて経済外交の素地をつくる努力を続ける必要がある。

(後進国に対するわが国の態度)

以上は、主として先進工業国についての自由化の動きにふれたのであるが、後進国間にあつてはやや趣を異にしている。後進国は、概して第一次生産物に依存しているところが多く、その主要輸出品は価格の点で低迷がちであり、工業国に比して不利な交易条件が続く傾向にある。のみならず実力不相応な開発計画を実施している例も多く、概して国際収支の安定がみられないのが一般的特質となつている。このため自由化の進展もはかばかしくなく、いまだガット加盟國中その規定の一八条の制限規定を採用している国が多い。したがつてわが国としては、これらの国々に対して輸出を伸ばす必要があるにもかかわらず、その際輸出に見合う輸入を要請されることが多い。更に工業国全般としても、後進

国との間では、貿易の伸長に加うるに開発援助を平行的に行うことが必要であることは、さきに行われた大西洋経済会議においても明きらかにされた通りである。今後政府と民間双方で援助と開発投資を真剣に考えて、かかる国際的要請に積極的に応えることが必要である。またこれらの後進諸国が工業品の生産に着手し、その製品が世界市場に現われてくるのも当然の結果であり、これをとらえて低賃金国、低価格国からの輸入とか、あるいは一時的な極端な商品の流入とか、名称こそ異なれ、これを抑制しようとすることは穩当でない。これは今後ガットの討議に際して重大な関心が払われなければならない焦点である。

ともあれわが国としては、あらゆる地域に対して安定した市場を確保していくのが最も大きな目標であり、各地域に即した対策を立てて臨むべきであるが、それにはまずみずからの制限を可及的に取り除き、相手方に口実を与えぬことが先決問題であるといえよう。

(為替自由化の必要性)

次に為替の自由化についてみれば、一四条国より八条国への移行が遠からず課題となりうることである。現在なお一四条国である国のうちにも、実質的にはすでに經常勘定、資本勘定ともに、非居住者に対してのみならず居住者についても自由化を進めている国が欧州には多くなっている。共同市場諸国のうちでは、ことにこのような進展が顕著であった、いまや居住者の資本勘定の自由化を実施に移すことが検討されつつある。

わが国も国際収支の好調から、IMF当局の判定によつては、意外に早い時期に為替貿易の制限撤廃の勧告を受けるかもしれない。従来わが国は自国通貨を対外決済に用いないという、西欧諸国の例からすると例外的な行き方であったが、あらたに円為替の導入、自由円勘定の設定によつて、円が国際決済面に登場することとなるので、わが国の為替金融市場も、従来の封鎖的体制から国際市場と密接な関連を持つことになる。このことは「円」の価値維持の重要性が新

たに認識されねばならぬことになるが、同時に經常勘定のみならず資本勘定の面にも外貨資金の流入の途を開いて、資本不足の緩和、金融、為替市場の正常化、更には金利の低下に資するように図らねばならない。

(2) 日本経済成長のための自由化の必要性

上に述べたように国際経済社会の一員として、わが国も貿易・為替自由化に踏み切らなければならない情勢にあるが、しかし今日、より重要なことは、単に外国の圧力からだけでなく、わが国自身として、自由化を通じて経済体質の改善を図り、長期的発展の基礎を築くべき好機にあるということである。

すなわち、わが国経済力の現段階においては、貿易・為替の自由化は、日本経済に次のような利点をもたらすものと考えられる。

第一に、産業の自主性を拡充することによつて、その活動を活潑化し、能率を高めるのみならず、生産資材の安価かつ適宜な輸入を通じてコストの引下げを可能にする。また、製品の輸入は、産業に対して新しい刺激を与え、製品の多様化、新製品の開発等を促進する。更に、保護、統制による経済的損失、例えばブレミアム、輸入物資の非経済的使用等がなくなくなり、国民経済上の資源の有効利用が可能となる。こうして、生産者はもとより広く消費者の利益も著しく増進することとなる。

第二に、外資導入が進展することによつて、資本不足の緩和、金利の低下等の好結果が期待される。

第三に、自由化の進捗に伴い、企業の集中が行われ、中小企業が衰頹すると一部にいわれているが、良質の労働力を豊富にもつわが国としては、むしろ自由化により、長期的には中小企業も一層の繁栄が期待される。なぜならば、労働集約度の高い産業は、国際競争上断然有利にたつ筈であり、世界の自由化が進み、国際分業が広く実現する段階になれば、わが国におけるこの種の産業も著しく拡大すると予想されるからである。

第四に、以上のような利点が結集されて日本経済の生産性が向上し、国際競争力が強化されれば、輸出の増大を通じて経済成長は一層大となり、それに伴つて生活水準の向上、雇用機会の増大が実現し、やがていわゆる完全雇用に到達することも可能となる。

以上のような利点がある反面、差し当りは国内経済、産業に若干の混乱を生ずる不利益もある。これらに対しては、充分な過渡的対策をもつて対処すべきであるが、しかしこのことによつて不当に自由化を遅らせてはならない。

いまや、わが国は国際的にも、国内的にも市場経済の原理を通じて最大の経済成長を実現すべき情勢にある。したがつて貿易・為替の自由化は、次の様な方針、対策をもつて進められるならば、今後のわが国経済の安定的発展にとつて欠くべからざる要因といふことができ、われわれは、この際、その秩序ある推進に努力すべきであると考えらる。

二、自由化推進の基本方針

貿易・為替の自由化は、今後の日本経済の運命を決する重大な要因である。したがつてその推進については、おおむね次のような基本方針をもつて臨むべきである。

- (1) 自由化を挺子として企業の生産性を一段と向上させ、原則として、生産性の高い産業構造への移行を可能にするように進めること。
- (2) 自由化とこれに伴う諸政策とを総合的にバランスをとつて進め、政治的な配慮から自由化の目的に矛盾するような政策を極力避けること。
- (3) 自由化による経済秩序の混乱を防止するため、競争力の特に弱体な産業並びに国内的に生産性は高いが当面競争力のない産業に対しては、一定期間を限るか、あるいは段階的に順序をつけて自由化の影響を緩和する対策を採ること。
- (4) 社会的見地より見て問題のある農業の様なものに対しては、強いて自由化を急がず、総合的判断に立つて逐次自由化

を進める政策をとること。

(5) 経済外交を積極的に推進し、わが国経済の特殊性についてのP・Rに努めるとともに、諸外国に対し各種貿易障壁の撤廃を強く要請すること。

(6) 自由化は、国際経済機構のなかにおいて、わが国経済の発展を主眼として行われるべきものであり、単に政府や経済界のみのことではなく、国民全体の問題として積極的に進められなければならない。したがって消費者たる国民の立場においても、日本産業の発展、育成に協力する意味から、いたずらな舶来品崇拜をやめ、国産品の優秀性に自信をもつように努める必要がある。

三、企業がなすべき対策

自由化に対して政府が必要な対策を実施すべきことはもちろんであるが、同時に企業自身の採るべき対策がより重視されるべきであり、この際企業は次の対策を早急に樹立することが必要である。

(1) 貿易・為替の自由化は、一面から見れば企業の自主性拡充である。したがって各企業は、社会的責任に基づいた自己責任原則の貫徹を経営の基本とすることが必要である。

(2) 各企業は、国際競争に耐えうるよう、合理化の促進、コストの引下げ、企業体質の改善に一段の努力を払わねばならない。

(3) 自由経済のもとにおいては、生産性いかんが勝敗を決する最大の決め手である。したがって企業が現状において生産性向上の限界に直面した場合には、生産性の高いものへの転換に努力すべきである。

(4) 以上(2)、(3)に伴って生ずる雇用並びに中小企業問題に対しては、いたずらに政府の施策にのみ頼ることなく、企業内において従業員や下請企業に対してもし寄せしないよう努力を払うとともに、産業界自ら協力体制をつくることによつて

解決を図る必要がある。

- (5) 企業は、自由化に対応する長期経営計画を策定し、態勢の整備、充実を図るべきである。
- (6) 自由化に伴い、企業並びに業界相互間における諸問題についても、できるだけ業界自ら自主的に解決すべき必要に迫られる。このため各企業、業界は、その業界内はもとより関連業界との自主的な協力態勢を確立する必要がある。

四、金融機関がなすべき対策

自由化によつて従来の貿易・為替統制が撤廃された後は、金融政策の経済調整における役割は一層大となり、金融機関のあり方は特に重要性を加える。このため金融機関は次のような対策を講ずる必要がある。

- (1) 前記企業の場合と同様、金融機関の公共性に基づいた自己責任原則の貫徹を経営の基本とするとともに、金融機関相互間の協調体制を速かに確立しなければならない。
- (2) 自由化に対処するため、金融機関は資産の流動性向上、預貸率改善等いわゆる金融の正常化を推進し、体質改善に努めるべきである。

(3) 金利水準の引下は、自由化に伴う大きな課題となつている。このため、各金融機関は、経営の合理化、コストの引下げに努力するとともに、資金需給緩和の時期を狙い金利水準の低下を促進することが必要である。

(4) 従来金融当局の金利政策が弾力性に欠けていたのに伴い、金融機関の金利操作も資金需給を反映することが少なかつた。自由化は金融面にも市場経済機能の活潑化を要請するものであるから、今後金融機関は資金需給に応じて金利機能を一層活用し、資金の円滑な調整を図るべきである。

(5) 金融機関は、金利の自由化を通じて長期金融市場の育成、拡大を図る必要がある。

五、新しい経済秩序の樹立

過去二〇數年間統制と封鎖体制下に運営されてきたわが国經濟は、今日ではそれに相應した經濟秩序、慣行が形成されている。自由化とは、これを改編して貿易を含めたいわゆる開放体制下に新しい秩序、慣行をつくり上げることの意味である。自由化の進展に伴つて生ずる最大の問題は、貿易爲替の管理が後退してゆくに從い、過當競争が激化し、經濟秩序が混亂することであろう。そのような事態を未然に防止し、經濟を安定的に發展させるためには、どうしてもそれに代わるべき新しい調整体制をつくらなければならない。自由化が進めば、國民經濟全体としての調整は主として、財政、金融政策に俟たねばならないであろうが、經濟界としてはそのような政策のみに頼ることなく、經營者の社会的責任に基づき、自主的に、國民經濟の基盤に立つた新しい秩序の建設に努めなければならない。そのために、經濟界は次のような体制を早急に確立する必要があると考える。

(1) 自主調整の促進

今日欧米諸國は、おのおの独自の經濟秩序を持ち、その上にいわゆる調整された新しい自由經濟の仕組みをつくり上げている。わが國におけるそのような新しい秩序づくりの中心的課題は、われわれが先に提唱した自主調整であり、自由化の進行とともに、その必要性は益々増大すると信ずる。自主調整の困難性は各方面の指摘する通りであるが、經濟界はこれの際、それ等の困難を乗り越えて、一段とその推進に努力を傾けなければならない。

(2) 經濟界全体の話し合いの場の設定

各業界の自主調整は究極においては、國民經濟的立場からの判断によつて進められるべきである。この問題に対し、官庁が決め手として介入することは、時として、國民經濟の利益とが一致しないような結果を招く恐れがないとはいひ難いし、そのような行き方は、自由經濟の原則にも反すると思われる。したがつてそれは、經濟界自身の手によつて推進されなければならないが、それには何らかの形で、經濟界全体として、綜合的判断に立つて問題を協議する場が必要であり、そ

ういつた場をつくることによつて、競争の中の協調を産み出すことが可能であると考える。

六、政府がなすべき対策

新しい経済秩序の建設は単に経済問題のみならず、政治問題、社会問題も含み、極めて困難な事業といわなければならぬ。政府は、この際、新しい感覚と構想をもつてこれと取り組み、およそ次の諸問題の解決に着手することによつて、経済界が速かに自由化に即応しうるような環境を整備すべきである。

(1) 財政、金融政策を中心とする経済の調整、誘導態勢の整備確立

(イ) 国家財政は、政府の会計という機能と併せて経済調整ないし誘導の要因としての機能を果たすものでなければならぬ。このため、昭和三十二年度通常総会決議「国家予算に対する見解」に示した長期財政計画の樹立、予算に対する弾力性の附与、公債政策の検討、予算編成の諮問機関の確立、予算制度の合理化等を検討する必要がある。

(ロ) 自由化に備えて企業体質改善のため、可能な限り内部留保の促進及び法人税負担軽減等減税を實行すべきである。なお、減価償却の改善については昨年九月纏めた「減価償却制度の提案」を考慮すること。

(ハ) 財政支出の合理化、効率化を図り、一般会計の膨脹を抑制して、国民経済の成長度に対応して一般会計の比重を低下し、減税の財源を捻出すべきである。

(ニ) 自由化に伴い国民経済の体質を改善するため、道路、港湾等に対する公共投資を促進して経済基盤の強化を図る必要がある。

(ホ) 金利政策の弾力性を回復し、資金の需給を金利機能によつて調整しつつ、長期的には金利水準を低下し、国際金利水準への鞘寄せを実現すべきである。

(ヘ) 自由化に伴い、長短資市場育成が必要であるが、市場経済の原理に従い価格機能を復活せしめるため、金利その他

の条件に対する実質的統制を撤廃すべきである。

(2) 自由田勘定の創設、田爲替の導入に伴つて内外市場の関連が深まつてくる。よつてこれを機として技術革新、資金の供給緩和、金利の引下げ等を図るため、外資導入を緩和する措置を講ずべきである。同時に、狭く定められている現在の爲替変動巾を西欧諸国なみに拡大するとともに、これに関連して、平衡資金操作の実施が検討されるべきである。

(3) 現行関税は、品目分類、課税方式、税率その他において著しく時代遅れとなつてゐる。このため、自由化後における関税の重要性にかんがみ、事態に即応する体制に改める必要がある。しかしながら、いたずらに関税引上げによつて自由化の利点を失うようなことは期待すべきではなく、国際機構の中で許される範囲における関税制度の合理化に重点をおくべきである。

(4) 国の内外にわたる各業界の秩序維持、企業合同等の国際競争力増強に必要な行為を可能にする環境を整備するため、独禁法の弾力的運用を図るとともに、必要があれば法的措置を考慮すべきである。

(5) 自由化に伴う企業近代化、合理化から生ずる雇用問題に対して社会保障、再教育施設の充実等受け入れ体制を整備すべきである。

(6) 自由化に伴い国内資源の有効利用及び国産技術開発の環境整備のため、次のような点を考慮すべきである。例えば石炭、木材等に対して他の産業を犠牲としない方法で一定限度を限つてその維持育成を図るための合理化を促進するとともに、国産技術開発奨励のため政府機関による基礎的研究を一層強化すべきである。

(7) 経済外交の強化、後進国援助等に対する施策を進めるなど輸出振興の環境を整備するとともに、国産品の優秀性を自覚させながら、国内市場の維持開発にも努めるべきである。

地域経済開発について

(三五・七・一五 昭和三五年度全国会員大会)

地域経済開発は、日本経済の均衡した成長を図るため、重要な政策となってきた。

これは世に云う地方の工場誘致と異なり、経済発展に伴い、必然的に解決を迫られている問題である。すなわち、わが国経済の発展は、テンポの速い技術革新と相まって一〇年先には鉱工業生産指数が五一〇ないし五五〇(昭和三〇年＝一〇〇、本年は年率二三〇)と見込まれている。したがって、地域開発はこのような飛躍的拡大を前提として一〇年あるいは二〇年の長期にわたる計画のもとに実行を進めてゆかねばならぬ性格のものである。

地域開発は、国土の開発と経済構造の是正という二つの面を持つている。経済力が一〇年後に倍を上廻る見通しにたつならば、経済発展の基盤となる国土開発が速かに着手されない限り、やがて、それが大きな障害となることは明白である。四大工業地帯以外に新たな立地条件の整備が急務となつているゆえんはここにある。

同時に、経済発展の現状は、国内に著しい地域所得差をもたらしているが、これまた健全な成長を妨げる要因となつている。のみならず、このような生活水準の開きが社会的にもいろいろ影響を招来し、ひいては社会的緊張の原因の一つをなしている。経済構造の是正が強く叫ばれているのも、まさに、かかる現状から出発しているのである。

したがって、経済発展に対応するための、新しい立地条件の整備に際しては、それと並行して、地域差を如何にして縮めてゆくか、そのため、経済構造をどう変えてゆくか、この問題の具体的解決が不可欠となつてきている。

地域開発は、経済発展を円滑に達成することによつて、国民の生活水準を高めるための大切な手段であるから、政府および企業経営者は、次の諸問題に取り組みが必要が認められる。

一、地域開発について、今日各地域が競つてそれぞれ構想を練り、あるいは促進運動を起している。しかし、これは地域相互間の均衡と、経済効果を期する上から、政府が国民経済的見地にもとづく総合的な地域経済開発計画を速かに樹立する必要がある。この場合、新しい立地条件と、不況地域および未開発地域との結合について、きめの細かな施策を織り込むべきである。

二、地域開発には公共投資の占める役割が極めて大なるものがある。公共投資については常にその経済効果が問題にされているので、地域開発を具体化する際、中央、地方を通ずる公共投資をどう配分するか、またその重点度をどこにおくか、ならびに資金源をどこに求めるか等について、長期の計画を樹てる必要がある。

三、地域開発を促進するとき、最大の障碍となるのは行政制度である。つまり政府支出を担当する行政機関が割拠しているのと、細分化された行政区劃にある。地域開発は複雑かつ困難な問題であるだけに、高度の行政力によらねばならぬのである。政府の立案および実施機関並びに行政区劃の再編成を考へるべきである。

四、地域開発は従来工場誘致という狭い立場でのみ論じられていたきらいがある。地域開発はその地域の資源、地理的条件さらに社会関係、したがつて生活水準等特殊性を加味しながら実行されるものでなければならぬ。したがつて、一般的に言つて、農業人口が多く、それに依存度の高い現状をおくならば、農業の近代化、それに伴う農業と工業の新しい関係ををつくり出すことに格段の努力を要するのである。

五、地域開発は公共投資と並んで長期かつ低利の資金補給を欠くことができない。その資金はそれぞれの地域の合理的な開発計画に即応しつつ、できる限り効率的に供給されるべきである。したがつて、地域別に独立の金融機関を新たに設置することには同意しがたい。当面現存の政府金融機関を活用し、それが緊密な協力のもとに、地域開発のため、それぞれの分野に

において積極的に活動せしめる方法を講ずべきである。

六、地域開発には、道路、港湾等輸送部門の整備に最も力を注ぐべきである。過去の経験からしても、これらが経済の伸びに對し、常に後手に廻つており、かつ地域差の因ともなっているからである。さらに、巨大化してゆく生産力を収容するための広大な用地が要求されるであろうし、重化学工業の躍進に伴い用水の確保が急務となつてゐる。よつて、用地と用水についての万全の措置を速かに講ずべきである。

七、地域開発には教育が重要な意義を有する。もとより地域開発の成否は指導者の質と量にかかつてゐるので、その適格者の養成を図るとともに、その地域の産業に合致した職業教育を奨励することが、結局開発の促進と雇用増大につながるからである。したがつて、教育についての政策、制度を再検討しなければならない。

八、地域開発のため大企業の責任は重大である。大企業の地方進出はその地域の雇用増加に寄与するが、とくに、関連ないし下請工業の育成、近代化を通じてそれが達成されるよう留意しなければならない。

九、大企業の地方分散化には、おのずから経済性という限界がある。したがつて、その条件を欠いている、いわゆる不況地域あるいは未開発地域の企業経営者は、ただ大企業の工場誘致のみを期待せず、みずから資源開発に創造力を発揮すると同時に、その地域が最寄りの工業地帯と如何にして結合するか、その方法を考え出すことに努めねばならぬ。

「提案」

地域経済開発は、わが国経済発展のため、絶対的要件となつてゐる。しかるに、實際問題として、わが国の行政制度および組織その他いろいろな障壁が横たわつており、これらの実現は容易ならざるものがある。

他面、自由経済のもとで、政府が企業活動を地域開発計画のわくにはめ込むことは困難である。

しかし経済発展に備えて、上記諸問題の解決と、企業活動に對する強い誘導力を持つためには、高度の行政力が要請される。

のである。

よつて、我々は専任の国務大臣を長とする強力な地域開発委員会を設置し、専ら計画の調整、資金の効率化に当らしめるとを政府に促すものである。

今後の財政運営に対する見解

(三五・一二・九)

(1) 所得倍増計画と財政金融の方向

われわれは、経済成長についてなすべき政府の役割及びその政策実現のためとるべき財政金融運営の基本的方策については、所得倍増計画に現われている見解に全面的に賛成する。

すなわち政府は、わが国経済が持つ潜在的な成長を極度に發揮するよう、社会資本の充実その他政府公共部門については一層積極的に施策すべきであり、他民間部門については企業の自主性を充分尊重しつつその活動の環境を整備する等、適切な誘導政策をとるべきである。しかしして財政金融はその目的達成にもつとも有効な手段として、これが適正な運営が期待されている。

更に所得倍増計画において、財政金融政策の基本的課題を、通貨価値の安定を確保し、景気変動の幅をできるだけ小さくするよう配慮しつつ、所要資金の円滑かつ適正な供給を確保することにありとする点についても全く同感である。

ただ問題は、これを計画期間中において、いかにして実現するかにある。特に財政は政府が保有する最も直接かつ効果的な手段であり、かつ最も計画性が尊ばれるものであるだけにその感を深くする。

(2) 財政の長期計画性について

所得倍増計画においては、昭和四五年度における財政収支の概貌を示している。従来このような意欲的な試みが行われたことがなかっただけに、その労を多とするが、われわれの期待する長期計画としてはなお及ばぬところがある。

長期財政計画は、その期間内において実施されなければならない諸施策について、緩急先後、相互の権衡が資金の姿において総合一せられ、かつそのための資金確保について一応の目的が樹てられるべきものであるのみならず、予算の単年度制を超えて、長期にわたって経費の配分、財源の調達を按配し、財政処理について一貫的な目標を与えるものでなくてはならない。最終年次の収支概貌のみを以てしては、おおよその方向は別として、諸施策相互の関連、目標到達への過程が明らかでない。われわれは出来れば年次別にその計画が示されることを希望するが、少くとも当面、段階的に期間を分つての計画がなければならぬと思う。

もとより、このような長期計画は年次別予算ではないし、又年度予算を拘束するものであつてはならない。予算はあくまでも各年度の経済情勢に応じて適切に編成されなければならない。しかし、それだからといつて、場当りに組まれてはならないのであり、将来にわたる計画性を常に配慮して行かなければならない。長期財政計画はそのような一貫的目標と計画を附与するものである。そのためには、一方において、継続費、国庫債務負担行為等の諸制度が有効に活用されとともに、計画自体財政経済事情の推移に即応して弾力的に随時調整改定が行われる必要がある。

所得倍増計画は、財政の長期的視点にたつて運営の方向を示唆するところがあるが、段階的計画の策定を提唱するわれわれとしては、以下二、三の問題について特に意見を述べたい。

(4) 財政消費支出の合理化

財政消費支出を極力切りつめることは望ましい方向であるが、そのためには機構の簡素化、事務の能率化等行政の合理化を一層徹底し、かつ支出の効率化を計画して行く必要がある。すなわち今後自由化の進展に伴い、当然統制部門の人員

の縮少をはかり、その他の部門についても事務運営の機械化等による定員の縮減又は配置換えを相当行う必要がある。

(ロ) 公共投資、社会保障、減税

公共投資、社会保障、減税は相互にバランスをとるべきであり、いずれを優先すると決めることはできない。ただ経済成長が大部分の国民生活の向上をもたらすといった点において、当面どちらかといえば公共投資にウエイトを置かんとする所得増進計画の考え方に同意する。更に公共投資については、事業の効果を勘案し総花的支出を排除し重点的施策に徹すべきであり、また社会保障については、制度の内部に調和をとりつつ、それぞれ長期にわたつての総合計画を樹立し、段階的に実施して行くことを期待したい。

租税負担率を国民所得の一定限度にとどめる考え方には理論的根拠はない。しかし国民負担がなお相当重い現状に鑑み減税の規模に一定の目的をおくことは当然であろう。ただ今後の減税については、直接税と間接税、国税と地方税、所得税と法人税等租税相互のバランスを考えた長期段階的税制の改正を計画すべきである。特に社会保障等の支出の増加して行く趨勢にもかんがみて、たとえば附加価値税・売上税等の安定的収入の得られる税種の創設について検討を加えるべきであろう。

(ハ) 公債政策

われわれは公債発行が財政投融资財源調達的手段として、一定の計画を定めて行われる限り、これに反対するものではない。公債は、政府と民間との間における投資調整の役割を果すであろうし、かつまた適正に運用される限り景気調整の手段として有効であることを認める。

しかしながら、公債政策が支障なく運営されるためには、これを可能とする経済的基盤と政治的環境が熟成されていなくてはならない。すなわち、公債が市中において自由に消化されるように各種条件が整備されていることと、安易な赤字

公債発行の手段とならないための政治的自制が行われることが必要である。現状においては、遺憾ながらこの双方とも欠けていることを認めざるを得ない。

増進計画が予定する如く経済の成長が行われる限り、年々多額の自然増収を生ずるであろう。もちろん、その財源は長期の見通しに基いて、必要支出または減税財源に充てるべきであるが、基礎条件の整備をみるまでは、減税の規模を按配しても、公債の発行を抑制することが望ましい。

(3) 財政に対する弾力性の附与

景気変動の調整は、財政の重要な役割であるが、この点についてわが国の財政は比較的硬直的であり弾力性に乏しい。それは予算制度の本質によるところもあるが、他面政治的制約に基くものも少なくない。

これを是正するためには、根本的にはまず予算を経済動向の慎重な見通しの下に編成することが必要であるが、制度的な問題としては

- (1) 公共投資について可能な限り継続費制度を活用して、支出や繰延べを弾力的にできるようにする。
- (2) 財政投融资計画について予算確保的な考え方を是正し、経済情勢に応じて一層弾力的に運用するようにする。
- (3) 公社等の事業予算については、経営の責任体制が確立されることと相まって、現在の予算的制約を外すことを考慮する。

等のが考えられ、また財政収入の一部を留保する調整資金の設置等を制度化すべきであろう。

(4) 予算編成業務の合理化

予算の編成は、合理的かつ明らかな手続によって行われなくてはならない。もとより事柄の性質上、ある程度政治的摩擦が生ずることはやむを得ないが、その解決は、あくまでも国民の納得の行く方法と過程を通じて行われなくてはならない。

この点に關しては、まず各省と予算編成当局との間において信頼と協力の關係が確立されることを要望する。予算の過大要求と過度削減との悪循環は未だに後を絶たない。かつ予算が数日間の接衝において、駆引や力關係によって決定されるかの如き印象を受けることは遺憾である。内閣の統制力の一層の強化を期待するが、一方事務的にも標準予算制度の大幅な活用、重要事項の事前協議等によつて、不必要な努力を省き編成業務を能率化することを考究すべきである。

次に政党内閣の下において、予算が与党の意向に沿つて編成されなければならないことは云うまでもない。しかしながら、政党の干与が些末にまで及ぶときは、予算の編成を二元化し、統一を害し、経費配分の重点化効率化を害するおそれなしとしない。政党の予算に対する干与はその大綱にとどめ、些末の行政事項については内閣の決定に一任すべきである。かつそれとともに、予算上の重要事項について政府与党間の連絡を一層密にし、かつ予算編成方針をその名にふさわしい具體的なものとすることも必要であらう。

(5) むすび

今後の財政はこの度の所得倍增計画を基本的方向として実施されるものと考えられる。この計画を単なる目標に終らしめぬためには、計画実現の過程を常時トレースし、計画各部門の相互調整を行いつつ総合的見地からその実現を期することが必要である。このため政府機構を充実強化し、更に民間の意見が十分反映されるよう考慮すべきであらう——たとえば、各界トップレベルによる強力な委員会を設置する等が考えられる。

日本経済に対する見解

(三六・一・二〇)

—— 昨年の回顧と今年の展望 ——

(1) 昨年の経済回顧

昨年の年頭において、われわれはもし、三五年度の経済が企画庁の見通しの如く、実質六・六%の成長に止まるとすれば、一昨年以來、急上昇をつづけている民間設備投資が、生み出す供給力の増加に対し、需要の伸びが相対に不足する恐れのあることを懸念し、設備投資の行き過ぎを、警戒すると共に、需要の増加に対し若干柔軟性のある、政策を準備すべきことを提言した。

その後一年を経過した今、ここで昨年の経済の推移を回顧してみると、われわれの懸念はついに、表面化されなかつたということになる。その原因は何よりも、経済の成長が、企画庁の予想を大巾に上廻つたということである。最近の同庁の見通しによると三五年度の成長率は、実質一・一%になる(われわれはもつと高くなると思う)ということであるが、この数字は、年初における経済界の予想、ないしは期待を遙かに越えるものである。

このような成長を可能ならしめた理由は、第一に個人消費の増加が予想(七兆一、六〇〇億円)より三、八〇〇億円多くなる。第二に、財政の財貨サービス購入の伸びが予想(二兆五、〇〇〇億円)より二、〇〇〇億円増加する。第三に輸出が予想(一兆七、七〇〇億円)より七〇〇億円ふえる。第四に民間設備投資が予想(二兆円)を八、五〇〇億円上廻るということである。

以上のような、最終需要の増加に支えられて、鉱工業生産は二年つづけて、二五%以上の増加を示したのであるが、この

間にあつて過熱現象と過剩現象の、何れをも生み出さなかつたということは、まことに喜ぶべきことと、云わなければならぬ。このような数量景気がつづいているのは、ここ一兩年世界経済が好調裡に推移し、わが国の輸出環境が非常によかつたことにもよるが、同時に日本の経済力が、充実に来た点も見逃がせない。われわれは昨年このような日本経済の成長力に對し、やや過小評価をした誤りを、率直に認めるのにやぶさかではない。

しかし、このような成長のし方について、全く問題がないといえるであらうか。前述の原因の第一、第二及び第三については特に論ずる必要はないと思われるが、第四の民間設備投資が、予想を大きく上廻つた事實は、将来に問題を持ち越すこととなるのではなからうか。三五年度の民間設備投資は、対前年度比三二%の増加となる模様であり、三四年度につづいて二年間、対前年度比の三割以上の、増加を示すことになるが、このような設備投資の増勢は、三年以来いわば、はずみのついた形でつづいており、本年もその勢を減ずる気配は見られないようである。この民間設備の投資が、ここ数年の高い成長の原動力であつたことは、云う迄もないが、問題は、他の最終需要たる個人消費、財政支出、輸出等に比し、余りにもその伸び率が高過ぎるという点である。

設備投資は短期的に見れば、その上昇分だけ需要をふやす要因となるが、長期的に見れば、投資の絶対額に應じて供給力をふやすことになる。昨年迄の如く、最終需要の増加分に非常に大きな割合（昨年は五割）を、民間設備投資が占めるという如き成長の形が、今後永続することは考えられない。もしそうなれば遠からず、供給力の大巾な超過を招来するからである。ただ昨年われわれが、この点につき注意を喚起した際に、用いた産出係数（民間設備投資の絶対額が生み出すG・N・P産出能力）の計算については、現状ではかなり疑問が生じて来ているので、現在の水準が、どの程度高過ぎるかということとは、ここでは的確にいい得ないが、少なくとも趨勢として、そのような問題をほらみつ、経済が成長している点は、間違いないところであると思われる。

(2) 今年の経済展望

本年は、所得倍増計画の第一年であるが、企画庁の見通しによれば、三六年度の鋳工業生産は、三五年度に比し一四・七%増加し、経済成長率としては、實質で九・二%になるということである。現在の最終需要の増勢から見て、その程度の成長が実現することは、さして困難ではないとわれわれも考える。しかし、このような成長が、昨年のように安定的に、即ち過熱も過剰も起さないうで達成できるかどうか、ということになれば、われわれはいささかの不安を感じるのである。

その第一は、鋳工業生産が、引続き早い速度で上昇していくとすれば、そろそろ各種の隘路の発生を見るのではないかと、いうことである。電力、輸送、その他いわゆる社会資本（公共施設）に問題のあることは多くの人の指摘するところであり、労働についても、豊富の中の不足という形で、隘路となる危険性をはらんでいる。この問題は中小企業にとつて、特に重大となるであろう。中小企業も、逐次生産性を向上することによつて、賃上げを吸収しなければならぬが、それが早く且つ大きい場合、それに対する抵抗力は弱いと思われるからである。

第二は消費者物価が政府の見通しの如く、〇・七%の上昇に止まるかどうかである。今年度の総需要の増加の内容は、前年度と大きく変化し、投資に代わつて、個人消費が圧倒的な割合を占めることが予想されている。企画庁はそういう傾向が、当分続くものと見ているようであるが、それは明らかに、投資景気から、消費景気への移行を意味する。そのような経過をとる場合、消費者物価が、殆ど上がらないというようなことで、果たしてすむであろうか。今年は国鉄を始めとする運賃、電気料金、その他の公共料金の値上げを、避けることはできないだろうし、それ等の料金を、いつ迄も不合理のまま、不当に抑えることは適當ではないと思うのであるが、それは他の消費物価の値上がりを誘発し、その結果として、賃上げ攻勢を激化せしめ、そこから、コストインフレ（賃銀、物価の悪循環）が始まるというようなことも、あり得ないことではない。

第三は国際収支が企画序見通し（輸出九%増、輸入一二%増、総合収支二億ドル黒字）の如く、今年も黒字基調をつづけることができるかどうかである。この問題を考える場合、何よりも重要な点は世界経済の現状及び今後の動向を、どう見るかである。

昨年暮以降、アメリカはドル防衛のために、やつぎばやに強い対策をとり始めた。そのことの日本経済に及ぼす影響は、今年一年に限る限り、さほど重大視する必要はないであろう。しかしながら、われわれはいわゆるドル危機の背景にある、アメリカ経済の基調の上に現われた、かなり大きな変化を見落とすわけにはいかない。サミュエルソン教授は、ドル危機の根本的な原因として、アメリカが長い間保持しつづけてきた、西欧及び日本に対する生産性の面における、優位性が失われて来たことを挙げているが、このような構造的ともいうべき変化が、今後の世界経済に及ぼす影響は、決して軽視すべきものではないと考える。このような基調の変化の中に、今進みつつある景気の後退がいつ立直るか、又ケネディ新政権の目標であるところの、高度成長が可能かどうか、という問題については現在のところ、意見は区々であり、にわかには断定的な判断を下すことはできないが、基調変化が起こった現在、そのことが如何に困難であるかということはほぼ推察できるのである。

このように見て来ると、現在はなお一応好況をつづけている西欧及び日本、更には後進国諸国に対する影響が、軽微なものに止まるとはいえないであろう。そして、そのことのために将来日本の輸出環境が、かなり悪化していくのではないかと、いうことを、われわれは恐れるのである。

更にここで注意しなければならないことは、欧米諸国の日本の輸出に対する感觸の問題である。従来も、日本の輸出に対しては、ダンピングや、或いは市場でう乱的進出として鋭い批判が投げられて来た。そういった声が、ここ数年の日本経済の驚異的成長と所得倍増という、野心的計画を見て次第に高まつてきたことは、見逃がすことのできない事実である。これら

諸国の国際収支が好調である間は、それはさほど障害とはならないかも知れないが、今後の経済動向を考えると、このような非難はより一層強くなつていく、惧れがあると思われるのである。

以上のような環境の変化は、急速に進むものではないであろう。従つてそのことが、本件の貿易収支面に強い悪影響を及ぼすと見ることは、早計に失すると思われる。しかし、そういう悪化の傾向が今後次第に強まるかも知れない、ということには十二分に警戒を要するところであろう。

第四は民間設備投資が本年も昨年のように、強い上昇をつづけるということになると、昨年の経済回顧の際に指摘した、設備投資の二面性の矛盾に、つき当るようなことにならないか、ということである。企画庁の推計によると、三六年度の民間設備投資は三兆一、四〇〇億円（対前年度比三、〇〇〇億円、一〇%増）に達するという。この伸び率は三五年度に比すればおよそ半であるが、現在の経済界における投資意欲の強さ、及び継続工事のウェイトの高さ等から考えて、果たしてこの程度に止まるかどうかはいささか疑問である。仮りにその程度に止まつたとしても、この三兆一、〇〇〇億円という水準は所得増計画の昭和四二年頃の水準であつて、増進計画に織り込まれた設備投資の見込みが、やや低過ぎるということはあるにしても、いかにもこれは早過ぎるという、感じを抱かざるを得ないのである。

もし本年中にそのような矛盾が表面化し、一部の業種から逐次過剰生産が、問題になつていくようなことになれば、企業の設備投資意欲は、次第に衰えを見せ始めるであろう。そしてその結果、仮りに設備投資が前年の横這いに転じ、需要の側で従来果たしつづけてきた、大きな役割を停止するようになれば、総需要の伸びは明らかに鈍化し、需給のバランスは一層大きく崩れることになるであろう。

一部には、その場合は他の最終需要たる、個人消費や財政支出を伸ばすことによつて、その落ち込みを埋めればよいという有力な意見がある。その道は決してないとはいえないし、そのような時に、公共投資のおくれを取り戻すことは、適切な

措置であろう。しかしその場合の問題は、高い経済成長に伴う輸入の増加を、賄うだけの輸出の増加ができるかどうか、である。輸出の前途については、前に見たように必ずしも樂觀的には考えられない。従つてそれは、程度問題であり、われわれはそれに大きな期待をかけることは、いささか危険であると思うのである。

以上を要するに、われわれの恐れる点は経済成長の過程の中で、逐次解消せしめなければならない、各種の不均衡が、成長速度が早過ぎるために、却つて拡大するようになり、ひいては、成長それ自体が、阻害されるようなことに、ならないかという点である。今年は恐らく、このような問題が、真に重大視されなければならないかどうかが、ほぼ明らかになる年となるのではあるまいか。

(3) 今年の課題

以上のような展望に立つて、われわれは今年の課題として次のような提言をしたい。

一、今年の財政、金融政策は景氣に対し、中立であることが望ましい。安定成長が続く限り、この方針を変えるべきでないことは、多く論ずる必要はないであろう。従つて、万一今年中に財源に、更に余裕が生ずるようなことになれば、それは将来の備えとしてリザーヴされること、が望まれる。

更に今年は前述の如く、経済に不安定要因が、発生する惧れがあると思われるから、財政、金融政策は、内外の経済動向に対応しつつ、機動的運営がなされると同時に、高度成長の下における安定均衡を、維持するための特段の配慮が加えられることが望ましい。

二、経済界としては第一に、かねてわれわれの主張している自主性の確立を、今年こそ強く推進しなければならないと思ふ。所得倍増計画の発表以来、経済界は経済成長に対し、余りにも安易な気分になり過ぎてはいないだろうか。例えば所得倍増計画を、あたかも政府の公約であるかのように受け取っている向きが、あるのではないだろうか。もともとこの計

面を、実現せしめる場合の主役は、経済界である筈である。それはだまつていても、自然にそうなるといつた、たぐいのもではなく、国民自らの懸命な努力によつて、始めて達成できるものであらう。更に経済界にとつては、この計画を安定的に進め、その過程の中で各種の不均衡を、是正していく重大な使命があると考える。背丈のみ伸びて、中身がこれに伴わないような成長を、望むべきでないことは論をまたない。

日本経済には、随所に大きな不均衡があり、その是正はどれをとつても、困難なものばかりである。更に、今年は前に見たように、国際環境にかなりな変化が起こらうとしている。しかもその中で自由化を、急速に進めなければならぬのである。この際経済界としては、充分な国際感覚を涵養し、自己責任とソリダリテート（連帯精神）に徹した、新しい秩序造りに邁進しなければならないと思う。

第二に、そのような観点に立てば、経済界としては慎重なる計画の下に、設備投資の重点化をはかり、自主調整によつて、徒らなる、重複投資を極力避けることに、留意すべきは当然であらう。現状において設備投資を、全面的に抑制する必要はないと思われるが、前述の通り、民間設備投資の増加の速度が、早過ぎる結果、将来生産過剰による景気後退が、起こる可能性があると思われる点については、充分留意する必要がある。

第三に、輸出については前述のような、輸出環境の変化が予想される今後は、今迄以上の努力と工夫が、なされなければならぬと考える。そのためには、先ず合理化によるコストダウンを、引き続き強力に進めなければならない。現在既に十分国際競争力を、持つている商品も多いが、競争力のない商品も、決して少なくない。自由化は恐らく今迄の予想より、かなり早まらざるを得ないと、考えられるからして、それ等の商品生産の合理化は、スピードアップされなければならないまい。又、不採算産業といわれる海運、石炭、硫安等については、今年こそ抜本的な対策が、講じられなければならないと思う。

次に、海外市場から前述のような、冷たい非難を受けないように、輸出のやり方について、深甚な配慮が加えられなければならない。そのためには、輸出秩序の確立について、異常な努力が払われなければならないと同時に、経済外交を飛躍的に進め、日本経済に対する、理解と信頼を高めることが大切であろう。それに関連して、われわれは将来ひんばんに開かれる自由国家の国際会議に何時でも参加し、かつ積極的に意見を述べため不断に説得力の強い、具体案の準備を怠つてならぬことを痛感する。

三、労働に対しては、所得倍增計画を安定的に実現するために、深い理解に基づく特段の協力を、要請しなければならぬ。急速度の賃上げが、経済成長それ自体を阻害し、結局、国民生活水準の向上を、遅らせることは余りにも明らかである。ここで特に、注意を促したいのは、賃金格差の問題である。その問題の速かなる解消は、われわれの齊しく、望むところであるが、強力なる大企業労組の生産性の上昇をこえる賃上げ攻勢は、問題の解決をむしろ困難にすると思われる。この際、経営者も、労働者も又大企業も、中小企業も相互に強い連帯性の上に立つていることを充分認識し、相共に緊密なる協力態勢を、造り上げなければならないと考える。

四、最後に政府に対しては、まず第一に、輸出振興および経済協力にきめの細かな施策を用意するよう切望する。前述の如く、本年の国際経済の推移は、必ずしも樂觀を許さない。したがつて、政府はその動向を深く洞察し、国際面からの諸影響が、わが国経済の成長、安定に阻害要因とならぬよう、輸出環境の整備に万全を期す必要があると考える。

第二に、この際最も重要なことは、成長政策より構造政策にあるということ強調したい。所得倍增計画が好調だからといって、余り安易な気持になつてはならないと思う。政府が徒らに成長率の数字にこだわることに對し、われわれは必ずしも賛意を表し難い。むしろ政府が、成長の過程において、大きな景気の波動を最小限度に止め、又、経済に内在する各種の不均衡を、速かに解消せしめるための環境造りに専念することを望む。特に経済基盤強化のため、公共投資の遅れ

を埋めることに留意し、立地条件の整備や地域経済開発に一層の努力を払わねばならない。現状においてこの部分は、政治上あるいは中央、地方官庁のセクショナリズム等のため、著しく重められたものとなっている。政府はこの際、誘導政策の実を發揮し、それが改善に、早急に着手すべきである。

政治刷新についての中間的見解

(三六・一・二七)

われわれは、議会主義政治の健全な発達を期し、かねて、その具体策を研究していたが、たまたま昨秋行なわれた総選挙の経験から、選挙に多額の資金を要することは問題であり、この際合理的な選挙制度の実現が何より急務であることを痛感し、ここに、新しい観点に立つて、選挙制度の改正を検討、具体化するための機関を設置することを提唱するとともに、政治刷新についての中間的見解を明らかにしたい。

とくに、この際、経済界に属するわれわれの立場からすると、経済界の選挙資金寄付についても再考の要を認める。われわれは、経済界の資金供給源たる経済再建懇談会が、これまで、個別企業と政治との関係をたちきることに相当大きな役割を果たした事実を正しく評価するが、しかしこれ以上存続させることは、経済界にとつてのみならず、正しい議会主義政治のためにも却つて障碍となる惧れがあるものと判断する。よつて、以下の如き選挙制度の実現と併せて、政党側が資金調達計画を樹てることを望むとともに、経済界の現行選挙資金供給源の解消を促すものである。

記

一、選挙制度の改正

(1) 小選挙区制の採用、あるいはこれと比例代表制との併用についても検討し、わが国情に合致した方法を考え、具体化を

図るべきである。

(四) 公營選挙の拡張

(イ) 法定選挙費用の合理的算定

(ニ) 選挙違反に対する罰則強化

二、政党の近代的脱皮

選挙資金については、保守、革新両党に問題がある。保守政党の資金が著しく経済界に偏し、革新政党の資金がおおむね労組に依存しているのは事実であり、この傾向は、選挙資金がふくらむに従い、ますます強くなる。この際、保守、革新両党ともに政治資金調達方法を根本から改める必要があり、それが議会政治健全化の要訣である。よつて、政党は直ちに資金に関する長期計画を樹てることに着手すべきであり、とくに保守政党は党組織の確立を図り、資金および派閥解消の両面の解決を図るべきであらう。

三、選挙資金寄付

団体の選挙資金寄付は、理想としてはこれを禁止するか、あるいは大幅に制限するのが最も望ましい方法である。よつて、政党はその資金を専ら党組織より調達する体制を確立し、早い機会に、団体からの資金依存より脱却するよう努力すべきである。

経済開発委員会(C・E・D)による地域開発に関する勧告

(三六・四・二一 昭和三十六年度通常総会)

はじめに

この報告書について経済同友会の幹部と討議を行った結果、我々には序章を加えた方がよいと思う。我々の観点はある暗黙の前提に立っている。我々は優れた民間経済の経済的産業的効率に合わせ行う地域開発計画をいさか評価してきた。これが我々にとって常に公表してはばからない前提である。

日本にいる多くの人達が他の考察にもつと優位を置いていることもありうる。地域開発計画は社会的、政治的構造を保持し、或いは変更する手段とも考えられるかもしれない、我々の見方はこのような考え方を無視し、或いはそれに可成り低い地位しか与えなかつた。

これらの観察によつて我々は二つの点に予め触れることにした。

(1) もしも地域開発計画が経済や効率という観点に立つていないことがあるならば、我々や我々の知る限り、このような立派な仕事を行つて来た計画者達にこの事実は認められなかつた。

(2) もしも地域開発計画の大きな目標が大産業の混雑(京浜地域、中京地域、阪神地域、北九州地域)の拡大を喰い止め、産業や産業成長の大半をこれらの混雑地帯に近くない現在は開発されていない地域に分散させることを含むならばその際には、現在利用されているよりも一層強力な奨励及び規制が必要となる。

我々は東京地域の開発に関して相対立する計画があるのをよく知っている。一つは東京港の周囲に集中する計画であり、他

は前橋市を含めていくつかの衛星都市を設置する計画である。我々は経済同友会が支持している衛星都市開発の方が経済や効率という点から実行しやすいのではないかと思う。しかし奨励策について今いつたことは、衛星都市の開発には二重に重要である。

水道、電力、運輸及び他の施設が衛星都市に与えられなければならない。また工場をそこに建てた方が有利だと経営者の方針決定を行わせるために或る特別の奨励策が必要である。我々は政府によつて工場をそこへ建設するよう指導されるよりもむしろ健全な事業判断に基づいて経営者がこれらの方針決定を行う方が望ましいことを強調したい。

最後に一度繰返すが、我々の観察は経済や効率を考慮して行つていたのであつて、政治的社会的構造の現在の傾向を急激に変えようとするものではない。

(1) 我々が、今回の短期間の調査旅行を通じて受けた一番重要な印象は、日本産業の驚くべき発展であつた。またそれに劣らず印象的であつたことは、将来の地域開発をめざし、はつきりした計画や思索がなされている事実であつた。我々の限られた知識のみるところでは、この計画の実現という面は、どうも前者ほど印象的ではなかつた。

(2) 我々が会談した官界・実業界双方の多くの人々は、既に前途に非常に重要な危険——公的部門における投資が、私的部門におけるそれに追いついていけないという危険——が横たわつてゐることを認めていた。

(3) そうした公共投資における第一のもつとも著しい立ちおくれは、我々のみたところ、交通部門、とくに道路（ハイウェイ）においてであつた。また同じく、エネルギー・水道・下水等々の部門においても、投資不十分の例を多くみた。来るべき十年間に、急速な経済成長を求めようとしても、これら各部門に社会的間接資本（ソーシャル・オーバーヘッド）が十分用意されていなければ、まずそれは実現不可能とならう。従つて、我々には、日本経済における総投資のうち、より多くの比率（同時により多くの分量）が公的部門にむけられねばならぬことが、明白な必要事と思われる。

- (4) 公的部門における投資量は、ただ増しさえすればよいというものではない。それらは同時に一そうよく調和し統一されていなくてはいけない。我々アメリカの多くの部分でもみられることだが、日本でも政府諸機関がいろいろな重復しているようだ。
- (5) 我々が觀察し研究したところ、地域發展計画の統一的成果をあげるためには、少くも若干の政府・公的機関に、さらに、多くの権能が与えられねばなるまい。
- (6) 日本道路公団 (The Japan Highway Public Corporation) と建設省の道路計画は、現在土地入手問題で、その実現に大分手間をとっている。もしこの道路計画が、後進地域發展の決定的な手段だとすれば、最高土地所有権 (The power of eminent domain——主権者が国土内のすべての土地を収用しうる権利……米法 (註) 及びそれが実施される過程は、強化されるべきであろう。土地所有者が十分事前に通知を受ける権利はよく守らねばならない。そうして、建設工事はおくらせることなくそれらの人々が十分保護されることとなるのである。そしてまた重要なことは、道路公団や建設省などに、土地を折衝や訴訟の結末をまたずに入手し使用できるような力を与えることである。
- (7) 同じく、日本道路公団の権能をひろめ、道路の重要交差地域の土地利用を統制できるようにさせる必要であろう。こうすることにより、望ましい商業用地域を入手することができ、そこを商工業の用途に供しうるとともに、道路用の土地も確保できるのである。他の公的機関 (府県・市町村・或いは公的機関) も、工業地域における投機を抑えるため、限られた範囲でやはり最高土地所有権を用いる権能が与えられるべきであろう。こうした工業地域は、地域計画がもたらす交通機関・工業用水といった新しいサービスのおかげで、価値が大いにますものである。
- (8) 交通・上下水道・動力の供給や、大気・河川の汚濁防止等にたいする公的投資にあつては、それらが総合的の一体としてなされるよう、相互間に一そうよき協力が必要である。この協力体制は、まず第一に財力その他を通じ、地域開発にたい

し有力な影響力をもつ中央の国の段階でつくられる必要がある。

(9) 日本の産業は、他の諸国の多くの場合と同じように、どうも自分たちの工場のまわりに壁を高くめぐらしたがってきたようだ。同時に、その壁の外でなにが起ろうと、そちらの方へはあまり関心をしめしてこなかった。しかし、公的投資促進の必要に迫られ、民主主義推進の段階に直面する現在は、経営者の指導性が公共的な問題にたいしても明らかに一そう多く発揮されねばならない。経済同友会は、事物を遠く先まで見通し、社会的に望ましい財貨の生産事業に指導的立場を占める日本の進歩的事業家を結集した機関ではないか。

(10) 我々の意見によれば、産業分散計画に順位をつけ、協力の実をあげるべき当面の必要事態は、産業界の指導者たちがその考えをまとめ、公的問題にたいする知識から得た力を發揮することによつてのみ、はじめて満足に解決できる。つまり、実業家たちはいまや立ちあがり、思慮深く消息に通じた声明を發しなればいけない。さらに換言すれば、実業家たちは、自分の仕事から出て、政府の役人たちへ、社会的に望ましい目標を達成するためにはいかに政府の政策を改善し何を新たに必要としているかを説明するようであればいけない。

(11) 経済同友会の人々は、長期に広く見通しを立てようと求めているが、こうして指導性を發揮してもらいたいのは、国の段階においてのみならず、地方——都市の段階においてもである。

経済同友会が日本経済の将来にたいする指導性を高める一つのとりうる方法として、中央・地方の兩段階にわたり、企業の分散計画をどう立てられるべきかを研究することがあろう。

(12) 非常に必要と思われるいま一つの研究は、資本の十分性、或いは不十分と認められたとき、それをどう補うかといったことに關するものである。資本のうち公的部門にたいする投資部分の比率が大きくなれば、たとえ公・私兩部門にたいする投資の総量はふえても、私的部門にたいする投資の相対的比率は低下しよう。従つて、公的投資の必要が増せば、資本の私

的部門にたいする投資余裕はそれだけせまくなろうし、資本供給量の少くなつた私的投資部門にたいしてはそれだけ政府の統制は強くなろう。

(a) こうした事情を避ける一つの可能性としてある道は、日本にたいして外国の私的投資がなされる通路を開くことであらう。まず手始めにできることは、設備投資という形で、後進地域に外国の私的投資が許されることを一般に認めることであらう。これは地方分散計画にたいする関心を促進することができるし、投資が輸入設備という形でなされ地元のお金を使わないから、私的資本の供給をはかりつつインフレ傾向を減ずることができよう。経済同友会は、後進地域にたいする投資助長の他の諸提案とともに、この可能性も考慮に入れられたいかであらう。

(b) 社会的投資計画が動きはじめ、経済が活況を呈し、消費支出が増大しはじめたならば、外国からの私的投資や輸入もふえよう。現在の制限措置は、それが日本経済の発展を深刻に束縛しているものか否か、研究する必要がある。

(c) これまでのべたような研究が必要であることから、続いていま一つの勧告も出てくる。所得倍增計画は、多くのこみいつた経済関係——たとえば社会的間接資本の増大とそのインフレーション、対外収支への影響——にたいし、実業界更に一般の理解を必要とする。経済同友会は、この点の教育を第一に実業家たちへ、ついで同じく他の指導的な人々へするという大きな役割を果たすがからう。

(d) 一つ最後の意見として勧告したい。我々には日本は既に、均衡ある経済的發展を進めるためにはなにが必要がよく知っているように思われる。地域開発の主要問題もきつと皆さんが成功裡に解決するであらうと我々は信じている。このことは、まさに現在の世界にたいする大きな貢献とならう。皆さんがその経験を世界に伝える上での援助を我々はしたい。同時に我々もまた経済政策の多くの分野で貢献したいと努めている。その努力の二三は皆さんにも興味あらう。従つて、我々はここに経済同友会と、既に我々がヨーロッパやオーストラリアの同じようなグループと結んでいるがごとく生き生き

とした関係をつくりあげたいと思う。今日ここでは、お互のグループはその独立性と完全性を保つという以外、その関係の細かいところは入る必要あるまい。啓発された私企業の指導性は、我々自由世界の者が享受しうる豊富さを産みだす。この指導性が世界の手をつないで、人類の一般の福祉をめざす自由社会の生産力を高めるようにしなければいけない。

代表幹事所見

(三六・四・二一 昭和三十六年度通常総会)

われわれは、今年年頭に発表した日本経済に対する見解の中で、今年の経済も、昨年に引続き高度の成長を遂げることは、ほぼ確実であろうが、その間に、設備投資、国際収支、物価、賃金と生産性の面において、そろそろ不安定要因が発生する惧れのあることを指摘し、それを未然に防止するために採るべき対策を挙げ、更に、所得倍増計画を安定的に推進するための基本的考え方として、政府、経営者及労働者が今迄以上に緊密に協力しあわなければならぬことを強調した。

その後三ヶ月の推移を見ると、当時われわれが恐れた事態が次第に現実の姿となつて表面化しつつあるように思える。

まず第一に、民間設備投資は、当時われわれが指摘した通り、非常な速さで上昇を続けている。三五年度の民間設備投資の水準は、本年一月企画庁の予測によれば、二兆八千五百億円となつているが、最近の同庁の見解によれば、三兆円以上に達したものの如くであり、それに個人消費の予想以上の伸びが加わつて、同年度の経済成長率は恐らく実質一・二―一・三%に及ぶものと推定される。それは、年度始めにおける同庁の予測のおよそ二倍の成長速度である。更に、最近の官庁や金融機関の調査によれば、三六年度の設備投資の勢は、昨年度に比し勝るとも劣らない強さを示しているが、もしこのまま推移するとすれば、今年度中に所得倍増計画の十年目の水準たる三兆六千億を越えることになる。そうなれば、三六年度も、経済成長として

は、昨年度と同程度の率を達成するということになるが、この成長の速さは所得倍増計画の二倍に近いものである。そのような設備投資の上昇を続けても、何等の不安定要因が生まれまいかどうかについてわれわれはいくつかの疑問をもつ。

疑問の第一は、民間設備投資が今後も対前年度比三割増というような速い上昇を続けられれば、当面は過熱的要因として働くが、やがてそれが生み出す供給力と需要とのバランスが破れないかということであり、第二は、もしこの需給のギャップを政策的に需要を造出すことによつて埋めようとするれば、国際収支に不安が生じないかということであり、第三は、現在の設備投資の勢を放置すれば、資金需給の不均衡から金融秩序に混乱が起り、そのために、経済全体の効率を害することにならないかということである。

需給のバランスについては、年頭の見解で詳述したから、ここでは問題を指摘するだけに止める。

国際収支については後述するが、資金需給の不均衡についてはその兆しは既に、最近の金融市場の動向に現われていると思う。これに対し、日銀は窓口規制を強化する意向の如くであるが、現在の資金需要は、政府の高度成長政策の線にそつて、急速に上昇している経済活動の結果として出て来たものであり、それを引締政策により抑制することになると、例えばコール市場における金利昂騰の如き金融秩序の混乱を起すことは避けられない。更に、金融機関が金利による景気調節機能を失つている現状では、窓口規制以外に景気の行過ぎを調整する道がないことは諒解されるが、しかし、このような選択的規制は、自由化と共に急速に生産性の上昇をはからなければならぬ中小企業等、生産性の低い産業に甚だしい資金不足を生ぜしめることになり、経済全体としての効率を阻害する危険がある。従つて、成長政策の結果生ずる資金需要は、原則としてオペレーションによつて供給されるべきであり、もし成長の速さを調整しなければならぬとすれば、成長政策それ自体の抑制と、経済界の自主調整を推進することが本筋となるべきであろう。

第二に国際収支であるが、今年にはいつてからの足取りを見ると、昨年末頃の企画庁の予想を全く裏切つて、経常収支につ

いては引続き巨額の赤字を生じている。最近の経常収支悪化の原因は輸入の増大と輸出の停滞である。輸入の伸び率が所得倍増計画の二倍程度の水準に上昇して来たことは、速い経済成長が続いているための当然の結果であろう。殊に、成長を推進している原因の主要なものが設備投資である現状からして、輸入の増勢は当分鈍化するとは思えない。これに対し輸出は最近の輸出環境の悪化と、輸出マインドの不足から所得倍増計画以上の実績を挙げるのはかなりの困難があると考えられる。従つて、いまの勢で成長を続けていくと、経常収支の赤字は容易に解消しないかも知れないことを懸念する。

われわれは、かねて所得倍増を実現するには輸出について政府も経済界も特段の努力と工夫をしなければならぬことを強調して来たが、今にしてこの問題につき思い切つた対策を講じないならば、現状のような速さの成長を支えるための輸入を賄うだけの輸出を実現することは困難とならう。その結果、やがて国際収支の面に破綻を生じ、高度成長を続けることが出来なくなる危険があると思う。

第三に物価であるが、卸売物価については、われわれが一月に指摘した電力、輸送、労働等が隘路となる時期が早まり、それが物価を押し上げる様相をはらんでいる。また消費者物価についても今年にはいつてから、各種料金引上げに伴い、いわゆる値上げムードが発生し、その動向は軽視しがたい傾向を辿つてゐる。そもそも成長の過程において、サービス料金や、不当に抑制されている政策料金が上昇するのは当然であるが、政府としては、政府の政策により、価格を引下げ得るものについては、たとひ輸入をふやしてでもその実現に努力すべきであり、民間企業としても生産性の上昇分の一部をさいて、製品価格の引下げをはかるべきであらう。われわれは政府が速かに物価政策を確立し、国民に不必要な不安を抱かしくないよう努めることを望みたい。

第四に賃金と生産性の関係であるが、先般公労協のベースアップが続いて、民間企業の賃上げ闘争が全面的に展開されている。それは、いわゆる成長ムードの上に乗つて、次第に激しさを加えて行く惧れを感じさせる。われわれは、賃金上昇をそれ自

体に反対するものでは断じてない。所得倍増計画を推進するという立場からすれば、当然それに応じて、賃金は引上げられなければならない。ただ、問題はその程度と現在の不均衡をどうするかという点である。その程度は、国民経済的に見て適正なものでなければならない。適正とは、総合的にいえば生産性向上に応じてその大きさを越えない範囲ということになるであろう。日本経済が戦後世界に冠たる成長を遂げることが出来た一つの原因は、今迄の賃金の上昇が適正であつたことであろう。これから先、もし生産性の上昇を越える急速な賃金上昇が続くということになれば、国際競争力の低下から、国際収支の危機に見舞われることになり、そのために成長は鈍化せざるを得なくなるであろう。それは労働者にとつても決して好ましい事態とはいえない筈である。

更に、日本経済の弱点といわれる所得格差、あるいは賃金格差を成長の過程において速かに修正し、平準化をはかるということには、労働者にも重大な責任があると思うが、そのためには、労働者は所得倍増ムードに乗つて、徒らに斗争にのみ走ることなく、生産性向上について経営者と緊密なる協調態勢をとると共に、大企業、中小企業、労働者相互において格差の是正に努める必要があると思う。

われわれは以上四つの重要問題の今後の推移如何が、所得倍増計画を安定的に実現するための鍵になると確言する。最近、物価と国際収支に問題が発生したことから、所得倍増計画を修正すべしという意見が一部から出ているが、われわれはそれには同意し難い。しかし、所得倍増計画の二倍に近い速さでの成長には、どうしても危険が伴うと思う。

われわれは、経済成長の速度が、このように早まつた原因は、政府の政策の出し方とそれに対する経済界の反応のし方にあると考えている。そもそも、所得倍増計画は、われわれが今年頭の見解において指摘した如く、政府の計画ではなく、それを達成するための主役は経済審議会の答申に記されている通り、民間経済界でなければならぬ。経済界はこれを国民的目標と考え、国民の情熱をここに結集し、自己の責任においてそれが達成にあらゆる努力を傾注すべきであらう。

従つて、政府は経済界が自主的にこの政策を推進する努力をしやすいよう、その誘導政策に慎重を期すべきであり、現状のような安易な成長ムードを助長することのないよう、深甚の配慮を加えることが望まれる。

更に、経済界としては、みずからの手でこの計画を充分検討し、それを安定的に実現する態勢を作る必要があると思う。そのためには、われわれが一昨年の総会において提唱した民間調査機関の必要が一段と痛感されるのである。

都市計画学部の新設について

(三六・六・一六)

東京都は、いまや都民生活にとって不安かつ生理的にも耐え難いものとなりつつあるばかりでなく、経済活動もまた能率低下の惧れさえ感ぜられる。われわれの見解によれば、このような事態になつた大きな原因の一つは、都市計画の不備、欠陥、更に都市計画者の質量両面にわたる不足にあり、したがつてこの速かな充足が痛感されるのである。

加えて、今後のわが国発展に必要な地域、工業立地の開発、地方都市の再配置等産業基盤や生活環境の整備、充実のためには、合理的、科学的都市計画の樹立が不可欠の要件であり、その人材の養成は重要性を加えるといわなければならない。

欧米では逸早くからこれが認識され、とくに米国では一九二九年にハーバート大学、一九三五年にマサチューセツ工科大学が都市計画学科を設立していろいろ、殆んど大学の専門の学科を設置し、その出身者が不況地域開発、都市再開発に決定的な役割を果たつたことは事実の明らかに示す通りである。のみならず今日インド、インドネシア、メキシコ等後進諸国においてすら都市計画学科が設けられ、着々成果をあげているといわれる。

これに反して、わが国では、都市計画についての一般の関心が乏しく、いまだに、その研究、人材の養成に必要な教育機関を欠いている有様でまことに遺憾である。

ここにわれわれは、早急に各大学が技術偏重でなしに総合的な都市計画学部を設ける必要があると考える。幸い東京大学はすでに都市工学科の設立を計画中である。その内容自体にはなお問題があると思うが、われわれはこれを都市計画に関する学問の途が拓かれる第一歩と認め、予算措置その他制度上の諸障碍を越えてその実現を期すものである。

海 運 対 策 (二六・八・九)

一、昭和三三年以来、われわれは金利負担軽減を中心とする、わが国海運の経営基盤強化策を提唱してきた。その後海運造船合理化審議会においても「海運国際競争力強化対策」が答申され、この実施に関係各界の努力がかたむけられたが、遺憾ながら、今日まで十分な成果を見るに至らず、わが国海運は現在、極めて深刻な事態にさらされている。

二、このような事態になった根本の原因は次の点にある。すなわち第一にわが国海運は、今次大戦によりその船腹の大半を喪失し、しかも戦時補償については、その全額を打切られ、英国海運が、わが国と同程度の船腹を失いながら、戦時補償の全額支払をうけて急速に再建されたのにくらべると、著しく不利な立場にたたされた。第二にわが国海運は、占領政策によって再建が遅れたため、戦後の復興需要による海運ブームにも乗りおくれるに至った。

じらい計画造船を中心として、外航商船隊の拡充につとめてきたが、この間わが国の海運は、戦時補償の打切により借入金をもって船隊を建造し、加えて長年の蓄積と手厚い国家保護をうけている外国海運と不利な競争を行なわざるえなかつた。かくて三三年以来の長期にわたる世界的な海運不況と相まって現在の海運企業は、膨大な借入金と累積した船舶の償却不足をかかえ、その企業内容は極めて脆弱なものとなっている。しかも、企業の経営合理化への努力にもかかわらず、最近期の状況では、その償却前利益はむしろ減少が予想され、今後大巾な運賃上昇も期待薄であって、この累積した償却不足は、

更に増大することが見通される。

三、しかしながら、いまやわが国経済の成長のためには、国際收支並びに輸送力の安定確保のうえから、外航船腹の拡充、整備が重要かつ焦眉の課題となっている。われわれは、日本海運は膨大な輸送需要と優秀な造船業及び船員に支えられて、国際的にも有利な素質をもつものであり、適切な措置が講ぜられれば、わが国の高度成長に対応し、低廉にして安定した輸送力確保という国民経済的な要請に、充分応え得ると信じ、この際抜本的な海運再建策を樹立し、早急にこれを実施する必要があると考へる。

四、以上のような認識のもとに、われわれがわが国海運が従来の船腹を有効に利用するとともに、その国民経済上の要請にこたえて、貿易量の増加に対応する外航商船隊を整備拡充し、輸送の安定、積取比率の向上を通じて、貿易外收支のこれ以上の悪化を防止するための、妥当にして合理的な方策は、あくまで自由企業体制を基本として海運企業の脆弱な経営基盤を強化し、世界海運と平等な条件で競争し得る力を与えることであると考へ、ここに次の如き再建策の実施を提唱するものである。

記

- ① 海運企業は可及的速かに③による助成を前提として、償却不足、借入金延滞を解消しうる整備計画を策定し、下記委員会に提出する。
- ② 政府は整備計画の審査を行うため、開銀、市中金融機関等の大口債権者等をもって構成する整備計画審議委員会を設ける。
- ③ 審査の結果、適当と認められたものについては、一四次以前の計画造船融資を中心にして、開銀及び市中金融機関は、その債権額の凡そ $\frac{2}{3}$ を向う五ヶ年間社債（無利子）もしくは特殊の株式にする。

上記の措置をとれば、海運業全体として年年七〇億円の利子が軽減されることになり、運賃市況に大きな変化がなければ、大体五年で償却不足は略々解消し企業は健全な体質を持つことになる可能性が生ずる。但し会社によって、その程度がまちまちになることは不可避であり、その問題は主として企業努力によって、解決されなければならない。

なお以上の株式は五年後には再び各金融機関の債権に戻し、株式化の際の条件に準じ、速かに返済するものとする。

④ 政府は、整備計画審議委員会の設置及び必要あれば開銀、市銀の債権の株式化に必要な措置を講ずる。

⑤ 整備計画の実行が海運業界全体としてほぼ完了するまでの期間、現在の計画造船方式を続ける。この場合、たとえば輸出造船金融と国内造船金融との金利上の差別をさける等、国際的に平等な条件で競争し得るよう、引つづき低利資金の確保について十分に配慮するとともに企業が運航に関し国際競争力を増強しうるよう立法措置を考慮すること。

これら計画造船の船主決定に当っては、整備計画の進行状況優良なるものを優先的に考慮する。

⑥ 以上の如き日本海運強化策の遂行を弱める惧れある自由造船については、原則として整備計画の実行完了までは、金融機関その他関係者はこれに協力しない建前とすることが望ましい。ただし輸送需要産業側からの長期運賃保証があり、収益整備計画の実行に貢献することが明らかであるものについては整備計画審議委員会にはかった上でその諒解があれば建造を認めることとする。

⑦ 輸送需要産業をはじめ一般産業界においても、この際日本船の利用度を高めて国際収支改善に寄与し、もって、海運業の安定と強化に資するため一段の協力を行う。

⑧ このほか、政府は先進国が大体実行していると思われる助成策、例えば税制上の優遇措置、定期航路及び三國間航路補助等の措置を講ずる。

日本經濟の現状認識とその対策

(三六・九・四)

われわれは、今年々頭に発表した「日本經濟に對する見解」の中で、今年も、昨年にならぬ高度の成長を続けるとすれば、國際収支、物價、産業設備及び雇用の面において不均衡が発生し、經濟全体のバランスが崩れる懼れのあることを指摘した。

続いて、四月の通常總會における代表幹事所見の中で、上述の懼れが、次第に現實の姿となつて現われてきたことを問題にし、今にして、政府と經濟界が緊密に相協力して、はやすぎる成長を調整するための思い切つた対策を講じないならば、事態は益々悪化し成長それ自体が阻害されるに至るであろうことを懸念し、結論として、政府は速かに、安易な成長ムードが滲透することを防ぐとともに景氣が行過ぎないような誘導政策をとること、經濟界は所得倍增計画を自からの手で充分検討し、それを自からの責任において、安定的に實現するための態勢を急速に整えるべきことを提唱した。

その後の推移をみると遺憾ながら、事態は刻々、悪化の度を加えつつあるものの如くであり、このまま放任することは、もはや許されない段階にきていると考えられる。

さきに、われわれが指摘した高度成長下の問題点のうち、当面、最も戒心を要すると思われるのは國際収支の動向である。

最近の國際収支は、一部の樂觀的見通しを裏切つて、いままでのところ、一向に好転の兆しをみせてはいない。更に、今年下期の動向についても、企画庁、日銀、大蔵省いずれも、明るい見通しは持つていないようであり、今日では、今年度經常収支の赤字が八億ドル以上になるであろうことは常識化している感がある。

国際収支悪化の原因は、一口にいえば、はやすぎ成長の結果として起つた輸入の激増と輸出の停滞である。今年になつてからの成長速度は、所得倍増計画が想定した年七・二%の二倍に近い速さだと思う。そうなれば、輸入の対前年増率が、所得倍増計画による増加率九・三%の二倍になつても何等不思議はない。現に、今年の一〜六月の実績は、通関ベースでは二三%増、為替ベースでは二九%増となつているが、これは大体において、基調的なものと考へなければならぬ。一方、輸出は同じ時期に、通関でも為替でも六%程度しか伸びていない。(所得倍増計画では年九・五%) その上、貿易外収支も、今年になつてからかなり大幅な赤字を続けている。これでは資本収支で、ある程度の黒字が出たとしても、手持外貨が目に見えて減つて行くのを避けることは不可能であろう。

最近まで、一部では上期の経常収支の赤字は多分に季節的なものであり、下期になれば、米国の景気の回復と相まつて、好転するであろうといわれていた。

なるほど、米国の景気は多くの専門家の予想に反して顕著に回復しつつある。しかし失業率は依然七%に近いし、個人消費の伸びも鈍い、対米輸出の大半が消費材であることを思えば、安易な楽観論は立てられない。更に、ドル危機は一応去つたかの如くみえるけれども、基本的について、ドルの不安が解消したわけではないから、一連のドル防衛措置が緩和されることは先ず考えられない。とすれば、対米輸出が今後急進するという保証はないといわなければなるまい。

又欧州、その他の市場の状況も、今後、わが国の輸出にとつて、好ましい方向に変化するとは断じ難い。従つて、下期以降において、たとえ季節的な改善が若干見込めるとしても、国際収支の大幅な好転は実現しないとみざるを得ない。一部には、現在は、三三年の時とは違つて、金、外貨準備が一八億ドル近くあるから、多少減つても驚くことはないという意見がある。しかし、周知のように、その大部分は、短期債務に見合つているものであつて、必ずしも安定したものとは認められない。その中には、クレディットと兩建預金になつているものが、かなりあり、もし、経常収支赤字の結果、預金を崩せば貸出しが縮

められ、その結果、資本収支において赤字を生ずることになるであろう。又、現在の基調的なギャップが解消せず、経常収支の赤字が減少しないことになれば、対日信用は低下し、ホットマネーが引上げられる恐れもでてくる。このように考えると、経常収支が八億ドル以上赤字になるという事態は、到底放置しておいてよいというものではないと思われる。

国際収支以外にも問題は多い。われわれがさきに指摘した雇用、社会資本（公共施設）、資金等は、経済成長の隘路としての性格を、益々明かにしてきたし、物価についても、不安定要因として、次第に、経済バランスに悪影響を与えつつある。

以下、それぞれについて、その実情を明かにしたい。先ず、雇用であるが、若年労働者の一般的不足に加え、技術者、技能工の不足傾向は最近、頓に強くなり、それが、賃金の上昇を刺戟し、中小企業や採算性の低い業種に次第に深刻な影響を及ぼしつつあり一通りの労務対策では、如何ともなし難い状況に立至っている。

次に、公共施設については、工場敷地、工業用水、道路、港湾等の立遅れは日に日に目立ってきており、工場設備は近代化されても、その効果を充分發揮することができなくなりつつある。殊に、最近の港湾滞貨の問題は、施設の不備、荷役労働力不足が重なり、一日も忽がせにすることができないところまできている。

又、資金については、その需給のアンバランスが次第と拡大し、今や、資本、金融両市場は、コールレートの異常高に端的に示されている如く、次第に混乱に陥いらんとする様相を呈している。このことは、明かに、投資が蓄積を大きく越えて強行されている結果とみなされるのであるが、そのことは、結局、既往において幾度か経験した如く、中小企業其の他、基盤の弱い企業にしわよせされることになり、日本経済の最大の弱点といわれる構造的不均衡を一段と拡大することになる。

更に物価についていえば、卸売物価は、建築材料を除けば大体安定しているが、消費者物価は依然根強い上昇を続けており、前途楽観を許さないと思われる。こういった傾向が、賃上げを刺戟し、商品コスト上昇を招き資金、物価の悪循環からコストインフレを引き起すことは先進国の例に徴し、明かなところであろう。そうなれば、たとえ、設備の近代化をはかつて

も、企業の国際競争力は弱化することを我々は恐れるのである。

一部には、ここ数年來続けて来た高水準の設備投資がやがて尨大な供給力を生み、その供給圧力によつて、物価は低下するという意見がある。われわれも、今のようない設備投資を続けければ、近い將來、過剰生産による景氣後退を避けることはできないと思うのであるが、問題は、価格とコストの関係であり、さきの意見には、この兩者の混同があると思う。いうまでもなく、コストが上がり、価格が下がるとすれば、利潤率は甚だしく低下する。そうなれば、企業の資本蓄積は減退し、高度成長は続けられなくなるであらう。従つて、貸金、物価の悪循環につながる消費者物価の上昇傾向は大いに戒心を要するところである。

以上述べた隘路と物価問題の根本原因も、国際収支と同様、はやすぎる成長にあると思う。要するに、わが国の総合的な経済力は、現在のところ、所得倍增計画で想定した年七・二%が、せいぜい、政府がここ二三年の目標として掲げている九%の成長速度を可能ならしめる程度以上ではないことになる。われわれは所得倍增計画が指向する経済バランスは、大筋において正しいと考える。問題は計画の二倍に近い速さになつてきたところにあると言ふべきであらう。

従つて、当面の問題を解決しようとすれば、基本的には、成長速度を九%程度に落とすと同時に、輸出の促進につき、兩期的な対策を確立し、実行しなければならぬ。

先ず、成長速度を調整するためには、その原動力たる設備投資と、消費抑制がなされる必要がある。設備投資については、先般、一割繰延べの要請が出されたし、つづいて公定歩合も一厘、引上げられたが、現在のところ、産業界の設備投資意欲はあまり衰えをみせていないし、消費ブームは益々その勢を強めつつあるものの如くである。従つて、この場合の決め手は、政府が広く国民に向つて、このままの勢で進めば、やがて国際収支の危機に直面し、その結果として、大きな反動に見舞われることを警告し、行き過ぎの調整を進んで実行するように説得することだと思ふ。

次に、輸出推進についても、政府の国民に対する説得は重要な決め手となるであろう。輸出を伸ばすためには先ず、内需の抑制をはからなければならぬ。従つて、消費ブームを助長するような政策は厳に戒められなければならない。一方、積極的な輸出助成政策についても、政府は思い切つた対策を考慮する必要がある。

われわれは英国の歴代内閣が、国民に向つて、輸出か死かと呼びかけてきたこと、ケネディ大統領が、就任以来、米国が国際収支を改善し、昔日の威信を取戻すか否かは、かかつて国民諸君の肩にあるといひ続けていることをわが政府は大いに学んで貰いたいと思う。

以上は政府の果すべき役割につき述べたのであるが、それに対応して、経済界はどのように動くべきであろうか。そもそも、所得倍增計画に対する経済界の反応のし方は余りにも強過ぎたというべきであろう。もし、わが経済界にも、先進諸国のような高度の自主性が存在していたら、あのような反応はしなかつたであらうし、第一年目において、計画の一〇年後の民間設備投資水準を突破することもなかつたと思われる。従つて、この際、経済界は政府の説得を謙虚に聞き、自己の責任を以て経済全体のバランスを整えることに協力すべきであると思う。

勿論、個々の企業の立場としては、設備投資を抑制することは容易に納得し難いところであろう。自由化の進展を眼前にひかえ、国際競争力を急速に高めなければならぬ事情に迫られている現在、設備の近代化、合理化は是非共強力に推進されなければならぬ。しかし、だからといつて、それは、いくらやつてよいというものではないと思う。やり過ぎて、大幅操短を余義なくされれば、合理化のメリットは消えるであろう。従つて、個々の企業としても、当然、国の経済のバランスを無視する訳には行かない。もし主要な企業の経営者が、その社会的責任を軽視し、自己の企業の利害のみに捕われて猛進し続けるとすれば、そのとがめは、やがて自からにはぬ返つてくることを経営者は真剣に考へる必要がある。そして、此際、国際競争力に無関係の投資は抑制し、必要な投資については、割合によつて重点化をはかるべきであろう。

次に、輸出の促進については、経済界としては、輸出か死かという表現は極端であるにしても、それに近い自覚を以て、必要な輸入の抑制、国産品愛用と輸出マインドの昂揚に努める必要があると思う。この場合、特に強調したいのは輸出推進に対する心構えの問題である。景気の行過ぎが、ある程度調整されれば、国内需給のバランスは改善され、やがて、輸出ドライブがかかる状態が出現するであろう。しかし、そのようなドライブによつて、日本の商品が世界の市場にだれ込んで行く場合に、当然起るであろう市場の側の反響を軽視することは出来ない。近年、欧州市場は勿論、米国においてさえ、日本の輸出は神風輸出として、きびしく批判されているのである。その意味において自由世界が、IMF体制の下で急速に共同市場化の方向に進もうとしている時に日本独特の輸出態勢乃至は秩序を持ち続けることは極めて危険といわなければならぬ。従つて、経界としては、何を措いても、広い国際視野に立つて、みずからの姿勢を正し、国際市場に円滑に溶け込むことができるようにしなければならぬと考える。

そのために、何よりも必要なことは、自主的な輸出秩序の確立であり、次に、経済界自身の手による経済外交と、マーケティングである。このことは、われわれが、昨年来主張しつづけているところであるが、遺憾ながら、今までのところ、その気運は盛り上りを見せていない。しかし、この点を無視して、事態の改善をはかることは到底、望み得ないと思う。

なお、この際貨銀についても言及せざるをえない。消費の行過ぎ是正、物価の安定を期するには貨銀の落着きが絶対必要である。このため、労使双方が生産性との関係において貨銀を取り極めるよう一層の努力と協力が要請されるのである。他方、政府も公務員のベースアップをはじめ貨銀政策全般について、前記の観点から慎重な態度で臨むべきであると信ずる。

以上、当面の問題解決のための基本的方針につき述べたが、それを推進するための財政、金融政策について一言したい。

財政々策としては、第一に、当分消費刺激的な方針を厳に避ける必要がある。そのためには来年度は設備投資および消費等の抑制に主眼をおき、減税を最少限度にとどめるべきであり、歳入増の内相当部分を景気調整のためのリザーブとして保留す

ることが望ましい。又、投資と蓄積のアンバランスを是正するため、貯蓄奨励を再び強化することも必要である。最近の成長政策は国内消費を重視し過ぎる嫌いがなくてもない。消費ブームはその一つの現われと思われるが、貯蓄こそが成長の大きな柱であるということを軽視することは絶対に禁物であらう。

第二に、今後の財政支出は公共投資の立遅れを取戻すこと、中小企業等基盤の弱い部門に対する補強を行うこと、労働力の需給を緩和すること、輸出を促進することに重点を置くべきであり、総花主義は厳に排除されるべきである。

次に、金融政策としては当分引締めを続ける必要があるが、過度の日銀信用の拡大は、危険であらう。最近、公定歩合再引上げが問題となつているが、今後、政府の基本的な誘導政策が力強く推進されるならば、それは必ずしも絶対に必要とはいえない。当面、最も重要なことは、金融機関が公共的立場に立つて、産業界と充分話し合い、徒らに過当競争に走ることをないよう、極力自戒することだと思ふ。

次に、中小企業金融については、前述した特殊性に鑑み、特に深甚な配慮が加えられなければならない。この際、金融機関は、大企業とともに、中小企業が弱体化すれば、その影響は、結局、大企業にはね返ってくることを考え、中小企業の基盤強化のために協力する心構えを持つべきである。

又、国際収支改善のための輸出金融に対して、格段の優遇措置がとらるべきであり、同時に、安定的な長期外貨の導入につき、政府は勇断をふるうべきであると考えらる。

最後に、結論として一言したい。われわれは所得倍増計画を経済界の責任において、あく迄も安定的に推進し、その過程において、諸々の不均衡を解消せしめたいと念願しており、その可能性は、近年、頗る充実してきた経済力から考えて、充分であると判断するものである。しかし、そのためには並々ならぬ努力が必要であることは論を俟たない。現状は上述の如く、多くの問題点を抱えているが、今、直ちに、政府も経済界もともに重大な決意をし、以上に述べた政策の線にそつて、当面の行過

ぎ調整に真剣に取組むならば、経済を安定成長の軌道に戻すことはさして困難ではないと思うのである。

同時に、これは独り政府や経済界のみならず全国民の自覚、反省にまたねばならぬところが多い。すなわち消費の抑制は国民一人一人が経済の安定成長を念頭におくことによつて、はじめて実現できるものである。したがつて、政府、経済界として九千万消費者との協力を得るよう努力すべきである。

海運強化対策の推進にかんする共同声明

(三六・一一・一一)

経済団体連合会 経済同友会

われわれは、今後の日本経済の発展と国際収支の改善のために、船腹拡充が特に急務である事態にかんがみ、夫々の立場から海運強化対策を要望してきたが、未だに本件にたいする政府全体の基本的態度が確立するに至つていないことは、きわめて遺憾にたえない。

海運強化対策にかんするわれわれの共通の意見は、次の如き点にあることを茲に重ねて指摘し、政府がこの機会に国民経済的見地からこれを推進されんことを強く要望する。

記

一、わが国経済の将来の発展に伴う貿易量の増大、ならびに将来の国際収支改善のために、船腹の拡充は今後とも益々必要不可欠であるにもかかわらず、海運企業基盤の現状において、これを達成することは困難であり、このためには、船腹の拡充と企業基盤の強化につき、この際抜本的措置を講ずること。

二、新造船については、所要建造量に見合つた政府資金を確保する外、国際競争力強化のため、その金利負担を国際金利水準

なみに軽減することが何よりも必要であるので、これが為めの所要の措置をとること。

三、海運業の基盤強化のため、過去における船腹拡充により招来された債務の過大な重庄を軽減する思いきつた措置をこの際講ずること。

四、以上の二措置は相互に関連し、両々相まつて効果を生ずるものであるから来年度予算において、必ず不可分のものとして並行してこれを実施に移すべきこと。

日本経済に対する見解

(三七・一・一九)

昨年、政府も経済界も限界を大きく越えて経済の拡大を図つた結果、今次の経済変動に逢着したことを深く反省しなければならぬ。とくにこの際重視すべきことは、世界経済の構造的変化の進展と、日本商品に対する差別待遇の下において、日本が国際収支の悪化を中心とする経済不均衡の解決に迫られていることである。

今年日本が世界経済のなかに融け込むための措置を具体化しながら、同時に日本自身の経済難局を打開しなければならぬ重大な年である。したがつて、過去における景気調整とは著しく性格を異にしていることを銘記して、政府はもとよりわれわれ国民全部が現実をきびしく直視し、安易な観測や甘い態度を捨てて、事態改善のため自らの体にちらうつ勇断と実行を覚悟せねばなるまい。

当面、最も緊要な問題収支の拡大的改善であるが、上述の如く日本にとつて国際環境は決して甘くはない。しかも今秋は九〇%の貿易自由化を進めると共に第八条国移行への準備をしなければならず、余程の決意を要するのである。

この際、政府は率直にきびしい事態を認めて安定的成長を図るため、輸出第一主義を基調として国際収支改善に必要な合理

的景気調整策を断行し、財政の緊縮、消費の抑制、貯蓄の助長、物価、賃金の安定、あるいは経済外交等に積極的施策を講ずべきである。

昨年末経済同友会の会合において、池田首相が経済界と連絡会議を持ちたいと言明されたが、これはまことに適切な構想であり、われわれはそれが速かに実現し、有効に活用されることを熱望する。

同時に経済界としては、自己責任の原則に従い、過ぎた拡大の調整と将来の発展のため国際競争力本位の基盤強化にまい進しなければならぬ。とくにここで、われわれはいち早く言い続けてきた豊かな国際感覚と高い社会的責任をもつて先進諸国の高度に組織され、調整された自由主義経済と完全に協調しうるような新しい経済秩序を確立することの必要性を痛感する。

労使関係については、日本経済の国際競争力強化の見地に立つて、賃金、その他労使関係について話し合いの場を築くことを真剣に考えるべきである。

また国民としても、消費の健全化と貯蓄の推進がこの事態を救う鍵であることを十分自覚し、消費のデラックス化に進まないよう自粛自戒する必要がある。

われわれは日本経済の根強い成長力を確信し、九千万国民の雇用増大と生活水準の向上を究極の目的として、新たなる発展を期するとともに当面の難局を打開するため必要な課題を次に提起する。

(1) 経済秩序の整備

— 企業規模の国際単位化と中小企業分野の確保 —

(2) 所得倍増計画の本質再認識

— 長期計画と安定成長の関係 —

(3) 景気調整機能の活用

―日銀中立性の確立と金利機能復活―

(4) 新年度予算案の運営と金融政策

―財政の弾力的運営と貯蓄の増強―

(5) 輸出第一主義の確立

―経済外交の推進と外貨手取率の高い産業の助成―

(6) 物価政策の確立

―生産性の高い商品の値下げ推進―

(7) 新局面における労使関係の在り方

―国際競争力強化を前提とする労使協力―

一、昨年の回顧と今年の展望

先ず昨年の経済を回顧するに当つて、われわれが昨年一月に発表した「日本経済に対する見解」、四月の通常総会における代表幹事の所見および九月五日発表の「日本経済の現状認識とその対策」を想起したい。昨年年頭の見解において、わが国の経済が引続きあまり高度の成長を続けるとすれば、国際収支、物価、産業設備および雇用の面において不均衡が発生し、経済全体のバランスが崩れる恐れのあることを指摘し、更に四月には事態がわれわれの予測通りに悪化しつつあることを警告すると共に政府および経済界に善処を強く要望したが残念ながら、その後景気過熱の情勢は改まらないので、九月上旬に至りわれわれは事態の緊急性を認識し、経済成長率のスローダウン、国際収支改善策としての輸出振興の徹底、設備投資および消費需要抑制等を中心とする対策を発表した。そして政府は国際収支の連月大巾悪化を見るに及んで、ようやく九月中旬から成長ムード助長の態度を捨て引締め政策への転換にふみ切つたことは周知の通りである。

三六年度の国際収支は上半期の実績で経常収支が六億六千万ドル、総合収支で三億六千万ドルの赤字となり、下半期の実績見込を含めると三六年度としては経常収支九億二千万ドル、総合収支七億二千万ドルの赤字と推計されている。(ただし借款を含まない)

ことに昨年、政府が経済動向に対する判断をやめた大きな原因の一つは三五年度の国際収支が大巾の黒字となつたことにあると考えられるが、その内容は主として輸入ユーザンスの延長やユーロ・グラの流入等短期資金の増加によるものであつた。これは貿易為替の自由化に基くものであつて、日本経済が国際経済に一步深く踏み出した結果である。不安定な短期外貨資金の増加を経常的収入と混同すべきでないことは国際金融の常識であるが、昨年四月末の保有外貨が二〇億ドルを超えたことに眩惑され、その内容を顧みず八月頃まで国際収支に対して安易な見通しを脱することができなかつたのである。政府も民間も一昨年以來推進されてきた貿易為替の自由化により日本経済が大きく変ぼうしつつある事実を、この際、再認識する必要がある。

また昨年の物価動向を見ると、前年同月に較べて一二月の卸売物価指数(日銀調)は三・二%の上昇であり、東京都消費物価指数(総理府調)は八・八%と顕著な上昇を示している。金融面では昨年末の日銀貸出残高一兆二千八百億円は一昨年末比一五七%増加し、昨年末の日銀券発行高一兆四千八百億円は、一昨年末に較べて約二〇%の増加となつている。国際収支、物価、金融の三大主要経済指標の推移と労働資金の急上昇は、昨年の景気過熱がいかにはげしかつたかを端的に物語つている。ことに国際収支は経常収支面では昨年一月から毎月赤字状態に入つていたし、物価は一昨年七月から昨年九月まで大體継続的に上昇をつづけており、これらの主要経済指標が明かな警戒信号を出していたのに対し、政府及び経済界が事實上見過してしまつたので、景気過熱を甚だしくしたことは将来のために深く反省しなければならない。

次に今年の経済の展望であるが、今年ほど見通しの難しい年は少いであらう。それは政府の経済政策主として財政および

金融政策の手かげん如何によつてかなり異つた結果をもたらすからである。三七年度予算編成の前提として昨成された政府の三七年度経済見通しによれば、国民総生産一七兆六千三百億円、実質成長率五・四％と見積つてゐる。問題の国際収支は、輸出が三六年度の約四十一億ドルから四十七億ドルと一四・六％伸長し、輸入は四十八億ドルと前年をやや下廻る線に抑え、経常収支尻が二億八千万ドルの赤字、総合収支尻で一億ドルの赤字に収めようと言つてゐるのである。そして今年の秋頃から月々の国際収支は黒字基調に入ることを期待している。昨年以來の深刻な外貨危機がこの程度で切り抜けられれば上等であるが、これに一応辻つまを合せて作られた政府経済見通しの主要項目が、期待通りになるといふ政策的裏付けに乏しい。三七年度の設備投資総額を弱含みの横這い程度と見て、前年度比一・六％減少させることは金融引締めによつて実現出来るとしても、個人消費支出を九兆五千二百億円と前年度比八・四％の増加で済ませ得るかどうか甚だ疑問である。おそらく政府は、景気停滞と貯蓄奨励のかけ声だけで大巾に消費伸率の縮少を期待しているのだから、何等具體的の政策なしにこれを実現できると言う保証はない筈である。ことに設備投資、個人消費支出と並んで総需要の三大項目の一つである政府支出が、三十七年度は前年度と變らぬ大巾増加を見ることになるのであれば、政府の経済見通しは極めて甘いといわざるを得ない。

そこで再び国際収支の見通しに戻るが、海外経済の動向が總括的に見て必ずしも悪くないとしても、海外各地の輸出環境には問題が多い。三六年度の輸出伸率四・六％を三七年度には一挙に一四・六％に飛躍させ、輸入の方は前年度より一・六％減少させるためには、よほど国内需要を庄縮しなければならぬことは明かである。政府および経済界が現状程度の甘い態度で進むものとすれば、今年中に国際収支を均衡状態に戻すことはまず困難だと考えざるを得ない。このままでは景気調整の問題を三八年度まで持越すおそれなしとしないのである。

二、今年の問題

今年の最大の課題は国際収支の均衡を回復に向わせることである。この目標に対してあらゆる施策を集中せねばならないことは勿論であるが、この際まず経済運営に対する態度について政府および経済界の在り方を掘り下げて考える必要がある。

政府は、今日の日本経済が自由経済として発展していることを軽視して、統制経済的感覺で形式的な施策で自己満足している場合が少くない。例えば経済成長率を何%にするのだといつて、それが政府の自由になると考えているかの如き、或は昨年七月に設備投資一割削減方針を声明しただけで、過剰投資の抑制対策だとして見たりする如きである。経済政策は企業家の心理を含めた経済の現状をあるがままに認識して、適切な施策をとることが肝要である。昨年の政策転換以来、設備投資を事実上抑制し輸入を抑えたものは殆んど金融引締め効果に帰すべきだということを銘記すべきである。自由経済の下で、政府が文字通り計画的に実施できる経済政策は、社会資本の充実がその中心であつてその他は財政金融政策によつて誘導するのが本筋である。財政は政府の権力を根源としているが、金融は民間の取引であるから、西独の如く市場経済の原則を生かしていくことが経済の均衡的發展を保つ上には非必要である。それが自由経済の本質だからである。

次に経済界ことに企業の経営者も政府が打ち出した成長率引上げの成長ムードに巻き込まれて、急激な設備投資競争におち入つたことは、自由経済に於ける経済変動の法則が今なお存在することを軽視したからである。所得倍増計画の本質が長期の経済展望にすぎないにも拘らず、統制経済に於ける計画と同一視したきらいがあることは、経済界も政府と同じようにあやまつたといふことができるであらう。

政府、経営者或は労働組合たるを問わず、経済運営に関する判断の規準は、国際競争力を強化するかどうかにか置くことが肝要である。日本経済の成長度合は輸出増加如何にかかつているからである。

最近の自由世界の動向を大観するに、世界経済は構造的変化が進みつつあり、世界経済の一環としての日本経済は、その

意味で大きな転換期に立っている。われわれは今や、もつと広く国際的視野に基いて、わが国経済の新しい秩序を築いて行く用意がなくてはならない。

次に今年の経済的難局を乗り切るためばかりでなく、将来安定成長を実現する上に重要な課題を提言したい。

(1) 経済秩序の整備

一〇月から実施される九〇%の輸入自由化は、国際経済の現状、国内企業の合理化推進などを考慮すれば実施を延期すべきではない。これに備えて、わが国の企業の特徴ある内容の充実と規模ならびに単位を高め、また中小企業の特徴を生かしつつ近代化および分業化を推進して、輸出国内両面において外国企業との競争態勢を整えねばならない。最近英国では欧州共同市場へ加盟する方針が打出されたので、国際競争強化のため大企業の合同が推進されている。

わが国の企業の規模は、国際的に見て小さいので貿易自由化に対処し経営面から国際競争力の基盤を強める必要上、企業の集団化や合併が問題とならう。他面従来の企業系列化には自己陣営の拡張にのみ走る弊害も見られ、あるいは地域的にコンビナートを形成する場合にも、いたずらに他業種に進出したり、また大企業のデパート的多業種兼業は中小企業分野との摩擦を生ずることも多く、いずれも過当競争を誘発し資本効率の悪化をもたらす傾向が強い。企業の経営者はその社会的責任を自覚し、長期的観点に立つて資本効率の向上と国際競争力の強化に努めるべきである。また企業の社会的責任の実行を活発化するため、その政策決定機構を改革する必要がある。

景気調整をなるべく円滑に推進するためには、当面過当競争でふくれあがった設備投資の需要を縮小することが是非共必要である。これについては、政府のみならず民間においても強力な抑制策を展開しなければならない。政府の経済見通しでは、三六年度設備投資総額を三兆七千五百億円と見込んでいるが、実勢は既に四兆円に達していると考えられるから、新年度に於ける投資の抑制が順調に実現しなければ、これからの景気後退期に生産過剰を一層甚だしくするおそれがある。

ある。企業はその社会的責任を認識し、この際設備投資の競争をやめ、自主的調整を推進していくべきである。

高度成長の進行過程において、上記の如き如き経済秩序の混乱が発生していることについては産業も金融も反省を加え、国民経済的見地に立つて自主調整により、その弊害を回避することに努めなければならない。

(2) 所得倍増計画の本質再認識

日本経済は過去六年間平均成長率一〇％という高度成長を続けてきたのである。所得倍増計画は、今後の平均成長率を七・二％と見込んで一〇年後に国民総生産が二倍になるであろうとの想定の下に画かれた日本経済の未来図であり、長期の経済展望なのである。それを倍増計画ができたお蔭で経済が伸びるのだと国民に思わせるように宣伝した政府も行過ぎだが、それをうのみにして急激な成長ムードを起した民間も悪いことは前述の通りである。しかし倍増計画の効用は、所得倍増というキャッチフレーズで民間に経済的自信をつけたこと、経済の成長に伴う将来の経済構造の変化に対する展望を明かにして、企業の長期計画や政府の社会資本充実の長期計画を可能にしたことである。一〇年間の所得倍増計画と名付けられていても実質は経済の長期見通しであつて、短期的には全く計画性を持たないことは、その第一年度たる三六年度に第一〇年度に予定した以上の設備投資が行われても、何等施策のなかつたことで明瞭であろう。

倍増計画の本文のなかには、この計画は民間企業の成長による部分が多いので、この計画の大部分が経済展望であり、政府の直接実施しうるところは社会資本の充実と民間企業の誘導政策をとることであると、はつきり書いてある。

この誘導政策のなかで最も重要な金融政策の検討が不十分だつたこと、物価の安定政策が確立していなかつたために、所得倍増計画は第一年度から蹶跌を来したのである。そこで長期計画である所得倍増計画と短期的な景気調整政策とは、何等矛盾しないばかりか、それを欠いては計画としての意味をなさないものである。

政府も経済界も長期計画の本質を再認識して、その本質に従つてこれを活用することが、将来の安定成長への出発点と

なるのである。

(3) 景氣調整機能の活用

自由経済の安定的成長を実現するキメ手は、財政と金融の景氣調整機能を活用することにある。景氣動向に關する財政政策の在り方は極めて簡明である。すなわち不況時には積極的財政を、好況時には中立的財政を、景氣過熱時には緊縮的財政をとればよいのである。しかるに戦後日本が政治的に独立してから経験した二八年、三二年および三六年の三回にわたる大きな景氣過熱とその反動は、いつも好況時に政府が積極財政をとった結果発生していることを強く反省しなければならぬ。このようにわかりきった原則が、従来あまり実行されていないことは日本の政治の弱点である。わが国の一般会計予算や財政投融资計画、また地方財政をみると年々その規模がふくらむとともに弾力性を失いつつあるようだ。財政支出を弾力的に処理し得る部分と然らざる部分に區別し、要すれば財政法を改正して一層弾力的運営を計るべきである。

財政に較べて金融は一層機動的な景氣調整力を持つている。金融は自由経済運営のカナメであることを再認識し、金融政策の正常化を実現すべきである。金融政策正常化の中心は、金融に於けるプライスマカニズムを逐次復活して、資金需給の変化に応じ金利(貸出及び預金金利)を適当に変動せしむることである。

これを断行すれば投資と貯蓄が自律的に均衡し、景氣調整が円滑に進行するのみならず、社債市場の拡大をはじめ資本市場と金融との関連が一層緊密化する。すなわち金融引縮期には、当然預金及び貸出金利を引上げることになるが、景氣が底をついて金融引縮期が終了次第、再び大巾に金利水準を引下げればよいのである。景氣調整手段として有用な金利機能の復活には、政府の反省のみならず金融界の自主的努力と産業界の協力が必要である。

金融情勢を通じて見た景氣動向と金融政策に対する判断は三二年および昨年を経験によれば、日本銀行の見解が政府その他の見解より数ヶ月早目に打出され、且つ結果的に見て妥当であったことは周知の事実である。金融情勢に基礎を置い

た金融政策を実施するために、政府として制度の上ばかりでなく、事実上日本銀行の判断を尊重する慣行を確立すべきである。金利機能の復活と日銀の中立性確立が金融面からの景気調整機能活用上緊要な具体策である。

(4) 新年度予算案の運営と金融政策

三七年度一般会計予算政府案は、三六年度当初予算に較べて二四・二%と大巾に増加しているので、景気動向に対してむしろ刺戟的な大型予算だといわざるを得ない。昨年来の景気過熱を鎮静させるために、財面からとるべき調整作用を全く放棄した結果となつたことは遺憾である。年度内に国際収支均衡達成を第一眼目としている政府としては、超均衡財政、すなわち大巾の黒字予算を編成すべきである。消費の行過ぎ抑制を急務としている際だから、間接税の減税は一年見送るべきであり、前年度当初予算に較べて予算規模の増大を少くとも一五%以内に抑え、余剰財源は景気調整資金として一応棚上げするのが最も合理的な予算編成である筈だ。

新年度予算案が国会に於て最終決定を見るのはこれからであるが、大型予算が景気を刺戟しないように、少くともその運営については、実行予算を作り予算の一部を天引して支出繰延べを実施し、国際収支均衡の見通しがいつてから適宜支出するなど、予算の実行面で政府に特別の配慮を望むものである。政府が決めた三七年度経済運営の基本的態度によれば、財政金融政策を中心とする国内経済政策は、国内需要を抑制し輸入を沈静させることを主眼とし、引締め基調を堅持するとあるが財政面からその実施を見ないとすれば、金融面から一層引締め基調を強化しなければ、辻つまが合わなくなることは必至である。経済界としても、早期に国際収支均衡を達成することが将来の安定成長のために是非必要であることを認める以上、金融引締め政策の強化を認めざるを得ない訳であるが、経済界自身も行過ぎの姿勢を正すことによつて、引締め政策の早期完了に努力しなければならぬ。

政府では消費抑制のために貯蓄奨励をとり上げているが、貯蓄こそは設備投資の増加を可能ならしめ成長の柱であるこ

とを再認識し、預貯金金利の弾力的運用を考慮すべきである。また貯蓄に対して税制面から抜本的な優遇措置を講ずべきである。

(5) 輸出第一主義の確立

国際收支均衡回復は、単に輸入抑制のみによる縮小均衡ではなしに、輸出目標達成による拡大均衡実現でなければならぬ。

そこで今年には特に輸出の大巾増加を期待しなければならないが、欧州共同市場の成長は日本の輸出に対し直接間接の困難さを加えており、英国の加入が実現した場合一層不利をもたらすであらうし、またガットに於ける日本差別待遇の存在やドル防衛政策に便乗して米国内に保護貿易主義の抬頭など、わが国の輸出に対する環境は決して樂觀を許さないのである。

長期的に見ても、人口が多くて資源の少ない日本において経済成長の大きさをきめる最大の要素は、輸出ともう一つは貯蓄にあることは極めてわかりきった道理である。輸出を伸ばすには多角的の政策が必要である。

第一に経済界についても若干の輸出圧力が存するような政策をとることが基本的な問題である。具体的には内需景気の行過ぎを是正するような景気調節を常に実行することである。

第二は各種の輸出奨励策を推進することである。個々の具体策については、すでに多くいわれているから省略するが、特に外貨手取率の高い産業を勇断を以て助成することである。

第三は政府と経済界が協力して輸出マインドを醸成することである。英国は自己の生存のために、輸出振興に対しあらゆる努力を傾けているが、英国の経済環境に似ているわが国も当然輸出第一主義に徹すべきである。

第四は経済外交の推進と市場開拓に努力を傾けることである。わが国が九〇%自由化を決意した以上、諸外国に対して

差別待遇を徹廃するよう強く主張しうるはずである。日本経済の發展段階は、先進工業国と差違があるため誤解されがちであるが、現在着々その差違を縮少しつつあることにつき理解を求め、政府および経済界は、足並をそろえて経済外交を推進し、差別待遇の壁を打破らねばならない。その意味でわが国の大西洋共同体への加入を強く要求すると共に、何時でもそれに対応出来る国内態勢の準備を怠ってはならない。また輸出産業は世界の隅々までの市場を開拓するため、一層マーケットインゲを強化すべきことは勿論である。

第五は、後進国援助を積極化することである。後進国援助は自由諸国の一員としての責任をはたすばかりでなく、輸出増進策としてこれを積極化する必要がある。

(6) 物価政策の確立

所得倍増計画は、その計画期間である一〇年間にわたり、物価がほぼ安定しているとの前提で計画を立てているが、それを實現するための物価政策について政府はあまり熱意を示していない。

総合的に見た物価水準の安定は、経済が均衡的發展を遂げている証拠である。インフレーションはたとえ緩慢であつても実質賃金の低下や貯蓄を減価せしめる等国内的にも弊害が大きいが、国際競争力を喪失し経済の發展を阻害するものである。所得倍増計画は、その財政金融政策の基本的方向のなかで「基本的な課題は通貨価値の安定を確保し景氣変動の振幅をできるだけ小さくするよう配慮しながら、経済成長に必要な資金を円滑かつ適正に供給することにある。まず第一に通貨価値の安定であるが、経済成長は通貨価値の安定に裏付けられてはじめて健全な成長といえる」と述べて物価安定の必要性は充分認めているのであるが、政府の施策としては事実上物価政策がほとんど欠除している。

物価政策には二つの面がある。第一に基本的な政策としては総需要と総供給が適合するような財政および金融政策をとることであつて、結局景氣調整政策そのものである。第二は個々の物価に対する政策であつて、流通機構の改善、独占禁

止政策および公共事業の合理化、地価の抑制など多角的な対策が必要である。

また経済成長の途上で、経済構造の変化から生産性向上の困難なサービス料金や農産物価格の引上げ等によるコスト・インフレの要因がある。そこで物価水準の上昇を防止し、国民経済の均衡を保つには、生産性向上率の高い第二次産業製品の価格引下げが必要となつてくる。それには、生産性向上による利益を賃上げと資本充実と製品の価格引下げに充当することが望ましいのである。上記の内で価格引下げが一番実行困難のようであるが、これは企業にとつても労働者にとつても、また国民経済全体としても、終局的には利益をもたらすものである。製品の値下げは需要を喚起して企業を利し、また物価水準を低下させる結果、実質賃金の上昇となつて労働者をうるおし、更に国際競争力を強化することになるから、国民経済にも貢献出来るのである。

(7) 新局面における労使関係の在り方

われわれは昭和二一年に経済復興会議を提案して、労使の協調により戦後経済の復興を図ることに努力した経験を持っているが、今や日本経済が国際競争力を強化して新しい発展段階に入らねばならぬ時に当り、新局面におけるわが国の労使関係の在り方を提言したい。われわれの意図は、国民生活水準の向上とその合理的推進にある。それには労使双方が、国際競争力強化による国民経済全体の発展が国民生活水準向上の前提であることを認め、その前提を共通の広場として話し合いにより賃金問題その他の労使関係を納得づくで解決し、労使協力によつて最も効率の高い経済発展を遂げ、国民生活の充実を期すべきである。

自由経済たると社会主義経済たるを問わず、経済の発展はその国経済の生産性向上の程度如何にかかつていることは周知の通りである。一企業についても生産性向上如何が賃金引上げの規準となるべきである。その場合、生産性向上による増加利益を労働者（賃上げ）と企業（資本の充実と配当）と消費者（製品価格引下げ）の三者に如何に分配するかが大

きな問題点である。若し生産性向上分を超えて賃上げが行われるならば、その企業が行詰まるのみならず、その風潮が一般化しコスト・インフレを招いて賃上げと物価騰貴の悪循環におち入り、結局国際競争力を失い、引いては通貨の平価切り下げに追い込まれて、国民の生活水準が低下することとなるのである。

新しい労使関係の在り方は、前述の如き共通の広場に立つて話し合いにより、労使協調して生産性向上と合理的分配を
行いよりよき福祉国家を実現することである。

昭和三十七年四月三日 印刷
昭和三十七年四月十三日 発行
(非売品)

発行所 東京都千代田区丸の内一ノ二
社団法人 経 済 同 友 会

電話 〇五四九一〜四

印刷所 日本製版株式会社